

教育委員会月報



文部科学省

■ 特集 解説 ■

教職員団体の組織の実態について—令和3年10月1日現在—



こども×デジタル

「こどもに関する 各種データの連携について」



「『教師不足』に関する実態調査」及び 立学校教員採用選考試験の実施状況」について

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

Series 学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり



2022年3月25日発行 第73巻11号

2022 March





■ 特集 解説 ■

教職員団体の組織の実態について—令和3年10月1日現在—
初等中等教育企画課 1

こども×デジタル
特集 第4回「こどもに関する
各種データの連携について」 20

**調査
統計** 「『教師不足』に関する実態調査」及
立学校教員採用選考試験の実施状況」について 30

Series 地方発！我が教育委員会の取組

福島県棚倉町教育委員会
町ぐるみのキャリア教育の推進 45
～体験・評価・保幼小中高の連携を通して～

宮崎市教育委員会
宮崎市版「未来の教室」の実現に向けて 50
～自ら答えを生み出す力を育てる教育への転換～

Series 学校、地域が活性化！地域とともにある学校づくり

長野県教育委員会
地域と共にある学校づくりを目指して 54

◆ 教育長紹介 56

◆ 目 録 57

◆ ひとりごと 62

教職員団体の組織の実態について —令和3年10月1日現在—

初等中等教育企画課

この資料は、令和3年10月1日現在における公立学校の教職員が組織する職員団体の実態についての調査結果をまとめたものである。調査の対象となる教職員は、大学及び高等専門学校を除く公立学校に勤務する全ての常勤教職員（再任用教職員を含む。）である。

1 全国組織の種類

主な教職員団体は、令和3年10月1日現在で、日本教職員組合（日教組）、全日本教職員組合（全教）、日本高等学校教職員組合（日高教右派）、全日本教職員連盟（全日教連）、全国教育管理職員団体協議会（全管協）の5団体があり、都道府県単位の教職員団体等が連合して結成されている。

一方、教職員団体の中には、これら全国組織に加盟していないものもある。

また、教職員の中には、教職員団体ではなく、全日本自治団体労働組合（自治労）などの地方公共団体の一般の職員の組織する職員団体等に加入している者もあり、教職員団体全体の加入率等は、これらを含むものである。

本調査では、5団体以外の教職員団体及び教職員団体以外の職員団体等に加入している者については、「その他」の項目に計上し、集計している。

2 令和3年度の調査の概要

今年度の特色として次の諸点が挙げられる。

(1) 教職員団体全体の加入率（資料2）

令和3年度は30.4%となり、昭和51年以降46年連続

して低下。調査を開始した昭和33年以降、これまでの最低となった。

(2) 教職員団体ごとの加入者数及び加入率（資料1-1）

- ・加入者数
日教組、全教、日高教右派、全日教連、全管協の5団体が前年度に比べ減少。
- ・加入率
日教組、全教、日高教右派、全日教連が前年度に比べ低下。全管協は同率。

(3) 新採用教職員全体の加入率（資料8）

令和3年度は23.4%となり、前年度より低下。

(4) 教職員団体ごとの新採用教職員の加入者数及び加入率（資料1-2）

- ・加入者数
日教組、全教、日高教右派、全日教連の4団体が前年度に比べ減少。
- ・加入率
日教組、全教、日高教右派、全日教連の4団体が前年度に比べ低下。

3 教職員団体への組織別加入状況

令和3年10月1日現在における、教職員団体への加入者数は309,433人（30.4%）で、前年度に比べ、11,019人減少、加入率は1.0ポイント低下した。

各全国組織の加入者数は、前年度に比べ、日教組が

6,256人、全教が2,115人、日高教右派が306人、全日教連が756人、全管協が8人減少した。

また、各全国組織の加入率は、前年度に比べ、日教組が0.5ポイント、全教が0.2ポイント、日高教右派と全日教連が0.1ポイント低下。全管協は同率であった。(資料1-1)

教職員団体全体の加入率の推移は、昭和33年の調査開始以来、昭和40年度以降若干の増減はあるものの、70%台で推移していたが、昭和54年度調査で70%、平成3年度調査で60%、平成15年度調査で50%、平成24年度調査で40%を割り、今回(令和3年度)調査の30.4%がこれまでの最低となった。(資料2)

なお、資料3は教職員団体別の加入率の推移を、資料4は都道府県別の教職員団体加入状況を図示したものである。

4 全国組織別・職種別・学校種別加入状況

職種別加入状況は前年度に比べ、副校長の加入率が上昇し、その他の職種(校長、教頭、事務長、部主事等、教員、事務職員等及び単純労務職員)の加入率は低下した。(資料5)

また、学校種別加入状況は前年度に比べ、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園において加入率は上昇し、その他の学校種においては低下した。(資料6)

5 新採用教職員の加入状況

令和3年10月1日現在における、新採用教職員の教職員団体への加入者数は8,917人で、前年度に比べ542人減少し、加入率は23.4%で、前年度より0.9ポイント低下した。各教職員団体への加入者数は、前年度に比べ、日教組が313人、全教が95人、日高教右派が80人、全日教連が52人減少した。

また、加入率は前年度に比べ、日教組が0.5ポイント、全教が0.3ポイント、日高教右派が0.2ポイント、全日教連が0.1ポイント低下した。(資料1-2)

新採用教職員の組織別・職種別加入状況、組織別・学校種別加入状況は資料7、新採用教職員の年度別加入状況は資料8のとおりである。

また、資料9は都道府県別新採用教職員の教職員団体への加入状況を、資料10は各教職員団体別の新採用教職員の加入率の推移を図示したものである。

参考 全国組織の概況等

なお、公立学校の教職員が組織する主な職員団体の概況等は以下のとおりである。

(1) 日本教職員組合(日教組)

① 概況

教職員団体としては我が国最大の組織で、昭和22年6月8日に結成された各県の単位組合等の連合組織である。平成元年末の組織分裂により、日教組傘下の県教組が存在しないいわゆる空白県が多数生じたが、その後、組織を再建し、現在では再び47都道府県に組織を持つ全国組織となっている。

国内では、日本労働組合総連合会(連合)に加盟している。公務員組合の中では自治労に次ぐ大規模な組織である。また、他の公務員組合と組織していた日本公務員労働組合共同会議(公務員共闘)の平成15年10月15日の解散に伴い、同日付けで結成された公務公共サービス労働組合協議会(公務労協)の中核的存在となっている。

また、国際的には、国際産業別労働組合に加盟する国際産業別組織である「教育インターナショナル(EI)」に加盟している。

② これまでの活動実態等

< 反対闘争 >

ア 日教組は、勤評反対闘争(昭和32年~同34年)、教育課程反対闘争(昭和33年)、全国一斉学力調査反対闘争(昭和36年~同37年)、臨教審路線反対闘争(昭和59年~同63年)、新学習指導要領(国旗・国歌等)反対闘争(平成元年~同7年)など、国の教育政策に反対する闘争を繰り返し行ってきた。とりわけストライキに関しては、昭和41年以降同60年までは、「賃金の大幅な引上げ、人事院勧告の完全実施」などを要求して、ほぼ毎年全国統一ストを実施してきた。昭和49年4月には、

過去最高の規模である全一日ストを実施した。しかし、その直後の8月の定期大会において、反主流派から「機械的労働者論に基づくスト万能主義、スト至上主義」との批判がなされたため、ストの在り方をめぐり組織内に厳しい対立が生じた。そのため同年春闘及び翌50年春闘ストは最終的に中止の事態となり、組織内に大きな亀裂が生じた。その後、昭和50年に主任制度化・主任手当支給が政策課題となったことから、同年12月に約1年半ぶりにストを実施した。この主任制反対闘争は、翌51年・52年にもストが反復実施され、以来日教組運動の重点となった。昭和63年5月24日には、臨教審関連6法案阻止闘争の一環として全国統一ストを実施した。

なお、昭和41年以降同63年までの日教組、日高教左派が行った統一ストは35回に及び、参加教職員数は延べ682万人に上るが、このうち延べ約84万人が懲戒処分を受けている。

また、平成18年の教育基本法の改正に関して、日教組は、「愛国心」など個人の内心に関わることを法律で規定すべきでないとの理由から反対の立場をとり、デモや集会を開催するなどの反対運動を展開した。

さらに、平成20年1月、日教組に加盟している北海道教職員組合（北教組）は、北海道の査定昇給制度導入等に反対する目的から、勤務時間終了前1時間の時限ストライキを実施した。教職員14,480人が参加し、参加者全員が処分を受けている。

<組織内問題>

イ 昭和55年度には、「統一戦線促進労働組合懇談会」（いわゆる「統一労組懇」）の活動への反主流派県・高教組の参加及び加盟問題が生じた。同年8月の定期大会では「統一労組懇」に加盟した東京都教組を査問に付したが、翌56年に比較的穏やかな処分が決定され、一応の收拾をみた。

しかし、昭和61年度の本部役員改選について、主流派内で委員長人事をめぐり対立が激化した。そのため、同年度の定期大会は開催されず、その後も、委員長人事問題、労働戦線統一問題から、定期大会が開催できない状態が続いたが、これらについて主流派内で一応の合意をみ

たことにより、昭和63年2月に2年7か月ぶりに定期大会を開催し、役員改選、運動方針、予算等を決定した。

ウ その後も、労働界の再編統一に対する対処方針（連合加盟問題）をめぐり、日教組の内部対立は混迷を深めた。平成元年9月の定期大会において、日教組は連合加盟を正式に決定したが、この大会は反主流派県・高教組の大半のボイコットにより、事実上の分裂大会となった。

一方、反主流派教組は同年11月、全日本教職員組合協議会（全教）を結成し、全国労働組合総連合（全労連）への加盟等を決定した。

エ 日教組は同年12月の臨時大会で、全教加盟の教組を事実上の除名処分とすることを決定し、これにより日教組の分裂は確定した。この日教組の分裂は、各都道府県段階の分裂・新組織結成の動きに波及し、24県において県・高教組が分裂した。

オ 平成28年10月、当時の中央執行委員長の女性問題等が週刊誌等で報道された。

同年11月29日、中央執行委員長は社会的責任を重く受け止め、責任を痛感しているとして、辞意を表明した。それを受け、中央執行副委員長が中央執行委員長代理に選任された。

<運動方針の見直し>

カ 日教組は、連合加盟し、組織分裂後の初めての定期大会（平成2年6月）において、「参加・提言・改革」のスローガンを打ち出し、よりソフトな表現の運動方針を決定するなど、従来の「反対・粉碎・阻止」の姿勢を現実路線に改める旨を標榜した。しかし、平成6年7月までの定期大会において決定した運動方針の各論部分においては、依然として、国旗・国歌、主任制等の国の教育政策に反対する姿勢を示していた。

キ 日教組は、21世紀を目指した教職員組合運動を検討するため、平成6年4月に「21世紀ビジョン委員会」を設置し、同委員会は、翌7年4月に最終報告をまとめた。同報告においては、「日教組対文部省…などという対立の構図…は、55年体制が教育界にもたらした最大の不幸」であるとして、日教組に「文部省や教育委員会とともに社会的パートナーとして役割を発揮すること」を求めた。

ク 平成7年9月に行われた第80回定期大会において、同年度の運動方針を左派や反主流派の批判意見の中、賛成多数で決定した。

その内容は、教育改革と生涯学習社会を展望した新たな組織拡大を日教組運動の柱としつつ、21世紀ビジョン委員会報告で示された「パートナーシップ」を具体化すべく社会的合意形成を重視し、対決・反対から協調へ向けて「参加・提言・改革」路線を実質化するものとなった。

特に、これまで議論のあった種々の事項（学習指導要領、国旗・国歌、初任者研修・官製研修、職員会議、主任制等）について記述がなかったり、あるいは、表現ぶりが変化した。

ケ また、「教師の倫理綱領」については、平成8年7月23日に中央執行委員会を開催し、歴史的文書であること及び今後も運動方針・路線を拘束するものではないという統一見解を取りまとめ、各県教組等に通知した。

コ 日教組は、そのグランドデザインに基づく新しい時代の教育理念の確立を目指し、平成9年に教育改革推進本部を設置し、教育関係審議会などへの意見反映を進めるとともに、広範な合意形成を図ることとして、平成7年9月の定期大会以降、経済界との対話や連合などとの連携などを行っている。

なお、平成20年2月の日教組第57次教育研究全国集会について、開会行事等を行う全体会の会場として予定していた都内ホテルが、右翼の街宣行動等を理由に会場使用を拒否したため、全体会を中止している。

<法人格の取得>

サ 日教組は、平成4年3月の臨時大会で規約を改正し、規約から「争議行為」の項目を削除した。また、法人格付与上の「混合連合団体」の要件を充たすため各単組の組織を整えるなどの条件整備を行い、平成9年2月28日に、法人格付与法に基づく規約の認証を人事院から受け、同年3月7日、法務局に登録し法人格を取得した。

なお、現在の認証機関は、国立大学の法人化に伴い、東京都となっている。

(2) 全日本教職員組合（全教）

ア 日教組内部の反主流派県・高教組の大半が、日教組の

連合加盟方針に反発して、平成元年11月17日に全日本教職員組合協議会（全教）を結成した。その後、全教は日本高等学校教職員組合（日高教左派）との間で、組織統一のための協議を進め、新組織の規約・財政等についておおむね合意するに至り、両組織は平成3年3月6日、新組織の結成（統一）大会を開催し、新組織の名称を全日本教職員組合（全教）とした。この統一により、全教は31県の組織構成となり、同年4月1日に発足した。

イ 国内では、平成元年11月21日に結成された反連合のナショナルセンターである全国労働組合総連合（全労連）、及び同11年10月6日に公務・公共業務労働組合共闘会議（公務共闘）と組織を統合した公務労組連絡会に加盟して、その中核的地位を占めている。国際的には、平成24年2月に開催された第29回定期大会において、「教育インターナショナル（EI）」加盟申請が採択されている。

ウ なお、前述した日高教左派は、国の教育政策に反対する姿勢を鮮明にしてストライキ闘争を含め激しい活動を展開してきた。平成3年4月1日には全教と組織統一し、さらに（旧）全教傘下の高教組と組織統一を行い全教を構成する単位組織（高校組織）となっており、組織の名称は従前のおり「日本高等学校教職員組合」としていたが、平成27年3月31日付けで解散し、同年4月1日に全教と日高教（左派）とが全教に一体化した。

(3) 日本高等学校教職員組合（日高教右派）

ア 日教組は小・中学校偏重の組織運営を行っているとして、これに不満を持った一部の高校教職員が、昭和25年4月8日、高校教員の主体性確保と教職員給与の改善等を主張して日教組高校部を離脱し、全日本高等学校教職員組合（全高教）を結成した。その後、昭和31年5月10日に現在の日本高等学校教職員組合（日高教）と名称を改めたが、同37年2月の特別大会において、反主流派（右派）が主流派（左派）幹部の左翼傾向を批判し、その総退陣を求めたことを契機として、右派（当初14県→15県）と左派（13県）に分裂した。

イ さらに、昭和44年に至り、左右両派の統一促進派のうち、右派傘下では大分県高教組・石川県高教組・岩手県高教組の3高教組が、左派傘下では新潟県高教組・山

形県高教組の2高教組が離脱し、それぞれ同44年から47年にかけて相次いで日教組に加入した。右派傘下の埼玉県高教組・茨城県高教組は活動が停滞しそれぞれ解散した。また、右派傘下の山梨県高教組は、本部納入金を凍結し、機関決定に反して県教組に同調してストライキを実施するなどの行動をとり、昭和46年6月、日高教右派を脱退し、同56年に日高教左派への加盟方針を一旦機関決定したものの、翌57年12月の組合員投票で加盟方針が否定された。その後、平成17年10月8日に行われた臨時大会において、全教加盟方針を決定し、同月20日には組合員投票により加盟方針が決定され、平成18年4月から全教に加盟している。

ウ 日高教右派の運動方針は、政治的には中立の立場に立ち、教職員の勤務条件の維持改善、教育諸条件の整備充実等を主要な課題として掲げている。こうした方針のもとにストライキなどの実力行使を排し、関係機関への要請活動及び関係団体への働きかけなど穏健な活動を展開している。

平成16年3月に、香川県高等学校教職員組合が脱退したことで、現在、日高教右派は8県の組織構成であるが、最近、組織全体としては停滞傾向がみられることから、組織の拡大を最重要課題の一つとしている。なお、平成22年10月より、公務労協へ加盟し、連合へ友好参加している。

(4) 全日本教職員連盟（全日教連）

ア 日教組の闘争方針に批判的な教職員が日教組から離脱し、教育の正常化を目標として、各県で教職員協議会、教職員連盟等を組織し独自の活動を行ってきた。

昭和32年3月に、これらの団体が日本教職員団体連合会（教団連）を結成（その後、同37年2月、全国教職員団体連合会（全教連）と名称変更）したが、同40年10月に山口県教職員団体連合会を分派活動を行ったとの理由で除名し、事実上分裂した。

その後、栃木県教職員協議会・徳島県教職員団体連合会などが中心となり、昭和41年11月に日本教職員連合会（日教連）を結成した。活動の重点を組織拡大に置き、同45年6月28日に職員団体である日本教職員連合会と職能団体である全日本教育協議会、愛媛県教育研究

協議会などが大同団結し、日本教職員連盟（日教連）を結成した。

一方、山口県教職員団体連合会は、その方針に同調する団体とともに、昭和43年7月27日に日本新教職員組合連合会（新教組）を結成した。

イ 日教連及び新教組とも結成以来、組織拡大が課題であったが、昭和56年頃から両組織間に統一の機運が持ち上がり、昭和59年2月26日に全日本教職員連盟（全日教連）として統一された。

その際、愛媛県教育研究協議会は加盟せず、現在に至っている。

ウ 平成28年6月に横浜教職員連盟、平成29年6月に福岡教育連盟、大分県公立高等学校教職員組合が新たに加盟した（大分県公立高等学校教職員組合については令和3年3月脱退）。

エ 全日教連は、教育専門職の立場に立ち、勤務条件の改善の運動とともに研修活動にも重点を置いて、「美しい日本人の心の育成」を目指した活動を行っており、組織の拡大も重点課題の一つとしている。

(5) 全国教育管理職員団体協議会（全管協）

昭和49年11月21日に、管理職員組合である東京都教育管理職員協議会が中心となって結成された団体で、校長、教頭等を組織メンバーとして、主に管理職員の処遇改善を目的とした諸活動を行っている。また、組織の拡大も重要課題の一つとしている。

資料1-1 教職員全体の加入状況

調査年月日 区分	R3・10・1		R2・10・1		増減	
	加入者数	%	加入者数	%	加入者数	%
日本教職員組合 (日教組)	211,418	20.8	217,674	21.3	▲6,256	▲0.5
うち教員	200,211	24.0	206,168	24.6	▲5,957	▲0.6
全日本教職員組合 (全教)	30,921	3.0	33,036	3.2	▲2,115	▲0.2
うち教員	28,516	3.4	30,405	3.6	▲1,889	▲0.2
日本高等学校教職員組合 (日高教(右))	7,530	0.7	7,836	0.8	▲306	▲0.1
うち教員	7,074	0.8	7,337	0.9	▲263	▲0.1
全日本教職員連盟 (全日教連)	18,256	1.8	19,012	1.9	▲756	▲0.1
うち教員	15,716	1.9	16,415	2.0	▲699	▲0.1
全国教育管理職員団体協議会 (全管協)	3,739	0.4	3,747	0.4	▲8	0.0
うち教員	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	37,569	3.7	39,147	3.8	▲1,578	▲0.1
うち教員	14,565	1.7	14,628	1.7	▲63	0.0
合計	309,433	30.4	320,452	31.4	▲11,019	▲1.0
うち教員	266,082	31.8	274,953	32.9	▲8,871	▲1.1
非加入	708,679	69.6	701,287	68.6	7,392	1.0
うち教員	569,510	68.2	561,717	67.1	7,793	1.1
(参考)教職員総数	1,018,112	100.0	1,021,739	100.0	▲3,627	---
うち教員	835,592	100.0	836,670	100.0	▲1,078	---

資料1-2 新採用教職員の加入状況

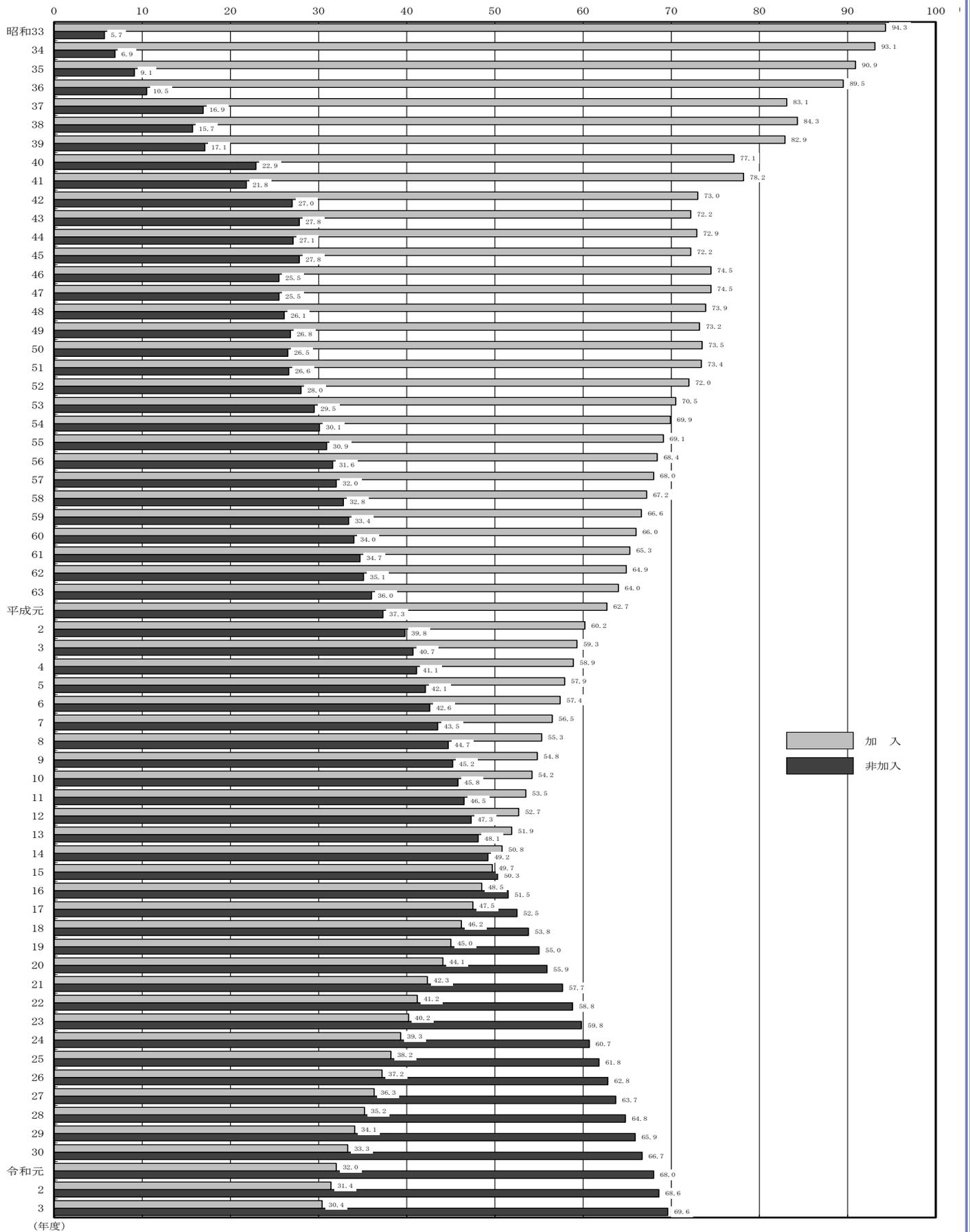
調査年月日 区分	R3・10・1		R2・10・1		増減	
	加入者数	%	加入者数	%	加入者数	%
日教組	6,940	18.2	7,253	18.7	▲313	▲0.5
うち教員	6,719	18.9	7,013	19.5	▲294	▲0.6
全教	396	1.0	491	1.3	▲95	▲0.3
うち教員	366	1.0	440	1.2	▲74	▲0.2
日高教(右)	142	0.4	222	0.6	▲80	▲0.2
うち教員	135	0.4	206	0.6	▲71	▲0.2
全日教連	600	1.6	652	1.7	▲52	▲0.1
うち教員	579	1.6	612	1.7	▲33	▲0.1
その他	839	2.2	841	2.2	▲2	0.0
うち教員	651	1.8	653	1.8	▲2	0.0
合計	8,917	23.4	9,459	24.3	▲542	▲0.9
うち教員	8,450	23.8	8,924	24.8	▲474	▲1.0
非加入	29,207	76.6	29,406	75.7	▲199	0.9
うち教員	27,105	76.2	27,087	75.2	18	1.0
(参考)教職員総数	38,124	100.0	38,865	100.0	▲741	---
うち教員	35,555	100.0	36,011	100.0	▲456	---

※本調査の対象となる教職員(校長、副校長、教頭、事務長、部主事、教員、事務職員、単純労務職員等)は、大学・高専を除く公立学校に勤務する全ての常勤職員(再任用教職員を含む)。

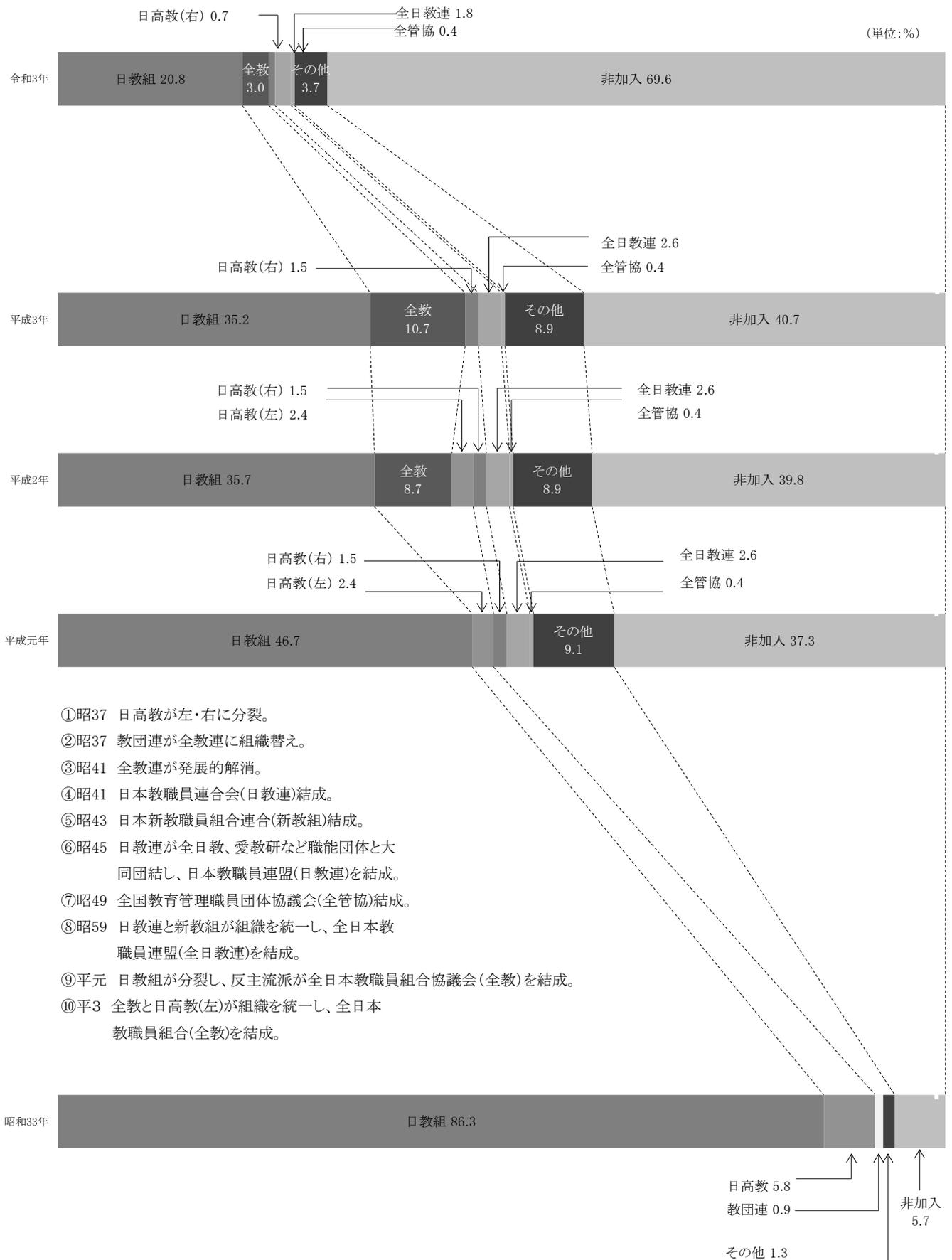
※「資料1-2 新採用教職員の加入状況」については、「資料1-1 教職員全体の加入状況」の内数である。

※小数点以下第2位を四捨五入したため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

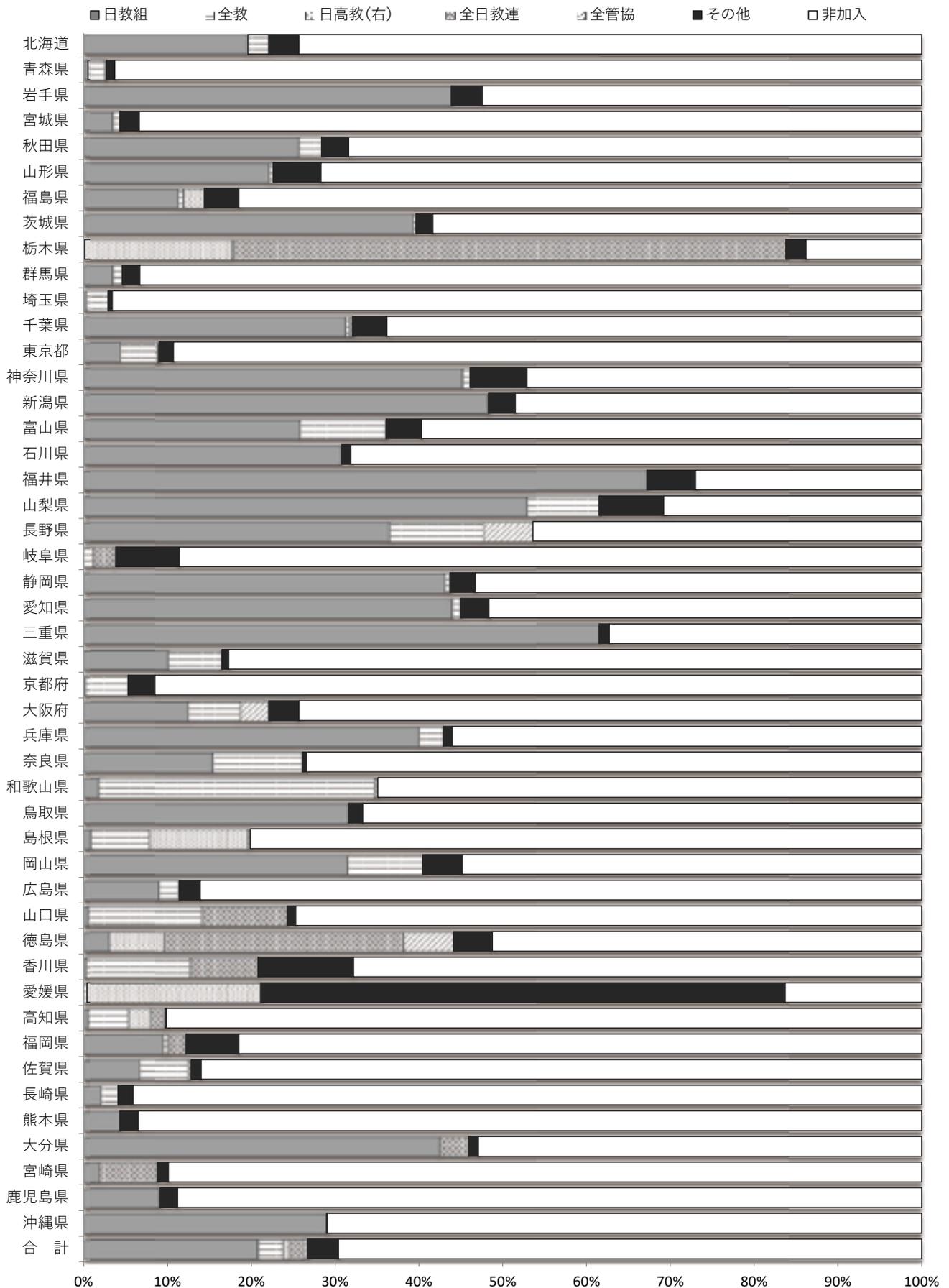
資料2 教職員団体全体の加入率の推移



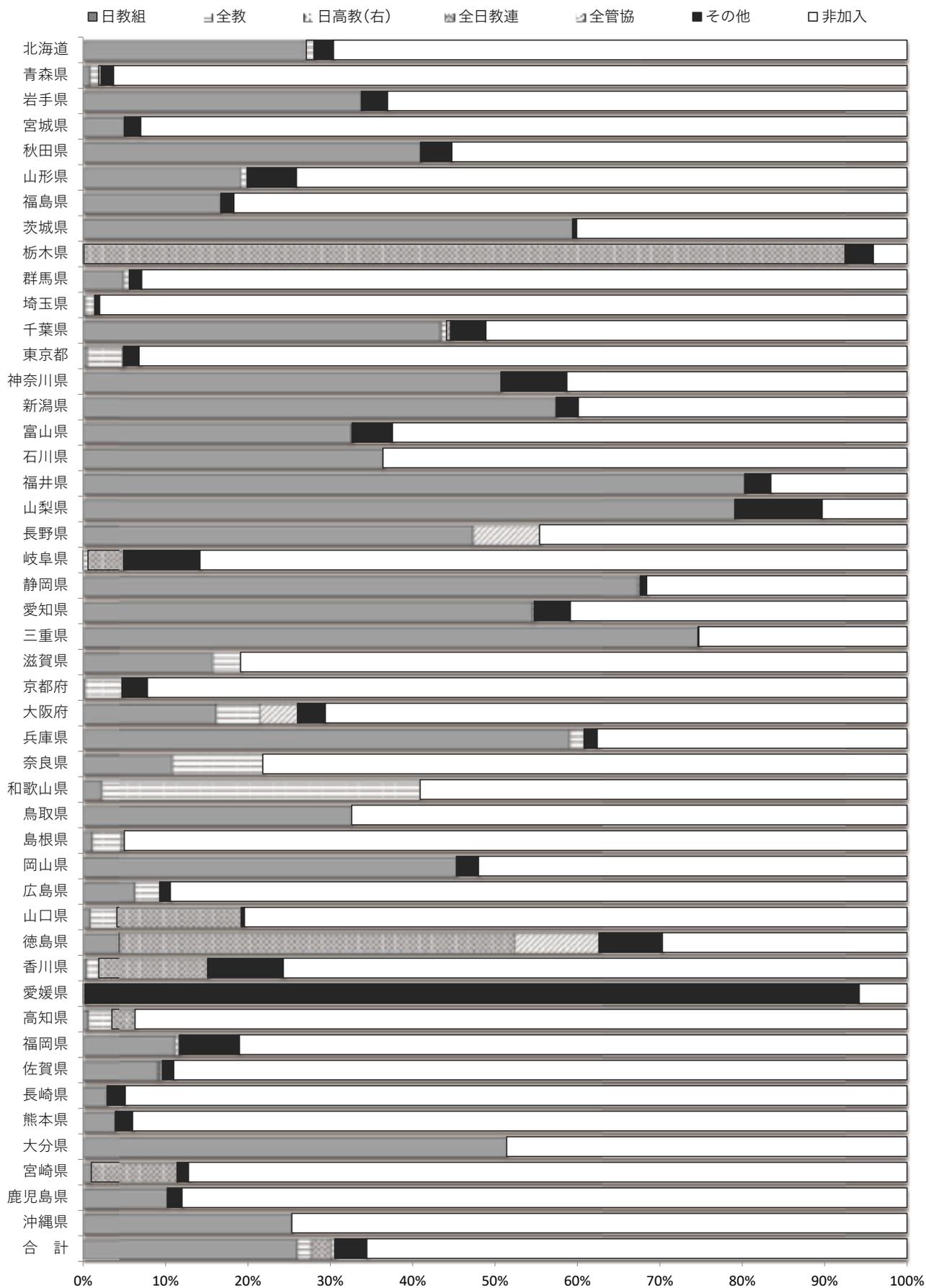
資料3 教職員団体別の加入率の推移



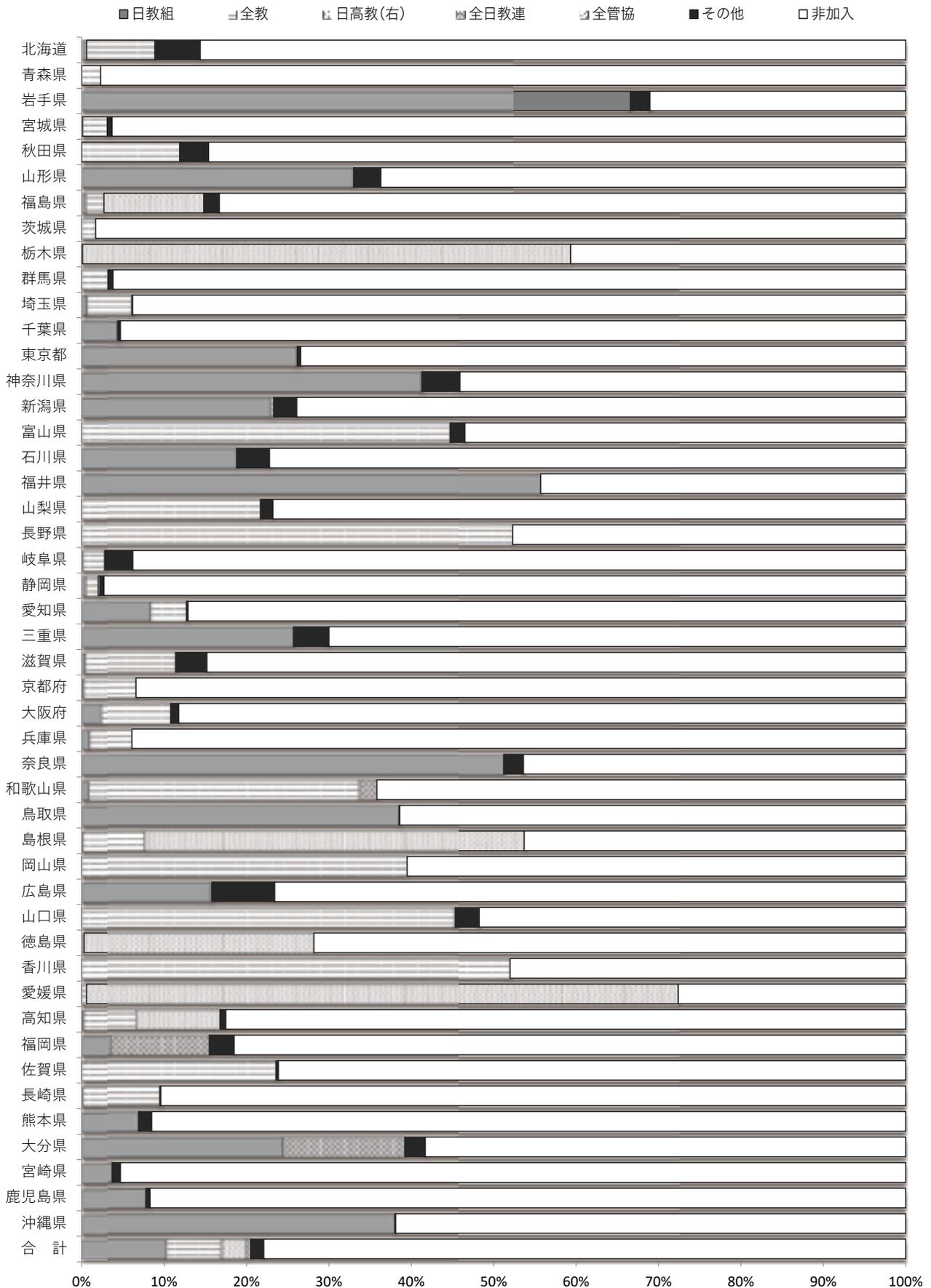
資料4-1 都道府県別教職員団体加入状況（令和3年10月1日現在）【全体】



資料4-2 都道府県別教職員団体加入状況（令和3年10月1日現在）【義務】



資料4-3 都道府県別教職員団体加入状況（令和3年10月1日現在）【高校】



資料5 全国組織別・職種別加入状況（令和3年10月1日現在 ※（ ）は令和2年10月1日現在の数値）

（単位：人、％）

		管理職員等					管理職員等以外の者			計
		校長	副校長	教頭	事務長	部主事等	教員	事務職員等	単純労務職員	
日教組	人	(251)	(-)	(259)	(6)	(-)	(206,168)	(10,276)	(714)	(217,674)
		247	-	259	5	-	200,211	10,049	647	211,418
	%	(0.7)	(-)	(0.8)	(0.2)	(-)	(24.6)	(14.8)	(1.9)	(21.3)
		0.7	-	0.8	0.1	-	24.0	14.6	1.8	20.8
全 教	人	(31)	(-)	(44)	(-)	(-)	(30,405)	(2,307)	(249)	(33,036)
		26	-	33	1	-	28,516	2,057	288	30,921
	%	(0.1)	(-)	(0.1)	(-)	(-)	(3.6)	(3.3)	(0.6)	(3.2)
		0.1	-	0.1	0.0	-	3.4	3.0	0.8	3.0
日高教(右)	人	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)	(7,337)	(474)	(22)	(7,836)
		-	1	1	-	-	7,074	434	20	7,530
	%	(-)	(0.0)	(0.0)	(-)	(-)	(0.9)	(0.7)	(0.1)	(0.8)
		-	0.0	0.0	-	-	0.8	0.6	0.1	0.7
全日教連	人	(890)	(9)	(879)	(-)	(-)	(16,415)	(814)	(5)	(19,012)
		873	10	864	-	-	15,716	788	5	18,256
	%	(2.6)	(0.2)	(2.6)	(-)	(-)	(2.0)	(1.2)	(0.0)	(1.9)
		2.5	0.2	2.6	-	-	1.9	1.1	0.0	1.8
全管協	人	(1,893)	(76)	(1,778)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(3,747)
		1,890	84	1,765	-	-	-	-	-	3,739
	%	(5.4)	(1.6)	(5.4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.4)
		5.5	1.7	5.4	-	-	-	-	-	0.4
その他	人	(3,339)	(267)	(4,184)	(177)	(4)	(14,628)	(4,881)	(11,667)	(39,147)
		3,119	268	3,874	155	3	14,565	4,696	10,889	37,569
	%	(9.6)	(5.5)	(12.6)	(4.4)	(0.6)	(1.7)	(7.1)	(30.4)	(3.8)
		9.0	5.5	11.8	4.0	0.4	1.7	6.8	29.7	3.7
小計 (団体合計)	人	(6,404)	(353)	(7,146)	(183)	(4)	(274,953)	(18,752)	(12,657)	(320,452)
		6,155	363	6,796	161	3	266,082	18,024	11,849	309,433
	%	(18.4)	(7.3)	(21.5)	(4.6)	(0.6)	(32.9)	(27.1)	(33.0)	(31.4)
		17.8	7.4	20.7	4.1	0.4	31.8	26.1	32.4	30.4
非加入	人	(28,423)	(4,464)	(26,046)	(3,795)	(709)	(561,717)	(50,459)	(25,674)	(701,287)
		28,371	4,543	25,985	3,724	780	569,510	50,990	24,776	708,679
	%	(81.6)	(92.7)	(78.5)	(95.4)	(99.4)	(67.1)	(72.9)	(67.0)	(68.6)
		82.2	92.6	79.3	95.9	99.6	68.2	73.9	67.6	69.6
(参考) 教職員総数	人	(34,827)	(4,817)	(33,192)	(3,978)	(713)	(836,670)	(69,211)	(38,331)	(1,021,739)
		34,526	4,906	32,781	3,885	783	835,592	69,014	36,625	1,018,112

資料6 全国組織別・学校種別加入状況（令和3年10月1日現在 ※（ ）は令和2年10月1日現在の数値）

（単位：人、％）

		小学校	中学校	義務教育学校	(小計)	高等学校	中等教育学校	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	特別支援学校	計
日教組	人	(125,053) 121,708	(61,663) 59,861	(1,094) 1,345	(187,810) 182,914	(20,549) 19,468	(171) 188	(938) 883	(283) 259	(7,923) 7,706	(217,674) 211,418
	％	(27.5) 26.9	(25.0) 24.2	(24.4) 24.1	(26.6) 25.9	(10.6) 10.2	(9.0) 9.4	(6.3) 6.1	(2.4) 2.2	(8.5) 8.2	(21.3) 20.8
全 教	人	(8,656) 8,010	(4,585) 4,153	(35) 40	(13,276) 12,203	(13,700) 12,843	(35) 35	(207) 173	(7) 15	(5,811) 5,652	(33,036) 30,921
	％	(1.9) 1.8	(1.9) 1.7	(0.8) 0.7	(1.9) 1.7	(7.1) 6.7	(1.8) 1.8	(1.4) 1.2	(0.1) 0.1	(6.2) 6.0	(3.2) 3.0
日高教(右)	人	(-) -	(3) 3	(-) -	(3) 3	(5,889) 5,636	(164) 177	(-) -	(-) -	(1,780) 1,714	(7,836) 7,530
	％	(-) -	(0.0) 0.0	(-) -	(0.0) 0.0	(3.0) 3.0	(8.6) 8.9	(-) -	(-) -	(1.9) 1.8	(0.8) 0.7
全日教連	人	(11,780) 11,312	(5,713) 5,518	(102) 103	(17,595) 16,933	(1,234) 1,167	(16) 22	(1) -	(2) -	(164) 134	(19,012) 18,256
	％	(2.6) 2.5	(2.3) 2.2	(2.3) 1.8	(2.5) 2.4	(0.6) 0.6	(0.8) 1.1	(0.0) -	(0.0) -	(0.2) 0.1	(1.9) 1.8
全管協	人	(2,306) 2,300	(1,333) 1,334	(37) 36	(3,676) 3,670	(2) 4	(-) -	(13) 9	(6) 6	(50) 50	(3,747) 3,739
	％	(0.5) 0.5	(0.5) 0.5	(0.8) 0.6	(0.5) 0.5	(0.0) 0.0	(-) -	(0.1) 0.1	(0.1) 0.1	(0.1) 0.1	(0.4) 0.4
そ の 他	人	(20,441) 19,341	(8,501) 8,081	(93) 105	(29,035) 27,527	(3,055) 2,969	(86) 81	(3,188) 2,946	(3,004) 3,339	(779) 707	(39,147) 37,569
	％	(4.5) 4.3	(3.4) 3.3	(2.1) 1.9	(4.1) 3.9	(1.6) 1.6	(4.5) 4.1	(21.3) 20.3	(25.8) 28.4	(0.8) 0.8	(3.8) 3.7
小 計 (団体合計)	人	(168,236) 162,671	(81,798) 78,950	(1,361) 1,629	(251,395) 243,250	(44,429) 42,087	(472) 503	(4,347) 4,011	(3,302) 3,619	(16,507) 15,963	(320,452) 309,433
	％	(36.9) 35.9	(33.1) 32.0	(30.3) 29.2	(35.6) 34.5	(23.0) 22.1	(24.8) 25.2	(29.1) 27.6	(28.4) 30.8	(17.7) 17.0	(31.4) 30.4
非 加 入	人	(287,317) 290,383	(165,107) 168,062	(3,128) 3,947	(455,552) 462,392	(148,678) 148,214	(1,434) 1,497	(10,602) 10,519	(8,320) 8,146	(76,701) 77,911	(701,287) 708,679
	％	(63.1) 64.1	(66.9) 68.0	(69.7) 70.8	(64.4) 65.5	(77.0) 77.9	(75.2) 74.9	(70.9) 72.4	(71.6) 69.2	(82.3) 83.0	(68.6) 69.6
(参考) 教職員総数		(455,553) 453,054	(246,905) 247,012	(4,489) 5,576	(706,947) 705,642	(193,107) 190,301	(1,906) 2,000	(14,949) 14,530	(11,622) 11,765	(93,208) 93,874	(1,021,739) 1,018,112

資料7 新採用教職員の組織別・職種別、組織別・学校種別加入状況(令和3年10月1日現在 ※()は令和2年10月1日現在の数値)

		職種別				学校種別									
		教員	事務職員等	単純労務職員	計	小学校	中学校	義務教育学校	(小計)	高等学校	中等教育学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園	特別支援学校	計
日 教 組	人	(7,013)	(238)	(2)	(7,253)	(4,502)	(2,070)	(31)	(6,603)	(386)	(-)	(26)	(33)	(205)	(7,253)
		6,719	216	5	6,940	4,211	2,126	35	6,372	366	-	24	10	168	6,940
	%	(19.5)	(9.9)	(0.4)	(18.7)	(24.0)	(21.4)	(17.7)	(23.1)	(7.0)	(-)	(4.1)	(8.1)	(5.6)	(18.7)
		18.9	9.9	1.3	18.2	23.1	20.8	16.7	22.2	7.3	-	5.4	2.5	4.8	18.2
全 教	人	(440)	(49)	(2)	(491)	(102)	(66)	(-)	(168)	(225)	(-)	(8)	(-)	(90)	(491)
		366	30	-	396	79	51	-	130	170	1	6	-	89	396
	%	(1.2)	(2.0)	(0.4)	(1.3)	(0.5)	(0.7)	(-)	(0.6)	(4.1)	(-)	(1.3)	(-)	(2.5)	(1.3)
		1.0	1.4	-	1.0	0.4	0.5	-	0.5	3.4	2.6	1.4	-	2.5	1.0
日 高 教 (高 右)	人	(206)	(16)	(-)	(222)	(-)	(-)	(-)	(-)	(152)	(4)	(-)	(-)	(66)	(222)
		135	7	-	142	-	-	-	-	95	4	-	-	43	142
	%	(0.6)	(0.7)	(-)	(0.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2.8)	(11.4)	(-)	(-)	(1.8)	(0.6)
		0.4	0.3	-	0.4	-	-	-	-	1.9	10.5	-	-	1.2	0.4
全 日 教 連	人	(612)	(40)	(-)	(652)	(411)	(214)	(5)	(630)	(16)	(-)	(5)	(-)	(1)	(652)
		579	21	-	600	372	201	4	577	18	1	2	-	2	600
	%	(1.7)	(1.7)	(-)	(1.7)	(2.2)	(2.2)	(2.9)	(2.2)	(0.3)	(-)	(0.8)	(-)	(0.0)	(1.7)
		1.6	1.0	-	1.6	2.0	2.0	1.9	2.0	0.4	2.6	0.5	-	0.1	1.6
そ の 他	人	(653)	(123)	(65)	(841)	(342)	(189)	(2)	(533)	(48)	(1)	(130)	(110)	(19)	(841)
		651	122	66	839	377	175	-	552	64	-	105	114	4	839
	%	(1.8)	(5.1)	(14.1)	(2.2)	(1.8)	(2.0)	(1.1)	(1.9)	(0.9)	(2.9)	(20.6)	(27.0)	(0.5)	(2.2)
		1.8	5.6	16.8	2.2	2.1	1.7	-	1.9	1.3	-	23.8	27.9	0.1	2.2
小 計 (団 体 合 計)	人	(8,924)	(466)	(69)	(9,459)	(5,357)	(2,539)	(38)	(7,934)	(827)	(5)	(169)	(143)	(381)	(9,459)
		8,450	396	71	8,917	5,039	2,553	39	7,631	713	6	137	124	306	8,917
	%	(24.8)	(19.5)	(15.0)	(24.3)	(28.5)	(26.3)	(21.7)	(27.7)	(15.0)	(14.3)	(26.8)	(35.0)	(10.4)	(24.3)
		23.8	18.2	18.0	23.4	27.6	25.0	18.6	26.6	14.1	15.8	31.1	30.4	8.7	23.4
非 加 入	人	(27,087)	(1,928)	(391)	(29,406)	(13,433)	(7,120)	(137)	(20,690)	(4,686)	(30)	(462)	(265)	(3,273)	(29,406)
		27,105	1,779	323	29,207	13,213	7,660	171	21,044	4,326	32	304	284	3,217	29,207
	%	(75.2)	(80.5)	(85.0)	(75.7)	(71.5)	(73.7)	(78.3)	(72.3)	(85.0)	(85.7)	(73.2)	(65.0)	(89.6)	(75.7)
		76.2	81.8	82.0	76.6	72.4	75.0	81.4	73.4	85.9	84.2	68.9	69.6	91.3	76.6
(参考) 教職員総数(新採)	人	(36,011)	(2,394)	(460)	(38,865)	(18,790)	(9,659)	(175)	(28,624)	(5,513)	(35)	(631)	(408)	(3,654)	(38,865)
		35,555	2,175	394	38,124	18,252	10,213	210	28,675	5,039	38	441	408	3,523	38,124

資料8 新採用教職員の年度別加入状況

(単位：人，%)

区分 \ 年度	昭35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
新採用教職員総数	19,240	32,228	34,156	37,319	38,412	35,445	27,439	28,391	31,724	31,651	34,458
加入者数	16,808	25,793	26,159	28,766	27,912	25,773	20,024	19,115	20,086	20,393	21,148
加入率	87.0	80.0	76.6	77.1	72.7	72.7	72.9	67.3	63.3	64.4	61.5

区分 \ 年度	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
新採用教職員総数	37,009	37,150	37,437	41,621	41,934	41,126	43,598	49,134	49,907	52,406	50,942
加入者数	22,819	21,664	22,498	25,811	25,627	24,265	24,783	26,754	23,816	23,856	23,228
加入率	61.7	58.3	60.1	62.0	61.1	59.0	56.8	54.6	47.7	45.5	45.6

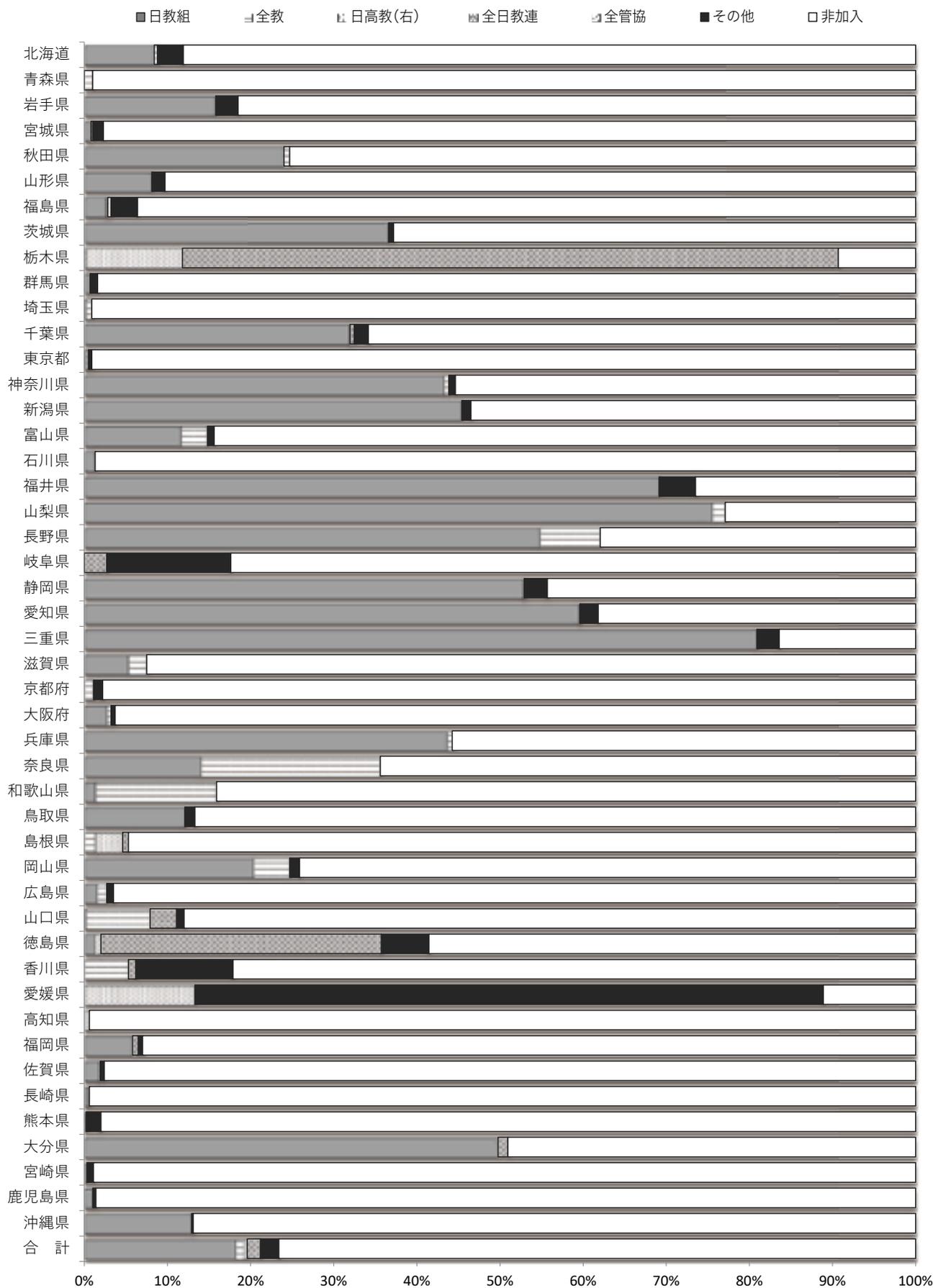
区分 \ 年度	57	58	59	60	61	62	63	平元	2	3	4
新採用教職員総数	48,176	43,316	40,854	43,795	39,474	35,603	32,110	36,712	36,797	37,031	30,830
加入者数	21,295	18,919	17,058	18,047	14,629	12,445	10,657	11,169	11,149	11,448	9,320
加入率	44.2	43.7	41.8	41.2	37.1	35.0	33.2	30.4	30.3	30.9	30.2

区分 \ 年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
新採用教職員総数	26,732	23,485	21,702	20,486	19,524	17,972	14,991	13,865	15,934	19,563	21,369
加入者数	8,215	7,302	6,760	6,308	6,009	5,391	4,450	3,986	4,549	5,592	5,785
加入率	30.7	31.1	31.1	30.8	30.8	30.0	29.7	28.7	28.5	28.6	27.1

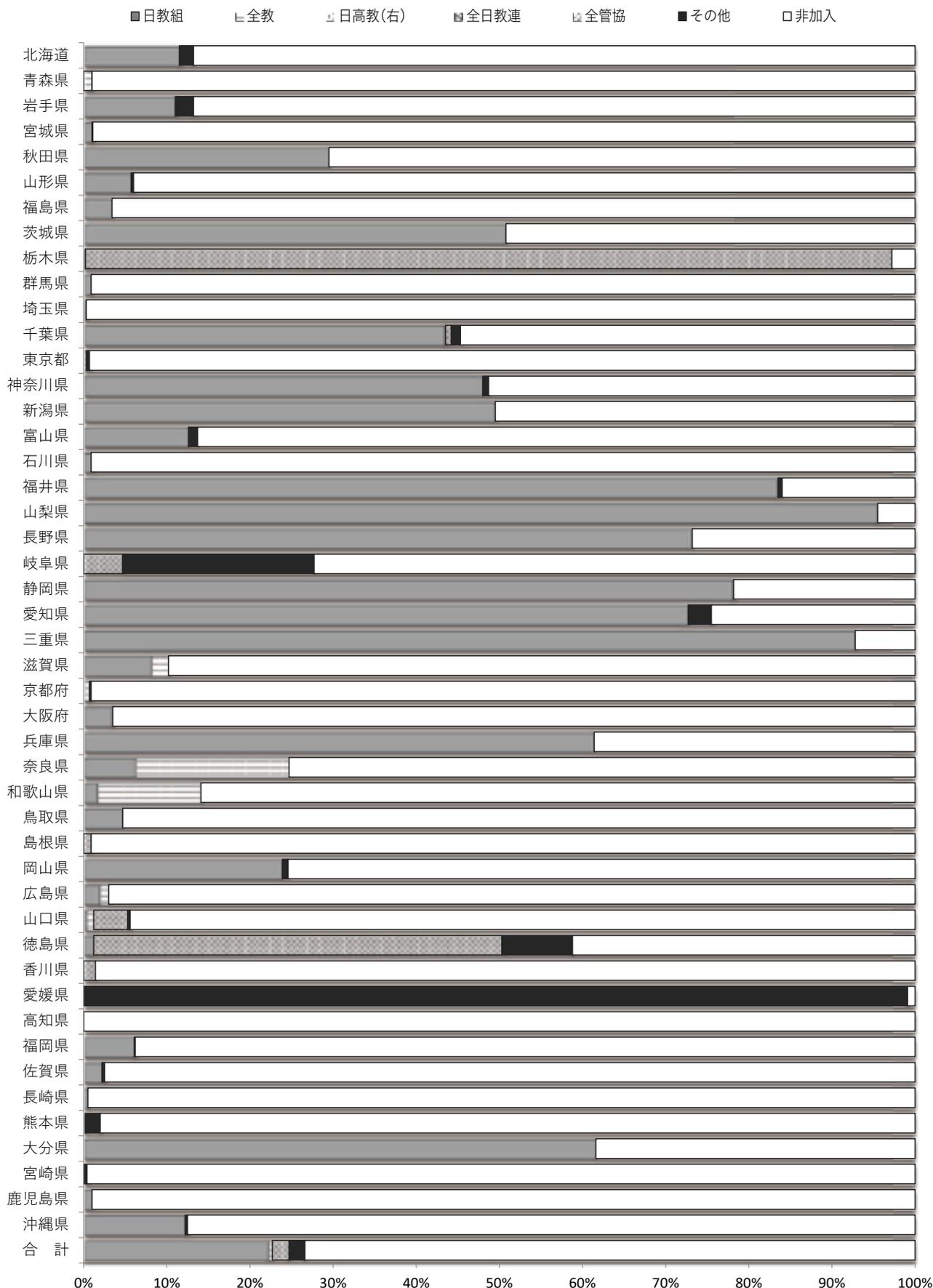
区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
新採用教職員総数	23,656	24,849	25,057	25,573	28,272	29,158	29,972	33,342	34,267	34,341	34,581
加入者数	5,952	6,249	6,578	6,735	7,777	7,457	7,594	7,542	8,025	8,297	8,782
加入率	25.2	25.1	26.3	26.3	27.5	25.6	25.3	22.6	23.4	24.2	25.4

区分 \ 年度	27	28	29	30	令元	2	3
新採用教職員総数	35,200	35,296	35,451	36,097	38,803	38,865	38,124
加入者数	8,551	8,591	8,590	9,259	9,234	9,459	8,917
加入率	24.3	24.3	25.2	25.7	23.8	24.3	23.4

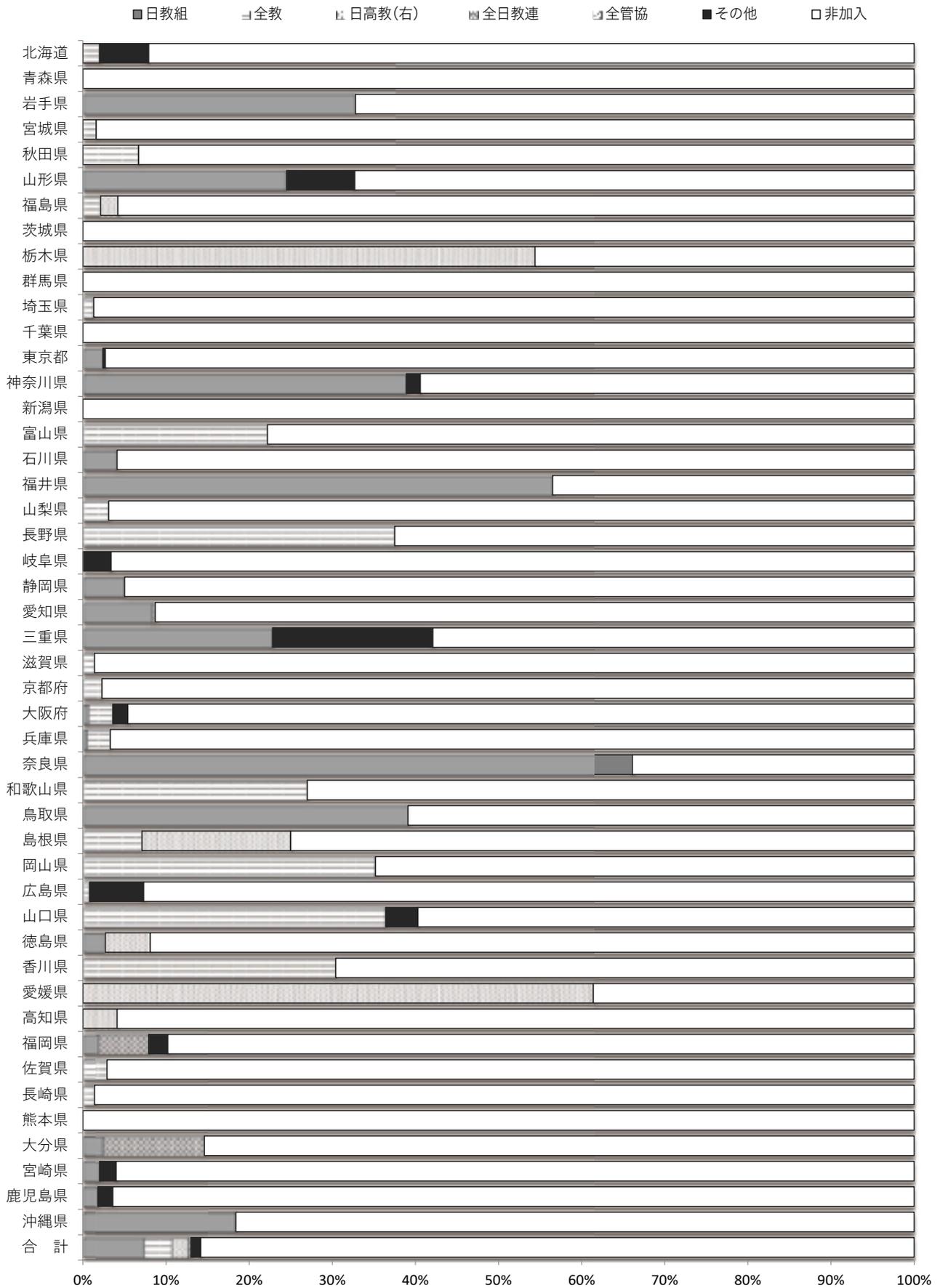
資料9-1 都道府県別新採用教職員教職員団体加入状況（令和3年10月1日現在）【全体】



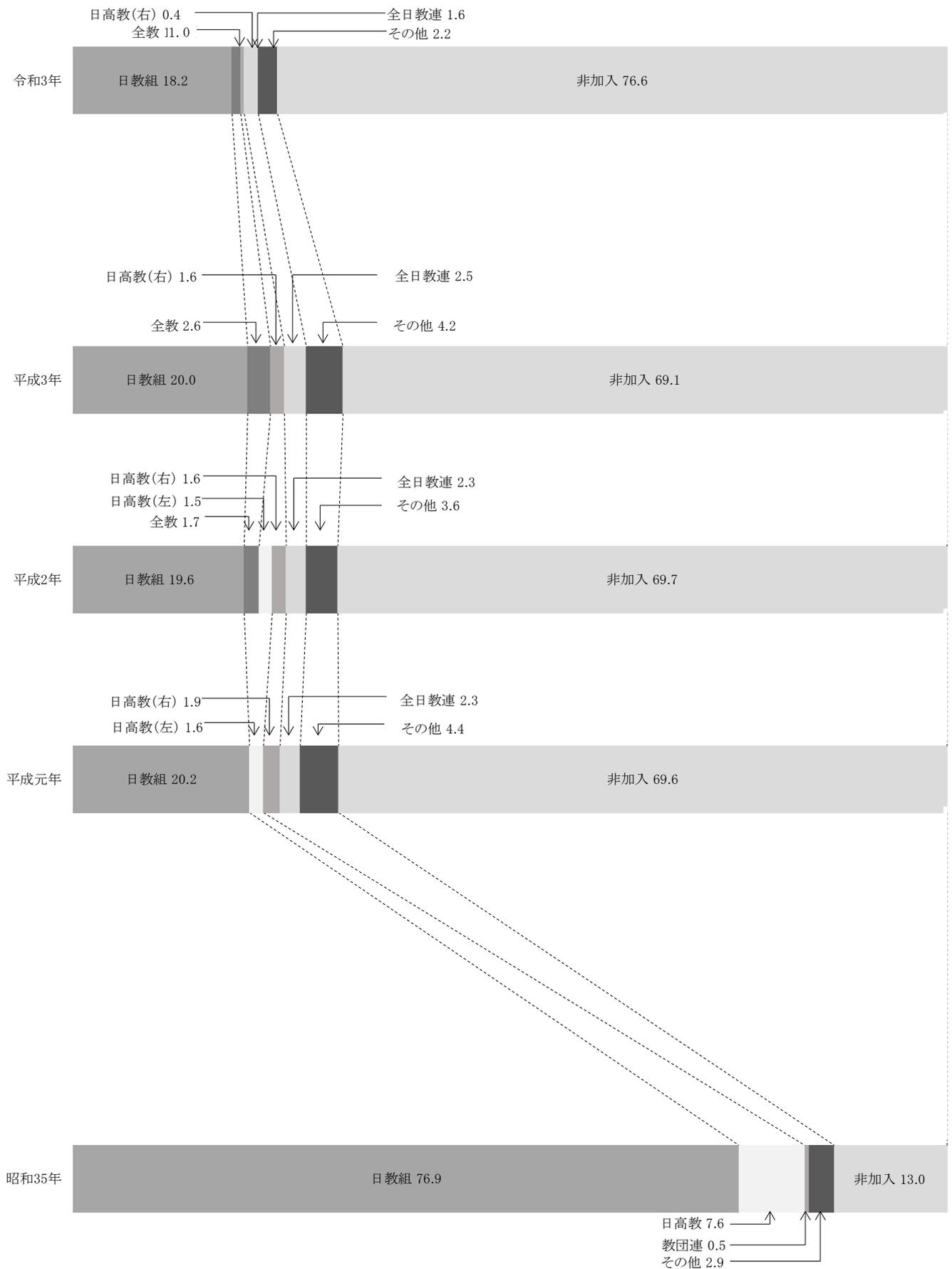
資料9-2 都道府県別新採用教職員教職員団体加入状況（令和3年10月1日現在）【義務】



資料9-3 都道府県別新採用教職員教職員団体加入状況（令和3年10月1日現在）【高校】



資料10 教職員団体別の新採用教職員の加入率の推移



「こどもに関する 各種データの連携について」

デジタル庁国民向けサービスグループこども担当 横田洋和

昨年12月号から先月号までにかけては、デジタル庁と教育との関わりや、具体的なプロジェクトであるGIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケート及び教育データ活用ロードマップについて紹介してきました。今回は、教育も含んだ「こども」に関わる文脈として、こどもに関する各種データの連携に関する施策動向について紹介します。なお、本文中の下線は執筆者による追加であるとともに、本文の内容は、執筆者の個人としての見解を一部含んでいます。

1 検討の経緯について

(1) 令和2年行政事業レビュー 秋のレビュー

令和2年の行政事業 秋のレビューにおいて、「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」が議題として取り挙げられました。その中では、貧困などの家庭の状況やこども達の状況を、行政データを活用することによって把握し、プッシュ型の支援を届けて寄り添っていくことがデジタルによって可能になるのではないかといった指摘などがなされました。その上で、同レビューにおける取りまとめでは、概ね以下のような指摘がなされました。

- ・子供の貧困・シングルペアレンツに関する問題は、困難な状態となるきっかけやプロセス、また、子供の未来に関わることとして捉えれば、全ての人に関わる政策課題として位置付けるべきである。
- ・今後、更に、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って、これを起点とした支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。そのために、デジタル・データの活用に加え、役所や学校などの現場で直接支援に携わる人（スクールソーシャルワーカーなどの支援員や NPO 法人等）を効果的に活

用することが必要である。

- ・また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。
- ・今後、国は、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するために、デジタル・データの特性を活かしたデータ・ベースに関わる共通インフラを主導して構築することを検討すべきである。その際には、これまでの子供の貧困対策・シングルペアレンツに対する支援の取組を通じて得た知見を活かし、目指すべき枠組みやアウトカムを明確化すること。また、構築した共通インフラは、将来のモニタリングにも活用するほか、各地方公共団体において工夫することが可能となるような仕組みとするよう留意すること。

(2) 内閣府研究会

上記のレビューにおける指摘を踏まえ、令和3年4月から、内閣府において「貧困を抱える子供を支援するためのデータ連携・活用に関する研究会」（座長：山野則子 大阪府立大学学長補佐、人間社会システム科学研究科教授。以下「内閣府研究会」という。）を開催し、市町村等にある教育や福祉等に係る個別の親・子供の情報を活用して、①支援が必要な貧困状態にある子供を広く把握するとともに、②把握した子供に対し、アウトリーチ型（プッシュ型）で地域にある学習支援や居場所などの支援につなげていく、ためのデータ連携について調査研究を行っています。同研究会は、下図のとおり、これまでに計10回開催され、自治体等の先進的な取組についてのヒアリングや、データ項目等についての議論が行われてきました。

内閣府 貧困を抱える子供を支援するためのデータ連携に関する研究会について

概要	開催実績
1 目的 市町村等にある教育や福祉等に係る個別の親・子供の情報を活用して、 ①支援が必要な貧困状態にある子供を広く把握するとともに、 ②把握した子供に対し、「アウトリーチ型（プッシュ型）」で地域にある学習支 援や居場所などの支援につなげていく ためのデータ連携について調査研究を行うもの	開催実績 期次・開催日 第1回 (4月26日) 検討事項・スケジュール案の提示 目的・フォーマットについて議論 その他について意見交換 第2回 (6月25日) 自治体等の先進的な取組についてプレゼン・質疑 ・箕面市「子ども成長見守りシステム」 ・山形市「大坂府立大」教授「学校版スカイライン」 自治体等の先進的な取組についてプレゼン・質疑 第3回 (7月9日) ・オーストラリア「Child Intelligence Platform」 ・阿部彰教授（都立大）より子供の貧困に関するデータ についてプレゼンテーション
2 開催 令和3年4月～4年3月 3 組織構成 （委員） ＊山野 明子 大阪府立大学学長補佐人間システム科学研究科教授 末吉 秀 日本大学文学部教授 菅山 衣理 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年子ども未来戦略 室長 大林 義宣 滋賀県教育委員会幼小中教育課主任指導・いじめ対策 室長 西條 千恵 兵庫県神戸市こども家庭局こども未来課長 小宮 康生 兵庫県神戸市教育委員会学校教育部児童生徒課長 山田 浩良 千葉県柏市こども部こども福祉課長 藤崎 実希 千葉県柏市教育委員会学校教育部児童生徒課長 川本 重樹 大阪府教育委員会学校教育課課長 大宇 弘一郎 全国連合小学校長協会会長 宮澤 一朗 全日本中学校長協会会長 長塚 篤夫 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会室・ 安全確保課長補佐 石原 珠代 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長補佐 (オブザーバー) 佐藤 勇輔 内閣府子ども家庭庁設置法案等審議会内閣府参事 横田 洋和 デジタル庁統括執行参事官付参事官補佐 (戦略企画、審公統括、教育及び子ども担当)	第4回 (7月15日) 全国自治体へのアンケート調査の調査案について 議論・決定 第5回 (8月30日) データ項目等について議論 ・対象となる子供の範囲 ・家庭の経済状況に関する項目 第6回 (9月29日) データ項目等について議論 ・教育・生活状況に関する項目 第7回 (11月19日) 最近の動きについて これまでの議論の整理（自治体調査の結果を含む） 第8回 (12月14日) これまでの議論の整理

なお、同研究会の検討状況の詳細については、4. で詳しく紹介します。

(3) デジタル臨時行政調査会

令和3年11月16日に開催された「デジタル臨時行政調査会（第1回）」において、牧島デジタル・行政改革・規制改革担当大臣より、準公共分野のデジタル化の推進について、「こども」に関する重要課題等にも対応していくべきとの発言があり、また、構成員からも、子供についての貧困や虐待から防ぐための問題は喫緊の課題であり、ルールを明確化したうえで、本当に困った方に支援の手を差し伸べるといった目的をきちんと共有すれば、国民の皆様のコンセンサスが得やすい内容でもあるということや、まず最初にデータ連携の成功事例をつくることが、データ連携の推進力になるため、具体化することを期待する、といった指摘がなされました。

これらも踏まえ、最後に岸田内閣総理大臣から、「貧困や虐待などから保護を要する子供たちを見守るため、牧島デジタル大臣を中心に、子供たちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備いたします。」との発言がなされました。

(4) こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム

こうした動向を踏まえ、市町村や支援機関等が保健福祉や教育等の取組の過程で得られた、個々のこどもに関する情報・データを活用して、こうしたこども・家庭を把握するとともに、能動的な「プッシュ型」「アウトリーチ型」「ワンストップ」の支援が実現されるよう、令和3年11月26日、小林デジタル副大臣を主査とし、内閣府・厚

生労働省・文部科学省の副大臣を構成員とする「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム(第1回)」が開催されました。

同プロジェクトチーム（以下「副大臣PT」という。）においては、①市町村や支援機関等が保有するこどもに関する情報・データの内容、各データを保有する機関等の整理と連携の在り方、②先行的に取り組む自治体の状況把握や、自治体を対象とした実証の在り方、③その他のこども・家庭へのデジタル・データを活用した支援の在り方、等について検討を行うこととされ、これまで2回が開催されました。今後、第3回を3月下旬～4月上旬に開催し、第4回の5～6月頃に、論点の整理を取りまとめることとされています。

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

- こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、自治体内でもそれぞれの部署で管理されているとともに、児童相談所・福祉事務所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応している。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会的な実現に資する。
- このための取組を進めるとともに、関係府省の副大臣級によるプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を整備。

※ 図が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

【構成員】（主査） デジタル副大臣 小林 史明 厚生労働副大臣 佐藤 勇輔
 内閣府副大臣 赤池 誠章 文部科学副大臣 池田 佳雄

【主な検討事項】

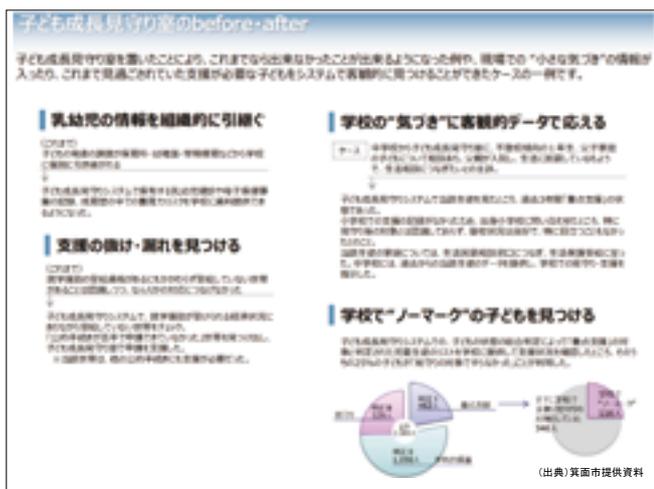
1. こどもに関する情報・データ連携の在り方
 ・行政の各局や学校、児童相談所、医療機関等の関係機関、妊婦期から20歳頃までの成長・発達に係る情報を、必要に応じて連携させ、真に支援が必要なこども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげるための情報・データの連携はどの程度か。
 ・その際、こどもに関する情報を自治体内（どのレベルが要検討）で包括的に把握する組織・連携の在り方や、こどもからのSOSの兆候を受け止める・扱い上げる仕組みの在り方についてどのように考えるか。
2. デジタルを活用した包括的な子育て支援の在り方
 ・子育て世代包括支援センターの取組を踏まえつつ、デジタルを活用し、窓口がなくても適切な情報の入手や相談をすることができる支援はどの程度か。
3. こどもに関する取組の可視化の在り方
 ・AI等こどもに関する政策、予算、統計等を可視化するためのデータ活用やデータの関はどの程度か。
 ・例えば、手当等のカストマイズ（支援の対象となる家庭への手当の支給手続、就学前施設についての分りやすい情報発信など）に向けた政策はどの程度か。

【スケジュール】 令和3年（2021年）11月検討開始～令和4年（2022年）6月目途に論点の整理

(5) 関連政府文書の閣議決定

その後、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（令和3年12月21日閣議決定）」において、「こども家庭庁の体制と主な事務」として「データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善」が掲げられるとともに、その中で、「デジタル庁等と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進する。その際、個人情報の取扱いにあつてはこども本人や家族の権利利益の保護に十分に配慮するとともに、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会のような個人情報の共有が可能な法的枠組みにおいてもそれぞれの運営目的に基づき有効に活用することを

こうした取組により、以下の図のように、乳幼児の情報を組織的に引き継ぐ、支援の抜け・漏れを見つける、学校の「気づき」に客観的データで応える、学校で「ノーマーク」の子どもを見つけるといった、効果が挙がっていると報告されています。特に、最後の点については、「子ども成長見守りシステム」の総合判定によって「重点支援」の対象と判定された児童生徒のリストを学校に提供して支援状況を確認したところ、そのうちの25%の子どもが「見守りの対象ですらなかった」、いわゆる「ノーマーク」の状態であったことが報告されています。



なお、個人情報の共有に関しては、①収集目的の壁（例：子供の学力調査のために収集したデータは、教育のために使うのは構わないが、目的が異なる就学援助の仕事に使うのはならない）と②実施機関の壁（市長部局と教育委員会の間で情報を共有することは、外部提供という扱いになる）といった課題があったことから、市の個人情報保護条例を改正し、生活困窮者等の心身の保護又は生活の支援の目的は本人の利益になることは明らかであるため、目的外利用・外部提供ができるということが明文化されました。

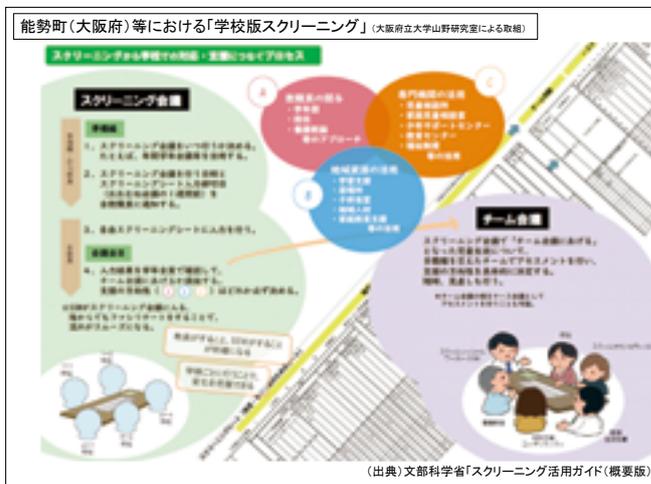


(2) 大阪府能勢町等

大阪府能勢町、神戸市、柏市、糸満市、橋本市、滋賀県（大津市、草津市、彦根市、愛荘町）等では、大阪府立大学山野則子研究室が提案する、主に義務教育課程の学校（小学校・中学校）において、既存の学年会議等を発展させて状況共有を行い、全生徒から貧困等のリスクの可能性のある子どもを洗い出し、ソーシャルワーカー等を通じて支援につなぐ「学校版スクリーニング」を実施しています。

大まかには、以下の図のように、①学校教員（管理職含む）やスクールソーシャルワーカー等が事前のチェック項目をスクリーニングシートに記入し、②このシートを資料として、複数人の教職員による「スクリーニング会議」を開催し、入力結果を学年全員で確認して、スクールソーシャルワーカー等の多職種を交えて開催する「チーム会議」にあげるか議論するとともに、(A) 教職員の関与、(B) 専門機関の活用、(C) 地域資源の活用のいずれの支援の方向性で進めるかを暫定的に決定します。

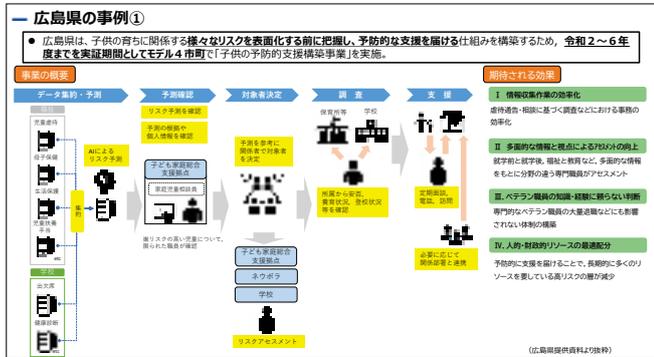
その上で、③「チーム会議」においてアセスメントを行い、支援の方向性を具体的に決定するとともに、随時、見直しも行います。



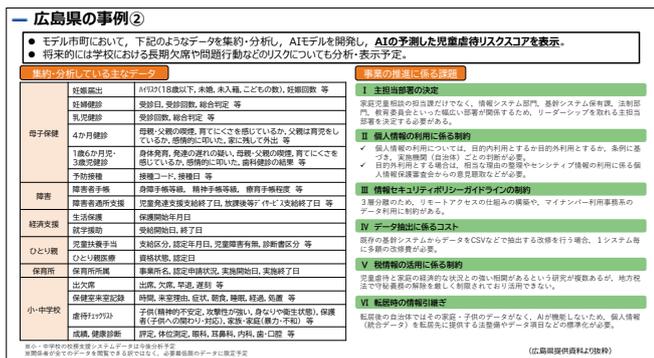
(3) 広島県（府中町等）

広島県では、子供の育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届ける仕組みを構築するため、令和2～6年度までを実証期間として、モデル4市町で「子供の予防的支援構築事業」を実施しています。具体的には、以下の図のように、モデル市町において、福祉（生活保護、児童扶養手当、障害者手帳、母子保健）や学校（出欠席、健康診断、虐待チェックリスト）の情報

を基にしたAIのリスク予測結果を参考として、関係者（家庭児童相談、ネウボラ、学校）が対象者を決定し、子供に関する様々なリスクが表面化していない段階で予防的な支援を継続的に届ける仕組みの構築を進めています。



家族形態の変化などにより子供や家庭の状況が見えにくくなっていることや、福祉と教育の連携が不十分であることなどの課題があり、広島県の独自の点として、関係部署を教育委員会に統合せずに学校との情報連携をこれまで以上に進める仕組みを考えたと報告されています。また、期待される効果としては、情報収集作業の効率化、多面的な情報と視点によるアセスメントの向上、ベテラン職員の知識・経験に頼らない判断、人的・財政的リソースの最適配分といったことが挙げられています。集約・分析している主なデータや、事業の推進に係る課題については、以下の図にあるとおりです。

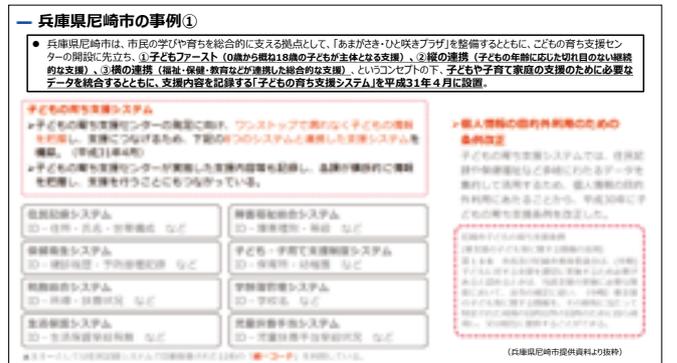


(4) 兵庫県尼崎市

兵庫県尼崎市では、市民の学びや育ちを総合的に支える拠点として、「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備するとともに、こどもの育ち支援センターの開設に先立ち、①子どもファースト（0歳から概ね18歳の子どもが主体となる支援）、②縦の連携（子どもの年齢に応じた切れ目のない継続的な支援）、③横の連携（福祉・保健・教育などが連携した総合的な支援）、というコンセプトの

下、8つのシステム（住基台帳、保健衛生、税務、福祉、子供子育て、税務、生活保護、学齢簿、児童扶養システム）から情報を吸い上げ、こどもの支援にあたる職員がそのこどもの情報を横断的に閲覧できる「子どもの育ち支援システム」を平成31年4月に構築し、漏れのない支援や継続一貫した支援につなげています。

その際、統合した8つのシステムを閲覧できる職員は限定されており、具体的には、子どもの育ち支援センターの職員、教育委員会の不登校支援の担当者が閲覧できます。なお、以下の図のように、データの利活用のために、「子どもの育ち支援条例」を改正し、要支援児童について個人情報データの目的外利用を認めることとされています。



(5) その他

上記のような事例の他にも、例えば、茨城県つくば市では、①「データベースみまもり」（経済的支援、学校、非認知能力に係るデジタル情報）から、アルゴリズムで1段階選抜、②このうち支援に繋がっていない者について、学校の担任や生活指導の先生が「個人票」にコメントを追加（アナログ情報）、これらを踏まえ、対象者リストを決定、③こども未来支援員、家庭相談員、SSW かななる「支援担当者会議」でアウトリーチ支援方法を検討、④こども未来支援員によるアウトリーチ支援の実施（訪問相談、学習支援・居場所への案内等）、といった取組を行っています。

また、埼玉県戸田市では、市内2校の小1～3に限って試験的に実施している取組として、①経済的支援（児童扶養手当、ひとり親医療費助成、就学援助、生活保護）のいずれかの受給者をリスト化、②リスト（氏名、学校、経済属性を記載）を民間団体（Learning for All）に提供し、関係機関と連携してアウトリーチの順番や方法を決定、③アウトリーチの実施と支援拠点への接続、を行っています。さらに、三重県では、平成24年度に発生した2件の

虐待死亡事例をきっかけに、判断の質の向上×業務効率化を実現すべく、こどもの情報を入力すると、過去の対応記録に基づいてAIがシミュレーションし、重篤度や今すぐ何をすべきか、今後どういったことが起こる可能性があるかが瞬時にデータで示されるようになっています。これにより、リアルタイムで共有できるので電話やFAXの手間がなくなる、共有した情報がそのまま記録になり打ち直す手間がなくなる、ベテランの経験もデータとして溜まり異動・退職による知見の流出がなくなる、といったメリットが挙げられています。

この他、大阪市の「児童生徒ボード」や、埼玉県の「個別アドバイスシート」といった取組もありますが、これらは先月号において紹介しているため、割愛させていただきます。

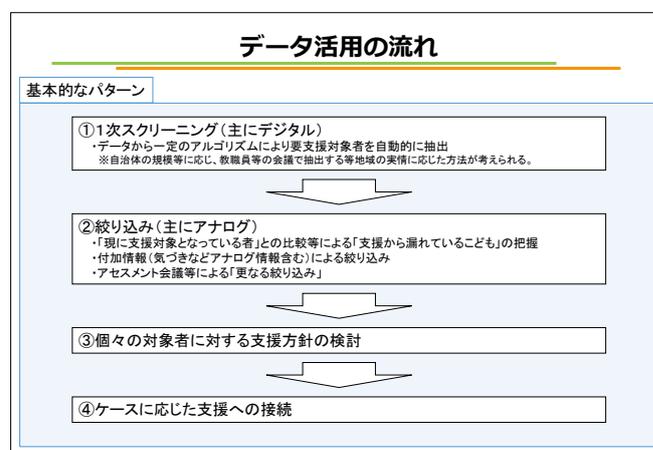
(6) まとめ

こうした事例から見てくる点は、大きく3つ挙げられると個人的に考えています。

まず1点目としては、「何のためのデータ連携か」という事です。これまで紹介した事例からも分かるとおり、こどものデータ連携は、不適切なデータ利活用のためにこども個人個人のふるい分けを行う手段であってはならず、個人情報保護に配慮の上、様々な部局や機関に散らばっているデータを連携することによって、まずは、1つの部局や機関だけでは見落としがちなSOSを発見するとともに、こどもへの支援に当たる自治体や関係機関の職員の判断をサポートするための手段として位置付けられなければならないと考えられます。すなわち、デジタルによって支援者・機関の役割がなくなるということではなく、むしろ支援者・機関が限られた人的・時間的・財政的なリソースの下でこども達へのサポートを充実させる上で、デジタルが補完的な役割を果たす、ということになります。こうした目的を関係者がしっかりと共有することが、まずは重要だと思います。

次に2点目としては、デジタルがその効用を特に発揮するのは、過去データに基づいて、それぞれのこども・家庭のリスクを可視化し、優先順位付けを明確化するという部分です。他方で、そもそもデータとして取れているが意味をなしていない(エラー)部分があるといったデータの「質」や、今保有しているデータでどこまでの事象をカバー出来ているかといったデータの「範囲」に

も留意する必要があると考えられます。また、デジタルによって、アナログの支援やその検討のプロセスが不要になるということでもありません。現に、紹介した事例では、①データから一定のアルゴリズムにより要支援対象者を自動的に抽出する段階は主にデジタルで行っていますが、その後の、②「現に支援対象となっている者」との比較等による「支援から漏れているこども」の把握や、付加情報(気づきなどアナログ情報含む)による絞り込み、アセスメント会議等による「更なる絞り込み」の段階、③個々の対象者に対する支援方針の検討の段階、④ケースに応じた支援への接続の段階、は主にアナログで行われるものと報告されています。



最後の3点目としては、安心・安全の確保が挙げられます。データ連携に当たって、個人情報の保護やセキュリティの確保への配慮は大前提です。この点、例えば大阪府箕面市においては、前述の個人情報保護条例の改正のほか、データの取り込み作業については箕面市情報政策室のセキュリティルームに限定するとともに、ネットワークについては、サーバとクライアント端末のみのネットワークとし、外部との接続は行わないなどとして承知しています。また、兵庫県尼崎市では、前述の閲覧職員の制限や「子どもの育ち支援条例」の改正のほか、支援対象ではない子どもや子育て家庭の情報及び他課の支援状況等を許可なく閲覧することがないよう、画面上でアクセス権限の付与状況を知らせる仕組みを導入するとともに、アクセスログを定期的にチェックすることで、職員の個人情報保護の意識向上を図り、情報管理の徹底を図ることとして承知しています。

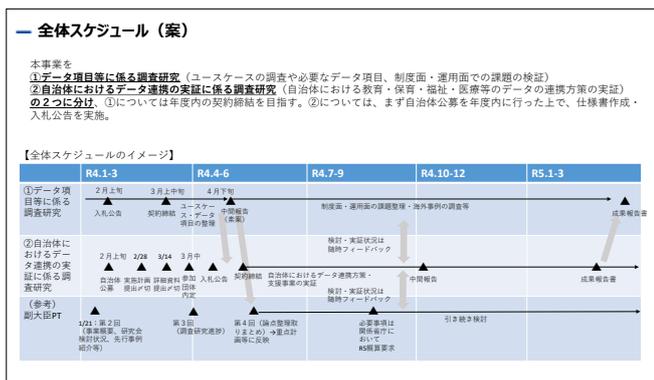
他の自治体においても、個人情報保護条例に基づき、目的外利用・外部提供に係る特例措置を講じるのが一般的

です。また、前述の箕面市においては、対象者を困窮世帯等に絞り込み、これらの対象に限り目的外利用・外部提供を可能とすべく条例で定めています。また、外部団体への情報提供については、例えば埼玉県戸田市では、個人情報保護運営審議会の承認を得て、基本情報（氏名・学校名）、経済属性をNPOに提供していると承知しています。

このように、適切なアクセスコントロールやセキュリティの確保、個人情報の保護措置等を実施することは、本施策のような取組について住民からの理解を得る上でも大変重要であると考えられます。なお、昨年成立したデジタル社会形成整備法において、個人情報保護法の改正が行われ、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされており、当該改正の施行は令和5年4月を予定していることから、今後、改正後の個人情報保護法との関係について整理が必要になると考えられます。

3 実証事業について

デジタル庁では、こうした先行事例も踏まえ、各地方公共団体において、個人情報の保護に配慮の上、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施すべく、「準公共分野デジタル化推進費（子どもに関する各種データの連携による支援実証事業）」として、令和3年度補正予算に約7.3億円を計上しました。全体のスケジュール（案）は下図のとおりですが、以下の概要について、大きく2つに分けて紹介させていただきます。

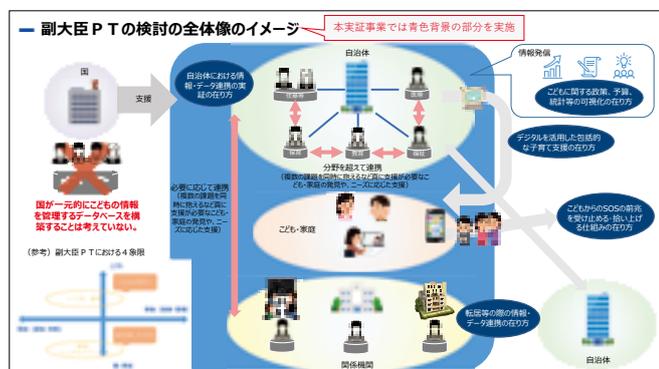


(1) データ項目等に係る調査研究

まず、上記の副大臣 PT や内閣府研究会における検討状況、自治体等における先行事例、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の動向、こども政策の推進に関する最新の政策動向も踏まえ、以下について検証を実施し、検証結果を取りまとめ課題を明らかにする調査研究事業を実施することとしています。このうち以下の①及び②については、副大臣 PT における論点整理が令和4年5～6月頃に行われる予定であること等を踏まえ、令和4年4月中に一定の方向性を中間報告書（素案）として提示することを想定しています。また、例えば先進的な取組を行っている地域への調査やアンケート、現場でこどもへの支援に携わる関係機関や有識者等へのヒアリング等を提案・実施することも想定しています。

- ① ユースケースの調査：こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもの発見やニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する上で、自治体等における先行事例を踏まえ、求められるユースケースについて調査。
- ② 必要となるデータ項目の検証：貧困や虐待等の政策的な課題に対応して、データ連携により真に支援が必要なこどもの発見やニーズに応じたプッシュ型の支援を行う際に必要となるデータ項目について、上記①のユースケース等を踏まえ、検証。その際、各データ項目の有用性（先行研究における調査結果等）、自治体における各データ項目のデジタル化や情報共有の状況、当該データ項目が国の施策として自治体等において共通的に収集することが求められているか等を勘案し、例えば必須項目と推奨項目を分けるなどして提示すること。また、1年に1回等の定期に測定されるデータだけではなく、より高い頻度で扱われるデータも対象とすること。
- ③ 制度面・運用面での課題の検証：上記①及び②を踏まえ、制度面・運用面での課題（各分野におけるデータの標準化や、データの保有主体、自治体をまたがる場合（転居や中学校段階から高等学校段階に変わる際など）のシステム間のデータの相互運用性を確保するための方策、情報連携のためのデータ連携、アクセスコントロールや個人情報の取扱い、データ連携における倫理面の課題、具体的なプッシュ型の支援へのブリッジ、効果検証の設計等）について検証。

理するデータベースを構築することは考えておりません。そもそも、個人情報はその政策目的に応じて法令で保有等を行う者が定められているものであり、こども分野においては、国が直接的にこどもへの支援活動を行うことは法令上想定されておりません。また、個人情報は地方公共団体等において分散管理をされるものであり、その前提が本プロジェクトによって何か変わるものではありません。3.で紹介した実証事業を通じて、まずは地方公共団体での事例を作っていくながら、全国の地方公共団体への展開に向けた必要な方策を検討していくことを考えております。こうした検討の射程については、第2回副大臣 PT 等で提示した、以下の資料で示しております。



また、第1回及び第2回副大臣 PT において、下図のとおり、デジタル庁を含めた、関係府省庁の構成員からも繰り返し同趣旨の御発言があったところです。

一 牧島大臣記者会見要旨
 令和3年11月26日
 (中略) これを踏まえて、市町村や支援機関等が保有することに関する情報、データの内容、各データを保有する機関等と連携の在り方や先行自治体の状況把握、自治体を対象とした実証の在り方等について検討するため、小林デジタル副大臣を主査として、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣をメンバーとするプロジェクトチームを立ち上げ検討いたします。
国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築する考えはあり、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築する考えはあり、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築する考えはあり、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築する考えはあり。
 (参考) 副大臣 PT における4 事例

一 「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム (第2回)」 (令和4年1月21日) 議事要旨
 池田文科科学副大臣
 ・(中略) 学習履歴等の教育データを政府が一元管理するのではないかと、心懸の声があるが、国が一元的に管理するのではなく、データを相互に連携させることで、実証的な連携を行う各自治体における活用促進を進めるのではないかと考案している。(以下略)

一 第1回「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム (第1回)」 (令和3年11月26日) 議事要旨
 赤池内閣府副大臣
 ・(中略) こどもや家庭のデータの連携に当たっては、国民の理解を得ることが当然、何よりも重要であり、教育や福祉をはじめとした国民、住民のプライバシーの塊であるため、個人情報保護法との整合性だけでなく、国民の意識に沿った配慮が必須。
データベースは政府が一元管理するのではなく、地方公共団体がその判断でデータを管理、活用すべきである。(以下略)

池田文科科学副大臣
 ・(中略) データベースは、国が一元管理するのではなく、実証に支援を行う各自治体において管理、活用される必要がある。

山田デジタル大臣政務官
 ・(中略) 「部連を契機として既解が生じているが、本プロジェクトにおいては、こどもの情報を国が一元的に管理するデータベースを作ることではない。国民の理解を得ながら進めていきたい。

小林デジタル副大臣
 ・(中略) 11月16日に開催されたデジタル臨時行政調査会においても、岸田総理から、「貧困や虐待などから保護を要することも見守るため、教育デジタル大臣を中心に、こどもたちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備」するよう御指示をいただいたところ。
 こうしたことを踏まえ、まずは自治体内でのデータ連携の実証事業を行う等といった必要な施策を検討しており、これに必要なデータの確保や共有等の議論を進めたい。
国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築する考えはあり、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築する考えはあり、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築する考えはあり、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築する考えはあり。
 まずは自治体での事例を作っていくながら、全国の自治体への展開に向けた方策を検討したい。(以下略)

(2) データ連携の主体・対象

前述のとおり、まずは、同一基礎自治体内で把握できる義務教育段階の児童生徒のデータ連携の枠組みを構築し、その効果を見つつ、データ連携に係る壁は存在しますが、未就学段階や高校進学後も連携の枠組みに含めることや、他の基礎自治体 (転居の場合等) との連携について検討すべきであると考えられます。

(3) データの取得

転居時のデータ連携や経年比較のため、客観的なデータの取得が望ましいと考えられます。一方、現場職員の主観的評価についても、何らかの形で取得、活用できるようにすべきであると考えられます。

また、データの把握や入力を行う現場職員の負担への配慮が必要であり、既存のデータ連携のシステムや業務システムとの連携により省力化を図るべきと考えられます。

(4) データの管理・共有

データの管理については、各地方公共団体において、データ活用が可能となるよう、保有データの電子化を進めることが必要であると考えられます。また、データの保存期間、削除依頼や開示請求への対応について検討が必要であると考えられます。

データの共有については、個人情報保護法令上の整理 (共有が可能な項目、共有範囲等) が必要であるほか、住民から見て許容されるかという観点も重要であり、情報の取扱いルールの設定、データ連携で住民が受けるメリット等の丁寧な発信が必要であると考えられます。

データについては、先行事例においては、①首長部局に集約している例 (つくば市、広島県 (府中町) など)、②教育委員会に集約している例 (箕面市、神戸市、柏市、能勢町、糸満市、橋本市、滋賀県下の市町など)、③外部団体に集約している例 (戸田市においては委託の上 NPO に集約、など) に大別されると見られます。いずれの場合においても、前述のとおり、適切なアクセスコントロールやセキュリティの確保、個人情報の保護措置等を実施することが大変重要であると考えられます。

(5) データの活用

支援の現場では、問題を抱える子供や家庭に寄り添っ

た伴走型の支援が求められていることから、誰が閲覧・活用し、どのように支援につながるかを提示する必要がありますと考えられます。例えば、要保護児童対策地域協議会など、既存の法的枠組みの柔軟な活用も選択肢となるのではないかと考えられます。また、学校を運用の場合、教育委員会事務局にスーパーバイザーとして配置されたスクールソーシャルワーカー（SSW）が、支援を要する子供を絞り込む検出中心的役割を果たし、域内の学校に配置されたSSWやスクールカウンセラー等を通じてプッシュ型の支援に取り組むことが期待されます。

5 おわりに

今回は、先月までの連載に引き続き、教育関係者の皆様に関わる施策の例として、こどもに関する各種データの連携について紹介しました。

行政事業レビューからはじまり、内閣府研究会やこども家庭庁の創設に係る議論の中で、本プロジェクトは、昨年9月1日に政府にデジタル庁が創設され、デジタル庁が各府省と一緒に進めていくプロジェクトとして象徴的なものであると考えています。

デジタル庁の一番のミッションは、主役である国民や社会を担う皆様と向き合う各府省や自治体、現場が本来の力を発揮できるようにシステム面からサポートするとともに、デジタル分野の司令塔として、各府省だけで行っているのは部分最適になりがちな所を、大きな方向性に向かって共有しながら一緒に進んでいくことであり、こうしたことが、このプロジェクトで実現出来ると考えています。

また、その実施に当たっては、データ連携が真に支援を必要とするこどもや家庭への実際の支援やアクションにつながるよう、こども政策に取り組んでいる各府省との連携を緊密に図ってまいりたいと考えています。

今度とも、機会を捉えて、こうした施策の趣旨や進捗につきまして、情報発信を行ってまいりたいと考えておりますので、教育関係者の皆様の引き続きの御理解、御協力を賜りますよう、何卒御願ひ申し上げます。

(デジタル庁国民向けサービスグループこども担当 横田洋和)

『「教師不足」に関する実態調査』及び 『令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況』について

総合教育政策局教育人材政策課

文部科学省では、臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数（配置数）が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしていないという、いわゆる「教師不足」について、令和3年度始業日時点、5月1日時点の全国的な状況を調査し、結果を公表した。（令和4年1月31日公表）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00003.html

併せて、67 都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会（計 68）が実施した公立学校教員採用選考試験（以下「採用選考」という。）について、令和2年度に実施された令和3年度採用選考の実施状況を取りまとめた。（令和4年1月31日公表）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1416039_00005.html

1 「教師不足」に関する実態調査

令和3年度始業日時点の小学校・中学校の「教師不足」人数は合計 2,086 人（不足率は 0.35%）、5月1日時点では合計 1,701 人（不足率 0.28%）、高等学校では始業日時点で合計 217 人（不足率 0.14%）、5月1日時点で 159 人（不足率 0.10%）、特別支援学校では始業日時点で 255 人（不足率 0.32%）、5月1日時点で 205 人（不足率 0.26%）となっている。（P32, 下段 (1) 「教師不足」の状況一概要）

小学校において学級担任を担当すべき教師が不足している場合に、学級担任がいないという状況を避けるため、本来担任ではない職務の教師が学級担任を代替しているケースは、5月1日時点で 474 件。このような場合に学級担任を代替している主なものは、指導体制の充実のために配置を予定していた教員（少人数指導のために配置された

教員など）が 143 件、②主幹教諭・指導教諭・教務主任が 205 件、③生徒指導の充実のために配置された教師（37 件）、④管理職が代替するケース（53 件）などであった。（P34, 下段 (4) 小学校の学級担任の代替状況）

中学校・高等学校において、ある教科の教師がいないことにより、当該教科の必要な授業を行えていない例は、5月1日時点で中学校では 16 校、高等学校では 5 校あった。ただし、教育委員会に対し聞き取りを行ったところ、そういったケースは5月中には概ね解消、少なくとも7月時点にはすべて解消している。（P35, 上段 (5) 中学校の「教科担任不足」の状況、(6) 高等学校の「教科担任不足」の状況）

「教師不足」の背景・要因について、教育委員会に対し行ったアンケートによれば、産休・育休取得者数や特別支援学級数の見込み以上の増加により、必要な臨時的任用教員が見込みより増加したことや、近年の採用者数の増加に伴い、講師名簿登録者がすでに正規採用されたことにより、講師名簿登録者数が減少していることが主な要因として認識されている。（P35, 「教師不足」の要因）

2 令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況

採用者数の中長期的なトレンドでは、平成 12 年度以降ほぼ一貫して増加しており、近年の採用倍率低下は、大量退職等に伴う採用者数の増加の寄与するところが大きい。

例えば、小学校において採用倍率が過去最高の 12.5 倍であった平成 12 年度においては採用者数が 3,683 人であるのに対し、令和3年度においては採用者数が 16,440 人と 5 倍近くに増えた結果として、採用倍率が 2.6 倍まで低下している。（P37, 第1表）

小学校について、直近の令和3年度と令和2年度の傾向を見ると、退職者数が平成 28 年度末をピークに減少して

いること等により採用者数は令和元年度より2年続けて減少しているが、近年の大量採用により既卒者の受験者数が減少したこと等をうけて受験者数が減少したため、採用倍率は引き続き低下している。

また、受験者数の内訳を分析してみると、新規学卒者は小幅な増加となった一方、既卒者は引き続き大きく減少している。(P42, 表7表)

このことを踏まえれば、小学校における受験者数の減少傾向は、臨時的任用教員や非常勤講師などを続けながら採用選考に再チャレンジしてきた層が正規採用されることにより、既卒の受験者が減ってきていることなどが理由であると考えられる。

一方、中学校や高等学校については、全体としてそれぞれ4.4倍、6.6倍の採用倍率を保っているものの、既卒者の受験者数の減少に加え、中学校においては直近5年間で新規学卒者の受験者数の減少が見られている。中学校や高等学校の受験者数が減少した原因を一概に断定することは困難であるが、小学校に比して民間の採用状況に左右されやすく、新規学卒者の減少傾向に歯止めをかけることが必要となっている。(P42, 表7表)

3 今後の対応

文部科学省としては、これらの調査において各教育委員会における「教師不足」の状況及び採用状況を公表するとともに、各教育委員会において行われている教師の確保に向けた取組や採用選考における取組を共有していく。特に、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築に向けた観点での特別な選考について、広く知見を共有し、採用選考の改善を促していく。

教師の人材確保については、文部科学省による「学校・子ども応援サポーター人材バンク」等を通じた講師のなり手確保に向けた取組の推進や、学校における働き方改革の推進など勤務環境の改善を含めた教職の魅力向上を行っていく。加えて、令和3年4月より行われている中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」での議論を踏まえ、教師の採用における改善策について、実効性のある方策を検討し、実施していく。

1 「教師不足」に関する実態調査(調査概要)

<調査概要・目的>

臨時的任用教員等の確保ができず学校へ配置する教師の数に欠員が生じる「教師不足」に関して、年度当初における全国的な実態を把握するため実態調査を実施。

<調査対象・調査時点>

67都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会(計68)
令和3年度始業日時点 及び 令和3年5月1日時点の2時点

<調査対象の学校種>

公立の小学校(※1)・中学校(※2)・高等学校(※3)・特別支援学校(※4)

- ※1:義務教育学校前期課程を含む。
- ※2:義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。
- ※3:中等教育学校後期課程を含む。
- ※4:専攻科、別科除く。

<本調査における教員の定義>

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師を対象とする。

- ※1:正規教員、臨時的任用教員、非常勤講師(会計年度任用職員)、再任用教員(フルタイム・短時間)をすべて含む。
- ※2:義務標準法、高校標準法の教職員定数に含まれる者を対象とし、そのうち産休・育休者等を除き、産休・育休者等の代替者を加えている。
- ※3:養護教諭等、栄養教諭等は調査の対象から除いている。

1 調査概要～集計結果のポイント～

<本調査における「教師不足」の定義>

- ・ 臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数(配当数)を満たしておらず欠員が生じる状態を指す。
(注1)「学校に配置することとしている教師の数(配当数)」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。
 (注2)「教師不足」は義務標準法等に基づき算定される教職員定数の標準に対する教職員の配置状況を指すものではない。

<各学校種における「教師不足」の概要> [2(1)参照]

- ・ 令和3年度始業日時点の小・中学校の「教師不足」人数(不足率)は合計2,086人(0.35%)、5月1日時点では1,701人(0.28%)。なお、義務標準法に基づき算定される小・中学校の教職員定数に対する充足率は、全国平均で101.8%。
- ・ 高等学校の「教師不足」人数は始業日に217人(0.14%)、5月1日時点で159人(0.10%)。
- ・ 特別支援学校の「教師不足」人数は始業日に255人(0.32%)、5月1日時点で205人(0.26%)。

<小学校の学級担任の代替状況> [2(4)参照]

- ・ 学級担任を担当すべき教師が不足している場合に、学級担任がいないという状況を避けるため、本来担任ではない職務の教師が学級担任を代替しているケースは474件。このような場合に学級担任を代替している主なものは、①指導体制の充実のために配置を予定していた教員(少人数指導のために配置された教員など)143件と②主幹教諭・指導教諭・教務主任が205件。
- ・ 生徒指導の充実のために配置された教師(37件)や管理職が代替するケース(53件)も存在。

<中学校・高等学校の「教科担任不足」の状況> [2(5)参照]

- ・ 当該教科の教師がいないことにより当該教科の必要な授業を行えていない例は、5月1日時点で中学校16校、高等学校5校。ただし、教育委員会に対し聞き取りを行ったところ5月中には概ね解消、遅くとも7月時点ではすべて解消。

<「教師不足」の要因(教育委員会へのアンケート結果)> [3参照]

- ・ 産休・育休、病休者数の増加、特別支援学級数の増加により、必要な臨時的任用教員が見込みより増加したこと、また、採用者数の増加に伴い、講師名簿登録者がすでに正規採用されたことにより、講師名簿登録者数が減少していることが大きな要因。

2 (1)「教師不足」の状況－概要

- ✓ 学校に配当されている教員定数に対する「教師不足」の割合は高等学校が最も低く0.1%、他は小学校は0.26%、中学校は0.33%、特別支援学校は0.26%となっている<R3.5.1>。
- ✓ 始業日時点から5月1日時点の間においても、都道府県・指定都市等の人材確保の取組により不足数は小中合計で見ると0.07ポイント改善。

(1)「教師不足」の状況(5月1日時点)

学校種	学校に配置されている教師の数(A)	学校に配当されている定数(B)	不足(C)	不足率(C/B)	全体の学校数(D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合(E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%
高等学校	159,688	159,837	159	0.10%	3,502	121	3.5%
特別支援学校	78,474	78,632	205	0.26%	1,086	120	11.0%
合計	836,264	837,790	2,065	0.25%	32,903	1,591	4.8%

(参考)「教師不足」の状況(始業日時点)

学校種	学校に配置されている教師の数(A)	学校に配当されている定数(B)	不足(C)	不足率(C/B)	全体の学校数(D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合(E/D)
小学校	378,481	379,345	1,218	0.32%	18,991	937	4.9%
中学校	217,856	218,641	868	0.40%	9,324	649	7.0%
小中学校合計	596,337	597,986	2,086	0.35%	28,315	1,586	5.6%
高等学校	159,368	159,576	217	0.14%	3,502	169	4.8%
特別支援学校	78,309	78,517	255	0.32%	1,086	142	13.1%
合計	834,014	836,079	2,558	0.31%	32,903	1,897	5.8%

- (注1)「学校に配置されている教師の数」は、正規教員・臨時的任用教員・非常勤講師・再任用教員の人数(養護教諭・栄養教諭等を除く)。なお、「非常勤講師」、「再任用教員(短時間)」は、フルタイム勤務に対する勤務時間数に応じた人数(換算数)として計算している。
- (注2)「学校に配当されている定数」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。
- (注3)「非常勤講師」、「再任用教員(短時間)」は、それぞれ始業日、5月1日時点に在籍する者を対象とする。
- (注4)本校・分校それぞれ別の学校として計上し、また、児童生徒が在籍していない学校は除く。
- (注5)一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を「0」として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しない。

2 (1)「教師不足」の状況—県市別の状況(小学校)

- ✓ 5月1日時点での各教育委員会における「教師不足」の状況。
- ✓ 小学校の「教師不足」人数の合計は979人で0.26%。学校数でみれば794校。

(注1)「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は101.8%。

(注2)「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考)義務標準法に基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考)義務標準法に基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考)義務標準法に基づく充足率
北海道	18	13	0.14%	101.9%	三重県	6	5	0.10%	104.3%	沖縄県	6	6	0.10%	99.6%
青森県	13	11	0.32%	102.2%	滋賀県	5	5	0.10%	104.7%	札幌市	24	22	0.52%	101.4%
岩手県	1	1	0.02%	99.7%	京都府	14	12	0.36%	102.7%	仙台市	5	5	0.17%	105.2%
宮城県	19	14	0.45%	99.8%	大阪府	60	53	0.44%	99.9%	さいたま市	0	0	0.00%	101.1%
秋田県	2	2	0.07%	102.6%	兵庫県	22	13	0.18%	101.9%	千葉市	0	0	0.00%	101.0%
山形県	0	0	0.00%	102.6%	奈良県	8	3	0.18%	101.1%	横浜市	12	12	0.13%	103.2%
福島県	52	50	0.85%	101.4%	和歌山県	0	0	0.00%	101.4%	川崎市	4	4	0.11%	104.0%
茨城県	58	57	0.64%	101.2%	鳥取県	19	11	0.81%	109.5%	相模原市	10	10	0.55%	99.1%
栃木県	22	20	0.35%	101.4%	島根県	42	13	1.46%	103.3%	新潟市	1	1	0.05%	100.0%
群馬県	0	0	0.00%	101.3%	岡山県	1	1	0.02%	102.2%	静岡市	4	4	0.24%	100.7%
埼玉県	67	57	0.43%	100.2%	広島県	4	0	0.08%	100.0%	浜松市	1	1	0.04%	99.9%
千葉県	91	84	0.64%	100.0%	山口県	0	0	0.00%	99.7%	名古屋市	0	0	0.00%	103.9%
東京都	0	0	0.00%	108.2%	徳島県	2	2	0.08%	99.5%	京都市	3	3	0.09%	104.9%
神奈川県	45	14	0.52%	104.1%	香川県	8	6	0.26%	101.1%	大阪市	0	0	0.00%	102.9%
新潟県	0	0	0.00%	100.3%	愛媛県	15	15	0.34%	100.7%	堺市	9	3	0.38%	100.4%
富山県	10	10	0.31%	100.2%	高知県	3	3	0.12%	100.0%	神戸市	2	2	0.05%	104.8%
石川県	1	1	0.03%	100.3%	福岡県	69	61	0.70%	100.0%	岡山市	1	0	0.05%	100.8%
福井県	7	7	0.26%	102.8%	佐賀県	8	8	0.25%	101.4%	広島市	3	3	0.09%	103.7%
山梨県	1	1	0.03%	99.9%	長崎県	41	41	0.78%	98.3%	北九州市	3	3	0.11%	101.8%
長野県	2	2	0.03%	100.0%	熊本県	36	35	0.88%	99.4%	福岡市	0	0	0.00%	101.4%
岐阜県	9	9	0.14%	99.1%	大分県	15	15	0.39%	99.6%	熊本市	2	2	0.09%	100.1%
静岡県	10	10	0.16%	100.5%	宮崎県	4	2	0.10%	100.5%	豊能地区	3	3	0.13%	-
愛知県	57	26	0.35%	101.7%	鹿児島県	19	17	0.28%	99.8%	合計	979	794	0.26%	101.8%

2 (1)「教師不足」の状況—県市別の状況(中学校)

- ✓ 5月1日時点での各教育委員会における「教師不足」の状況。
- ✓ 中学校の「教師不足」人数の合計は722人で0.33%。学校数でみれば556校。

(注1)「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は101.8%。

(注2)「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考)義務標準法に基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考)義務標準法に基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考)義務標準法に基づく充足率
北海道	18	8	0.23%	101.9%	三重県	7	7	0.20%	104.3%	沖縄県	7	7	0.19%	99.6%
青森県	4	3	0.15%	102.2%	滋賀県	6	6	0.21%	104.7%	札幌市	3	1	0.11%	101.4%
岩手県	0	0	0.00%	99.7%	京都府	6	2	0.25%	102.7%	仙台市	9	9	0.49%	105.2%
宮城県	8	7	0.31%	99.8%	大阪府	50	38	0.62%	99.9%	さいたま市	1	1	0.05%	101.1%
秋田県	0	0	0.00%	102.6%	兵庫県	57	32	0.83%	101.9%	千葉市	0	0	0.00%	101.0%
山形県	0	0	0.00%	102.6%	奈良県	11	7	0.45%	101.1%	横浜市	1	1	0.02%	103.2%
福島県	22	18	0.57%	101.4%	和歌山県	0	0	0.00%	101.4%	川崎市	2	2	0.11%	104.0%
茨城県	55	54	1.00%	101.2%	鳥取県	5	1	0.38%	109.5%	相模原市	4	3	0.37%	99.1%
栃木県	7	6	0.19%	101.4%	島根県	12	4	0.70%	103.3%	新潟市	3	2	0.22%	100.0%
群馬県	1	1	0.03%	101.3%	岡山県	1	1	0.04%	102.2%	静岡市	0	0	0.00%	100.7%
埼玉県	40	40	0.44%	100.2%	広島県	4	0	0.13%	100.0%	浜松市	2	2	0.15%	99.9%
千葉県	33	31	0.41%	100.0%	山口県	6	6	0.22%	99.7%	名古屋市	0	0	0.00%	103.9%
東京都	0	0	0.00%	108.2%	徳島県	1	1	0.06%	99.5%	京都市	7	7	0.34%	104.9%
神奈川県	27	12	0.53%	104.1%	香川県	1	0	0.05%	101.1%	大阪市	0	0	0.00%	102.9%
新潟県	0	0	0.00%	100.3%	愛媛県	3	3	0.12%	100.7%	堺市	5	3	0.36%	100.4%
富山県	4	4	0.22%	100.2%	高知県	0	0	0.00%	100.0%	神戸市	0	0	0.00%	104.8%
石川県	1	1	0.05%	100.3%	福岡県	59	41	1.08%	100.0%	岡山市	1	1	0.08%	100.8%
福井県	7	7	0.42%	102.8%	佐賀県	12	10	0.59%	101.4%	広島市	1	1	0.05%	103.7%
山梨県	0	0	0.00%	99.9%	長崎県	38	38	1.25%	98.3%	北九州市	0	0	0.00%	101.8%
長野県	1	1	0.02%	100.0%	熊本県	42	28	1.77%	99.4%	福岡市	19	15	0.81%	101.4%
岐阜県	7	7	0.18%	99.1%	大分県	17	15	0.74%	99.6%	熊本市	5	4	0.39%	100.1%
静岡県	10	10	0.27%	100.5%	宮崎県	2	1	0.09%	100.5%	豊能地区	7	7	0.59%	-
愛知県	50	30	0.53%	101.7%	鹿児島県	10	9	0.27%	99.8%	合計	722	556	0.33%	101.8%

2

(2) 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳
(3) 小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳

- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

(2) 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員	再任用教員		臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等	非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
		フルタイム	短時間				
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	13,274 (16.92%)	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

(3) 小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等	その他	合計
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の () 内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

2

(4) 小学校の学級担任の代替状況

- ✓ 本来学級担任ではない役割の教師が学級担任を代替する「学級担任不足」の対応として配置している教師の本来の職務等についての内訳。
- ✓ 学級担任不足を代替しているのは①指導体制の充実のために配置を予定していた教員（143件）と②生徒指導の充実のために配置された教員（37件）、③主幹教諭・指導教諭・教務主任（205件）の他に④管理職が代替するケース（53件）も存在。

(4) 小学校の学級担任の代替状況（5月1日時点）

	小学校の学級担任の 総数	本来の学級担任に教 師不足が生じている 人数	左記の内訳					左記が生じている 学校数
			① 指導方法工夫 改善などの指導体 制の充実のために 配置を予定していた 教員	② 児童生徒支援 などの運営体制の 充実のために配置 を予定していた教員	③ 主幹教諭・指 導教諭・教務主任	④ 校長・副校長・ 教頭	⑤ その他	
小学校の 学級担任不足	268,201	474 (0.18%)	143	37	205	53	36	367
(うち特別支援学 級)	51,416	80 (0.16%)	14	13	35	9	9	72

(注1) ①は、担任外教師のうち、少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善のために配置された教員。

(注2) ②は、担任外教師のうち、いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応や学校マネジメント体制の強化のために配置された教員（管理職除く）。

(注3) ⑤のその他には、初任者研修に係る拠点校指導教員などを含む。

2

(5) 中学校の「教科担任不足」の状況 (6) 高等学校の「教科担任不足」の状況

✓ 中学校および高等学校において、学校に当該教科の教師がいないことにより当該教科の必要な授業を行えていないという「教科担任不足」の発生している学校数。5月1日時点で授業が行えていない学校は中学校で16校、高等学校で5校。ただし、教育委員会に対し聞き取りを行ったところ、5月中には概ね解消、遅くとも7月時点ではすべて解消している。

(5) 中学校の「教科担任不足」の状況（5月1日時点）

担当教科	学校数	担当教科	学校数
国語	0	保健体育	0
社会	0	技術	1
数学	1	家庭	8
理科	1	外国語(英語)	1
音楽	2	その他	0
美術	2	合計	16

※中学校全体は、9,324校。

(6) 高等学校の「教科担任不足」の状況（5月1日時点）

担当教科		学校数	担当教科		学校数
各学科に共通する各教科	国語	1	主として専門学科において開設される各教科	農業	0
	地理歴史	0		工業	0
	公民	0		商業	0
	数学	0		水産	0
	理科	1		家庭	0
	保健体育	1		看護	0
	芸術	0		情報	0
	外国語(英語)	0		福祉	0
	家庭	2		その他	0
	情報	0		合計	5

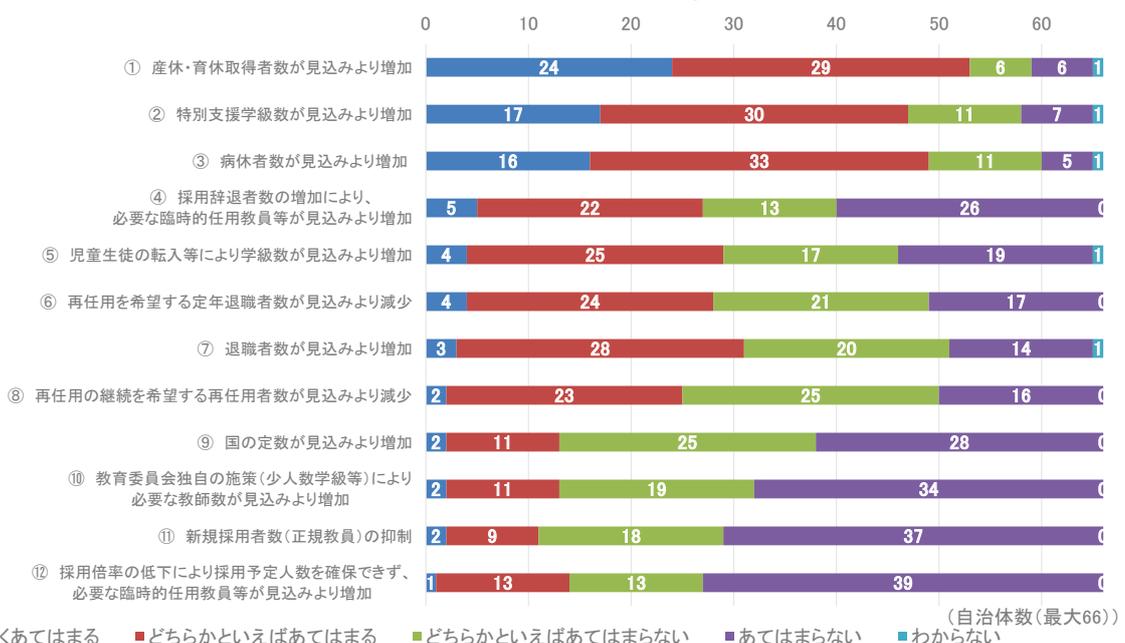
※高等学校全体は、3,502校。

3

「教師不足」の要因 ①見込み数以上の必要教師数の増加

- 「教師不足」の発生要因として各教育委員会が認識している事項についてアンケート調査。
- 見込み数以上の必要教師数の増加の観点からは、特に①産休・育休取得者数、②特別支援学級数の増加、③病休者数の増加により必要となる臨時的任用教員が見込みより増加したことが要因として認識されている。この傾向は令和元年度に文部科学省において一部の自治体に対して行ったヒアリング調査と同様。

教師の確保の状況に関するアンケート結果①



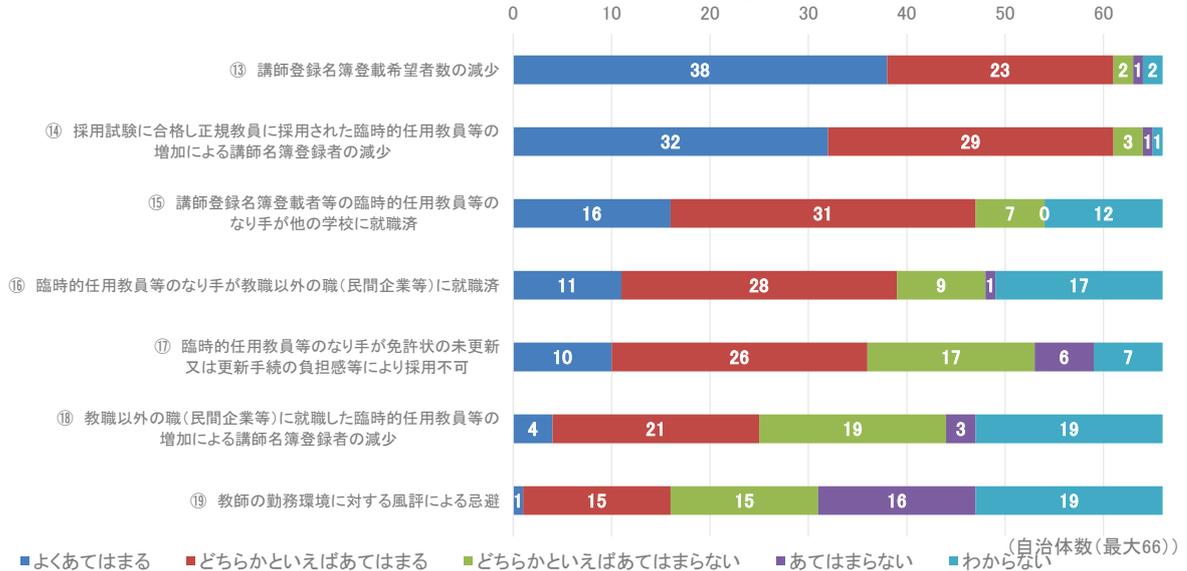
(注)年度当初の「教師不足」の発生していない一部の自治体については回答なし。

3

「教師不足」の要因 ② 臨時的任用教員のなり手不足

- 臨時的任用教員のなり手不足の観点からは、⑬講師名簿登録者数の減少が最も多く、また、⑭もともと臨時的任用教員として勤務していた者の正規採用が進んだこと、⑮臨時的任用教員のなり手がすでに他の学校や⑯民間企業等に就職済であることによる、講師名簿登録者の減少が顕著。
- また、⑰講師名簿登録者や退職教員が教員免許状を更新しておらず失効した、もしくは更新手続きの負担により更新がなされていないことにより採用ができなかったり本人が辞退するケースも半分以上の自治体で要因として認識。

教師の確保の状況に関するアンケート結果②



(注)年度当初の「教師不足」の発生していない一部の自治体については回答なし。

4

教師の確保に向けた取組①

(1) 各教育委員会における取組

複数年を見越した計画的な採用

各自治体によって、具体的な目標を設定し採用者数を平準化させつつ、講師数の調整を図りながら、計画的に新規採用者数及び講師数を管理している。多くの自治体において5年から10年先までの採用計画の策定を行っている。

(神戸市) 35人学級による教員定数の増加や、特別支援学級数の増減等の予測を反映させた5カ年の採用計画を作成している。

講師登録者数の増加に向けた具体的取組

自治体独自にポスターやチラシ、リーフレット、HP、メディア、民間求人サイト等を活用した広報活動を行っている。また、自治体独自の人材バンクの設置や、教員採用試験において1次選考から講師登録名簿の案内を行ったり、講師経験を有する者への特別選考を行っている自治体もある。

(仙台市、神戸市他) 教員採用選考試験において育児休業代替任期付き教員の採用選考を実施している。

年齢構成に鑑みた採用・配置・人事面の取組

年齢制限の拡大・撤廃を図り、特にミドルリーダーとなり得る30代～40代の採用に向けた積極的な広報を行っている。また、再任用希望調査等を早い段階から行い、採用見込み数を数年先まで算出している自治体もある。

(山梨県) 55歳以上の教職員に再任用希望のアンケートを実施し、実態把握をするとともに、学校訪問などを通じて積極的な働きかけをしている。

大学等との連携

各自治体及び隣接した自治体に設置された大学と連携し、インターンシップ事業やいわゆる教師養成塾の取組を展開したり、教師の魅力を伝えるための講座等を行っている。大学推薦枠を設け、教育委員会と大学における連携の強化を図る自治体もある。

(鳥根県・鳥取県) 鳥根大学及び鳥根・鳥取県教育委員会と連携を図り、教育・研修システムの構築を図っている。

(福岡市) 4年度より協定締結大学の現役学生について、教育実習評価と大学からの推薦に基づく特別選考を導入予定。

4 教師の確保に向けた取組②

文部科学省による「学校・子供応援サポーター人材バンク」等の活用

34の自治体（68都道府県市中）が、「学校・子供応援サポーター人材バンク」の活用により臨時的任用教員等の確保につなげている。

（京都市）常勤講師：3名（中学校：英語1名、特別支援学校：社会1名、小学校：栄養1名）非常勤講師：19名（小学校：8名、中学校：国語1名、数学1名、英語1名、高等学校：国語1名、地歴2名、理科2名、特別支援学校3名）

域内において「教師不足」の偏在が生じている状況と要因、対応策

5割以上（68県市中39が「有」と回答）の自治体が教師不足の偏在が生じていると回答しており、地域の実態に応じて、地域採用枠の設定や人事異動の広域化等の対応策を講じている。

（長野県）令和2年度から「ブロックの採用数を設定した採用」を行っている。

（鹿児島県）次年度任用希望者を募る際、離島や離島以外の小規模校でも勤める意思がある方を把握し、臨時的任用教員確保の難しい地区や学校に配置するように努める。

(2) 文部科学省における取組

本調査により、各都道府県・指定都市教育委員会別の「教師不足」の状況を公表するとともに、教育委員会における教師の確保に向けた取組事例を幅広く共有する。その上で文部科学省として、

- ・ 公立学校教員採用選考試験における取組の収集・発信
- ・ 文部科学省による「学校・子供応援サポーター人材バンク」等を通じた講師のなり手確保に向けた取組
- ・ 学校における働き方改革の推進など勤務環境の改善を含めた教職の魅力向上

といった取組を引き続き推進していく。

併せて、教員免許状を保有しているものの、長らく教壇に立っていない者が教職を志す際に、教壇に立つ上で必要な知識技能の刷新を図り、スムーズな入職を支援できるよう、オンラインで利用のできる学習コンテンツの開発を行う（令和4年度予算案措置）。

これらの取組に加え現在、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」において、教師の養成・採用・研修に関する検討を行っているところ、議論を踏まえ引き続き質の高い教職員集団の実現に向けた必要な政策を行っている。

令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況（第1～9表）

第1表 受験者数、採用者数、競争率（採用倍率）

区分	受験者数		採用者数		競争率 (採用倍率)
		女性(内数)		女性(内数)	
小学校	43,448	17,805	16,440	8,366	2.6
中学校	44,105	12,152	10,049	3,565	4.4
高等学校	26,163	6,340	3,956	1,329	6.6
特別支援学校	9,696	3,933	3,102	1,731	3.1
養護教諭	9,239	7,068	1,319	1,163	7.0
栄養教諭	1,616	1,302	201	181	8.0
計	134,267	48,600	35,067	16,335	3.8

- (注) 1. 採用者数は、令和3年4月1日から6月1日までに採用された数である（以下同じ）。
 2. 小学校と中学校の試験区分を一部分けずに採用選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる。（第2表参照。以下同じ。）
 3. 中学校と高等学校の試験区分を（一部）分けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる。（第2表参照。以下同じ。）
 4. 特別支援学校の受験者数は、「特別支援学校」の区分で採用選考を実施している県市の数値のみを集計したものである。（第2表参照。以下同じ。）
 5. 女性（内数）は、受験者・採用者の男女別内訳を把握している県市の数値のみを集計したものである。（第5表参照。以下同じ）
 6. 競争率（採用倍率）は、受験者数÷採用者数である。

第2表 各県市別受験者数、採用者数、競争率（採用倍率）

区分	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			養護教諭			栄養教諭			計			区分
	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	
1 北海道	1,074	347	2.2	1,519	218	4.6	980	133	6.7	406	114	2.6	436	66	5.3	88	14	6.3	4,503	892	3.7	1 北海道
2 青森県	237	114	2.1	376	66	5.7	422	41	10.3	129	38	3.4	83	14	5.9	25	2	12.5	1,272	275	4.6	2 青森県
3 岩手県	327	141	2.3	271	73	3.7	315	39	8.1	80	25	3.2	85	38	2.2	10	2	5.0	1,088	318	3.4	3 岩手県
4 宮城県	454	256	1.8	642	144	—	404	96	—	—	—	—	127	7	18.1	18	6	3.0	1,645	538	3.1	4 宮城県
5 秋田県	248	136	1.8	297	85	3.5	231	19	12.2	88	20	4.4	60	21	2.9	17	1	17.0	941	282	3.3	5 秋田県
6 山形県	304	189	1.6	229	81	2.8	193	40	4.8	50	29	1.7	71	23	3.1	15	1	15.0	862	363	2.4	6 山形県
7 福島県	487	277	1.8	591	129	4.6	458	38	12.1	230	47	4.9	179	28	6.4	—	—	—	1,945	519	3.7	7 福島県
8 茨城県	767	397	1.9	753	293	2.6	643	159	4.0	245	88	2.8	208	40	5.2	38	6	6.3	2,654	983	2.7	8 茨城県
9 栃木県	723	256	2.8	588	170	3.5	480	63	7.6	152	38	4.0	143	21	6.8	—	—	—	2,086	548	3.8	9 栃木県
10 群馬県	446	125	3.6	774	202	3.8	475	49	9.7	193	52	3.7	122	21	5.8	—	—	—	2,010	449	4.5	10 群馬県
11 埼玉県	1,872	716	2.6	1,944	451	4.3	1,431	204	7.0	478	160	3.0	314	30	10.5	68	9	7.6	6,107	1,570	3.9	11 埼玉県
12 千葉県	1,570	676	2.1	2,682	408	—	134	248	—	479	180	2.5	336	41	7.3	15	1	15.0	5,216	1,554	3.1	12 千葉県
13 東京都	3,154	1,499	—	4,730	1,270	—	131	23	—	613	193	3.2	637	87	7.3	—	—	—	9,265	3,072	3.0	13 東京都
14 神奈川県	1,120	359	3.1	1,087	234	4.6	2,063	379	5.4	408	127	3.2	249	24	10.4	—	—	—	4,927	1,123	4.4	14 神奈川県
15 新潟県	383	146	2.6	386	168	2.3	80	7	11.4	54	28	1.9	103	34	3.0	10	1	10.0	1,016	384	2.6	15 新潟県
16 富山県	263	170	1.5	394	91	—	—	36	—	58	46	1.3	60	9	6.7	2	2	1.0	777	354	2.2	16 富山県
17 石川県	343	135	2.5	596	83	—	—	45	—	75	34	2.2	84	15	5.6	9	1	9.0	1,107	313	3.5	17 石川県
18 福井県	344	101	3.4	310	58	—	34	22	—	85	19	—	62	16	3.9	13	4	3.3	848	220	3.9	18 福井県
19 山梨県	296	165	1.8	278	55	5.1	219	25	8.8	72	31	2.3	50	16	3.1	—	—	—	915	292	3.1	19 山梨県
20 長野県	667	220	3.0	610	140	4.4	492	92	5.3	154	55	2.8	143	25	5.7	32	2	16.0	2,098	534	3.9	20 長野県
21 岐阜県	607	297	2.0	500	159	3.1	637	122	5.2	198	80	2.5	159	33	4.8	37	9	4.1	2,138	700	3.1	21 岐阜県
22 静岡県	721	248	2.9	627	135	4.6	809	86	9.4	341	113	3.0	153	24	6.4	—	—	—	2,651	606	4.4	22 静岡県
23 愛知県	2,230	740	3.0	1,654	420	3.9	1,530	230	6.7	311	80	3.9	412	50	8.2	111	10	11.1	6,248	1,530	4.1	23 愛知県
24 三重県	998	216	4.6	836	118	7.1	496	36	13.8	102	20	5.1	193	17	11.4	36	5	7.2	2,661	412	6.5	24 三重県
25 滋賀県	634	235	2.7	580	120	4.8	402	65	6.2	170	33	5.2	98	14	7.0	16	1	16.0	1,900	468	4.1	25 滋賀県
26 京都府	486	135	3.6	527	116	4.5	604	102	5.9	173	52	3.3	81	16	5.1	30	5	6.0	1,901	426	4.5	26 京都府
27 大阪府	1,706	473	—	1,830	365	—	1,686	189	8.9	658	155	4.2	400	24	16.7	92	11	8.4	6,372	1,217	5.2	27 大阪府
28 兵庫県	1,817	390	4.7	1,328	258	5.1	1,380	167	8.3	304	100	3.0	320	34	9.4	92	11	8.4	5,241	960	5.5	28 兵庫県
29 奈良県	601	117	5.1	436	101	4.3	333	55	5.8	141	31	4.5	107	10	10.7	28	6	4.7	1,646	320	5.1	29 奈良県
30 和歌山県	490	174	2.8	465	104	4.5	261	30	7.9	100	36	2.8	99	16	5.8	—	—	—	1,415	360	3.9	30 和歌山県
31 鳥取県	381	95	4.0	248	53	4.7	259	35	7.4	76	23	3.3	58	12	4.8	—	—	—	1,022	218	4.7	31 鳥取県
32 島根県	300	121	2.5	286	64	4.5	303	39	7.8	60	22	2.7	71	18	3.9	22	2	11.0	1,042	266	3.9	32 島根県
33 岡山県	697	162	4.3	570	93	6.1	597	59	10.1	157	26	6.0	167	16	10.4	22	1	22.0	2,210	357	6.2	33 岡山県
34 広島県	786	289	1.7	784	175	2.8	754	96	6.9	204	56	2.6	183	19	6.8	75	9	5.8	2,786	644	2.9	34 広島県
35 山口県	337	193	1.7	307	92	3.3	344	67	5.1	72	22	3.3	99	27	3.7	—	—	—	1,159	401	2.9	35 山口県
36 徳島県	352	97	3.6	229	49	4.7	315	34	9.3	54	18	3.0	106	7	15.1	16	1	16.0	1,072	206	5.2	36 徳島県
37 香川県	411	132	3.1	367	75	4.9	293	40	7.3	69	17	4.1	77	3	25.7	12	1	12.0	1,229	268	4.6	37 香川県
38 愛媛県	425	199	2.1	355	91	3.9	380	54	7.0	57	25	2.3	123	21	5.9	37	3	12.3	1,377	393	3.5	38 愛媛県
39 高知県	918	134	6.9	589	62	9.5	412	43	9.6	106	30	3.5	229	18	12.7	59	5	11.8	2,313	292	7.9	39 高知県
40 福岡県	927	630	1.5	1,007	337	3.0	1,342	178	7.5	231	90	2.6	266	43	6.2	59	3	19.7	3,832	1,281	3.0	40 福岡県
41 佐賀県	280	197	1.4	226	84	2.7	284	34	8.4	93	37	2.5	88	19	4.6	9	—	—	980	371	2.6	41 佐賀県
42 長崎県	312	212	1.5	335	87	3.9	280	60	4.7	94	50	1.9	105	17	6.2	—	—	—	1,126	426	2.6	42 長崎県
43 熊本県	312	178	—	291	68	—	406	37	11.0	224	78	2.9	97	17	5.7	26	3	8.7	1,356	381	3.6	43 熊本県
44 大分県	327	208	1.6	436	109	4.0	520	76	6.8	145	48	3.0	118	27	4.4	33	6	5.5	1,579	474	3.3	44 大分県
45 宮崎県	391	202	1.9	366	67	5.5	380	35	10.9	137	31	4.4	114	10	11.4	29	3	9.7	1,417	348	4.1	45 宮崎県
46 鹿児島県	581	273	2.1	421	95	4.4	363	36	10.1	136	36	3.8	76	25	3.0	62	7	8.9	1,639	472	3.5	46 鹿児島県
47 沖縄県	1,008	218	4.6	1,011	74	13.7	956	52	18.4	222	28	7.9	178	13	13.7	—	—	—	3,375	385	8.8	47 沖縄県
48 札幌市	※	152	(2.2)	※	112	(4.6)	※	13	(6.7)	※	42	(2.6)	※	16	(5.3)	—	—	—	—	335	(3.7)	48 札幌市
49 仙台市	445	131	3.4	451	118	—	25	10	—	—	4	—	82	7	11.7	15	2	7.5	1,018	272	3.7	49 仙台市
50 さいたま市	395	157	2.5	439	122	—	—	3	—	83	5	—	47	6	7.8	39	6	6.5	1,003	299	3.4	50 さいたま市
51 千葉市	※	72	(2.1)	※	58	—	※	4	—	※	10	(2.5)	※	5	(7.3)	—	—	—	—	149	(3.1)	51 千葉市
52 横浜市	1,403	507	2.8	1,073	219	4.9	5	2	2.5	183	63	2.9	183	24	7.6	—	—	—	2,847	815	3.5	52 横浜市
53 川崎市	469	148	3.2	418	51	8.2	7	3	2.3	73	20	3.7	87	10	8.7	—	—	—	1,054	232	4.5	53 川崎市
54 相模原市	215	73	2.9	213	54	3.9	—	—	—	—	—	—	35	5	7.0	—	—	—	463	132	3.5	54 相模原市
55 新潟市	196	82	2.4	206	34	—	—	5	—	12	5	2.4	62	8	7.8	13	1	13.0	489	135	3.6	55 新潟市
56 静岡市	207	80	2.6	165	48	3.4	—	—	—	—	—	—	30	4	7.5	—	—	—	402	132	3.0	56 静岡市
57 浜松市	263	89	3.0	247	58	4.3	—	—	—	—	—	—	57	4	14.3	—	—	—	567	151	3.8	57 浜松市
58 名古屋市	800	211	3.8	758	134	—	—	24	—	81	20	4.1	137	17	8.1	39	10	3.9	1,815	416	4.4	58 名古屋市
59 京都市	635	160	4.0	612	93	6.6	204	18	11.3	177	64	2.8	101	11	9.2	35	5	7.0	1,764	351	5.0	59 京都市
60 大阪市	1,194	434	2.8	1,003	327	3.1	330	29	11.4	—	—	—	233	25	9.3	50	5	10.0	2,810	820	3.4	60 大阪市
61 堺市	370	58	—	322	35	—	15	2	7.5	—	6	—	62	7	8.9	16	1	16.0	785	109	7.2	61 堺市
62 神戸市	771	105	7.3	700	88	—	25	3	—	154	28	5.5	92	5	18.4	27	2	13.5	1,769	231	7.7	62 神戸市
63 岡山市	330	86	3.8	273	50	5.5	—	—	—	—	—	—	55	5	11.0	15	1	15.0	673	142	4.7	63 岡山市
64 広島市	※	175	(1.7)	※	108	(2.8)	※	14	(6.9)	※	22	(2.6)	※	8	(6.8)	※	4	(5.8)	※	331	(2.9)	64 広島市
65 北九州市	374	191	2.0	506	84	6.0	—	—	—	126	61	2.1	75	4	18.8</							

第3表 各県市別受験者数、採用者数、競争率（採用倍率）における前年度比較

区分	受験者数			採用者数			競争率(採用倍率)			区分
	令和2年度	令和3年度	増減	令和2年度	令和3年度	増減	令和2年度	令和3年度	増減	
1 北海道	4,607	4,503	-104	1,008	892	-116	3.4	3.7	0.3	1 北海道
2 青森県	1,298	1,272	-26	283	275	-8	4.6	4.6	0.0	2 青森県
3 岩手県	1,216	1,088	-128	326	318	-8	3.7	3.4	-0.3	3 岩手県
4 宮城県	1,774	1,645	-129	486	538	52	3.7	3.1	-0.6	4 宮城県
5 秋田県	1,015	941	-74	211	282	71	4.8	3.3	-1.5	5 秋田県
6 山形県	891	862	-29	374	363	-11	2.4	2.4	0.0	6 山形県
7 福島県	1,981	1,945	-36	587	519	-68	3.4	3.7	0.3	7 福島県
8 茨城県	2,797	2,654	-143	985	983	-2	2.8	2.7	-0.1	8 茨城県
9 栃木県	2,092	2,086	-6	603	548	-55	3.5	3.8	0.3	9 栃木県
10 群馬県	2,048	2,010	-38	436	449	13	4.7	4.5	-0.2	10 群馬県
11 埼玉県	6,512	6,107	-405	1,606	1,570	-36	4.1	3.9	-0.2	11 埼玉県
12 千葉県	5,562	5,216	-346	1,506	1,554	48	3.3	3.1	-0.2	12 千葉県
13 東京都	10,476	9,265	-1,211	3,074	3,072	-2	3.4	3.0	-0.4	13 東京都
14 神奈川県	5,273	4,927	-346	1,111	1,123	12	4.7	4.4	-0.3	14 神奈川県
15 新潟県	1,504	1,016	-488	423	384	-39	3.6	2.6	-1.0	15 新潟県
16 富山県	782	777	-5	324	354	30	2.4	2.2	-0.2	16 富山県
17 石川県	1,134	1,107	-27	316	313	-3	3.6	3.5	-0.1	17 石川県
18 福井県	797	848	51	214	220	6	3.7	3.9	0.2	18 福井県
19 山梨県	914	915	1	302	292	-10	3.0	3.1	0.1	19 山梨県
20 長野県	2,070	2,098	28	529	534	5	3.9	3.9	0.0	20 長野県
21 岐阜県	2,142	2,138	-4	649	700	51	3.3	3.1	-0.2	21 岐阜県
22 静岡県	2,749	2,651	-98	669	606	-63	4.1	4.4	0.3	22 静岡県
23 愛知県	6,318	6,248	-70	1,490	1,530	40	4.2	4.1	-0.1	23 愛知県
24 三重県	2,622	2,661	39	445	412	-33	5.9	6.5	0.6	24 三重県
25 滋賀県	1,811	1,900	89	404	468	64	4.5	4.1	-0.4	25 滋賀県
26 京都府	1,909	1,901	-8	420	426	6	4.5	4.5	0.0	26 京都府
27 大阪府	6,741	6,372	-369	1,127	1,217	90	6.0	5.2	-0.8	27 大阪府
28 兵庫県	5,237	5,241	4	879	960	81	6.0	5.5	-0.5	28 兵庫県
29 奈良県	1,682	1,646	-36	317	320	3	5.3	5.1	-0.2	29 奈良県
30 和歌山県	1,427	1,415	-12	379	360	-19	3.7	3.9	0.2	30 和歌山県
31 鳥取県	1,114	1,022	-92	208	218	10	5.4	4.7	-0.7	31 鳥取県
32 島根県	998	1,042	44	264	266	2	3.8	3.9	0.1	32 島根県
33 岡山県	1,963	2,210	247	389	357	-32	5.0	6.2	1.2	33 岡山県
34 広島県	2,763	2,786	23	693	644	-49	2.8	2.9	0.1	34 広島県
35 山口県	1,215	1,159	-56	406	401	-5	3.0	2.9	-0.1	35 山口県
36 徳島県	1,166	1,072	-94	235	206	-29	5.0	5.2	0.2	36 徳島県
37 香川県	1,207	1,229	22	272	268	-4	4.4	4.6	0.2	37 香川県
38 愛媛県	1,322	1,377	55	411	393	-18	3.2	3.5	0.3	38 愛媛県
39 高知県	2,299	2,313	14	312	292	-20	7.4	7.9	0.5	39 高知県
40 福岡県	3,960	3,832	-128	1,227	1,281	54	3.2	3.0	-0.2	40 福岡県
41 佐賀県	1,011	980	-31	368	371	3	2.7	2.6	-0.1	41 佐賀県
42 長崎県	1,158	1,126	-32	431	426	-5	2.7	2.6	-0.1	42 長崎県
43 熊本県	1,495	1,356	-139	330	381	51	4.5	3.6	-0.9	43 熊本県
44 大分県	1,289	1,579	290	407	474	67	3.2	3.3	0.1	44 大分県
45 宮崎県	1,334	1,417	83	353	348	-5	3.8	4.1	0.3	45 宮崎県
46 鹿児島県	1,705	1,639	-66	432	472	40	3.9	3.5	-0.4	46 鹿児島県
47 沖縄県	3,395	3,375	-20	419	385	-34	8.1	8.8	0.7	47 沖縄県
48 札幌市	—	—	—	359	335	-24	—	—	—	48 札幌市
49 仙台市	1,115	1,018	-97	251	272	21	4.4	3.7	-0.7	49 仙台市
50 さいたま市	1,138	1,003	-135	327	299	-28	3.5	3.4	-0.1	50 さいたま市
51 千葉市	—	—	—	183	149	-34	—	—	—	51 千葉市
52 横浜市	3,082	2,847	-235	940	815	-125	3.3	3.5	0.2	52 横浜市
53 川崎市	1,193	1,054	-139	320	232	-88	3.7	4.5	0.8	53 川崎市
54 相模原市	507	463	-44	125	132	7	4.1	3.5	-0.6	54 相模原市
55 新潟市	494	489	-5	137	135	-2	3.6	3.6	0.0	55 新潟市
56 静岡市	343	402	59	116	132	16	3.0	3.0	0.0	56 静岡市
57 浜松市	490	567	77	157	151	-6	3.1	3.8	0.7	57 浜松市
58 名古屋市	1,860	1,815	-45	411	416	5	4.5	4.4	-0.1	58 名古屋市
59 京都市	1,621	1,764	143	311	351	40	5.2	5.0	-0.2	59 京都市
60 大阪市	2,584	2,810	226	699	820	121	3.7	3.4	-0.3	60 大阪市
61 堺市	769	785	16	148	109	-39	5.2	7.2	2.0	61 堺市
62 神戸市	1,918	1,769	-149	272	231	-41	7.1	7.7	0.6	62 神戸市
63 岡山市	556	673	117	143	142	-1	3.9	4.7	0.8	63 岡山市
64 広島市	—	—	—	305	331	26	—	—	—	64 広島市
65 北九州市	682	1,128	446	332	343	11	2.1	3.3	1.2	65 北九州市
66 福岡市	1,434	1,358	-76	365	559	194	3.9	2.4	-1.5	66 福岡市
67 熊本市	687	648	-39	163	186	23	4.2	3.5	-0.7	67 熊本市
68 豊能地区	794	705	-89	171	162	-9	4.6	4.4	-0.2	68 豊能地区
合計	138,042	134,267	-3,775	34,875	35,067	192	4.0	3.8	-0.1	合計

(注) 1. 札幌市、千葉市、広島市は、選考試験をそれぞれ所在地の都道府県と合同で実施したため、当該年度の受験者数及び競争率は都道府県の欄に記載している。

なお、千葉市の令和元年度の受験者数については「栄養教諭」の受験者数を記載している。

2. 競争率の「増減」は、小数第2位を四捨五入しているため、令和3年度と令和2年度の差とは必ずしも一致しない。

第4表 受験者数、採用者数、競争率（採用倍率）の推移

区分	年度	受験者数		採用者数		競争率 (採用倍率)
			女性(内数)		女性(内数)	
小学校	24	59,230	(34,117)	13,598	(8,561)	4.4
	25	58,703	(31,192)	13,626	(7,956)	4.3
	26	57,178	(31,237)	13,783	(8,504)	4.1
	27	55,834	(30,036)	14,355	(8,794)	3.9
	28	53,606	(28,478)	14,699	(8,940)	3.6
	29	52,161	(27,343)	15,017	(9,033)	3.5
	30	51,197	(26,313)	15,935	(9,349)	3.2
	元	47,661	(24,091)	17,029	(9,933)	2.8
	2	44,710	(19,739)	16,605	(9,134)	2.7
	3	43,448	(17,805)	16,440	(8,366)	2.6
中学校	24	62,793	(27,964)	8,156	(3,682)	7.7
	25	62,998	(26,228)	8,383	(3,582)	7.5
	26	62,006	(26,371)	8,358	(3,773)	7.4
	27	60,320	(24,894)	8,411	(3,787)	7.2
	28	59,076	(23,642)	8,277	(3,604)	7.1
	29	57,564	(22,449)	7,750	(3,406)	7.4
	30	54,266	(20,438)	7,988	(3,400)	6.8
	元	49,190	(18,147)	8,650	(3,647)	5.7
	2	45,763	(14,106)	9,057	(3,599)	5.1
	3	44,105	(12,152)	10,049	(3,565)	4.4
高等学校	24	37,935	(13,561)	5,189	(1,939)	7.3
	25	37,812	(12,184)	4,912	(1,616)	7.7
	26	37,108	(12,456)	5,127	(1,870)	7.2
	27	36,384	(11,966)	5,039	(1,840)	7.2
	28	35,680	(11,402)	5,108	(1,830)	7.0
	29	34,177	(10,761)	4,827	(1,789)	7.1
	30	32,785	(9,771)	4,231	(1,451)	7.7
	元	30,121	(8,847)	4,345	(1,523)	6.9
	2	26,895	(6,551)	4,409	(1,456)	6.1
	3	26,163	(6,340)	3,956	(1,329)	6.6
小・中・高 小計	24	159,958	(75,642)	26,943	(14,182)	5.9
	25	159,513	(69,604)	26,921	(13,154)	5.9
	26	156,292	(70,064)	27,268	(14,147)	5.7
	27	152,538	(66,896)	27,805	(14,421)	5.5
	28	148,362	(63,522)	28,084	(14,374)	5.3
	29	143,902	(60,553)	27,594	(14,228)	5.2
	30	138,248	(56,522)	28,154	(14,200)	4.9
	元	126,972	(51,085)	30,024	(15,103)	4.2
	2	117,368	(40,396)	30,071	(14,189)	3.9
	3	113,716	(36,297)	30,445	(13,260)	3.7
特別支援 学校	24	9,198	(5,830)	2,672	(1,765)	3.4
	25	10,172	(6,172)	2,863	(1,760)	3.6
	26	10,388	(6,239)	2,654	(1,712)	3.9
	27	11,004	(6,432)	2,926	(1,877)	3.8
	28	10,601	(6,125)	2,846	(1,799)	3.7
	29	10,513	(5,961)	2,797	(1,781)	3.8
	30	10,837	(5,855)	3,127	(1,925)	3.5
	元	10,417	(5,535)	3,226	(1,951)	3.2
	2	9,956	(4,339)	3,217	(1,875)	3.1
	3	9,696	(3,933)	3,102	(1,731)	3.1
養護教諭	24	9,715	(9,599)	1,184	(1,183)	8.2
	25	9,827	(9,227)	1,171	(1,105)	8.4
	26	9,578	(9,486)	1,174	(1,173)	8.2
	27	9,783	(9,699)	1,337	(1,333)	7.3
	28	9,890	(9,804)	1,334	(1,332)	7.4
	29	9,840	(9,756)	1,328	(1,321)	7.4
	30	9,696	(9,453)	1,451	(1,424)	6.7
	元	9,212	(9,127)	1,468	(1,460)	6.3
	2	9,040	(7,535)	1,380	(1,323)	6.6
	3	9,239	(7,068)	1,319	(1,163)	7.0
栄養教諭	24	1,367	(1,303)	131	(129)	10.4
	25	1,390	(1,193)	152	(141)	9.1
	26	1,562	(1,470)	163	(154)	9.6
	27	1,651	(1,556)	179	(176)	9.2
	28	1,602	(1,502)	208	(204)	7.7
	29	1,813	(1,707)	238	(232)	7.6
	30	1,886	(1,766)	254	(247)	7.4
	元	1,864	(1,753)	234	(229)	8.0
	2	1,678	(1,342)	207	(198)	8.1
	3	1,616	(1,302)	201	(181)	8.0
総計	24	180,238	(92,374)	30,930	(17,259)	5.8
	25	180,902	(86,196)	31,107	(16,160)	5.8
	26	177,820	(87,259)	31,259	(17,186)	5.7
	27	174,976	(84,583)	32,247	(17,807)	5.4
	28	170,455	(80,953)	32,472	(17,709)	5.2
	29	166,068	(77,977)	31,957	(17,562)	5.2
	30	160,667	(73,596)	32,986	(17,796)	4.9
	元	148,465	(67,500)	34,952	(18,743)	4.2
	2	138,042	(53,612)	34,875	(17,585)	4.0
	3	134,267	(48,600)	35,067	(16,335)	3.8

- (注) 1. () 内は内数で女性を示す。
 2. 各年度の数値は、各年度の「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」の公表値。

第5表 受験者数、採用者数に占める女性の割合

区分	受験者数			採用者数		
	全体(注3)	女性〔内数〕	女性の割合(%)	全体(注4)	女性〔内数〕	女性の割合(%)
小学校	34,440 (38,755)	17,805 (19,739)	51.7% (50.9%)	13,978 (15,659)	8,366 (9,171)	59.9% (58.6%)
中学校	32,345 (38,599)	12,152 (14,106)	37.6% (36.5%)	8,223 (8,685)	3,565 (3,633)	43.4% (41.8%)
高等学校	20,970 (21,869)	6,340 (6,551)	30.2% (30.0%)	3,758 (4,342)	1,329 (1,457)	35.4% (33.6%)
特別支援学校	7,396 (8,119)	3,933 (4,339)	53.2% (53.4%)	2,828 (3,082)	1,731 (1,879)	61.2% (61.0%)
計	95,151 (107,342)	40,230 (44,735)	42.3% (41.7%)	28,787 (31,768)	14,991 (16,140)	52.1% (50.8%)

- (注) 1. ()内は、前年度の数値である。
 2. 大多数が女性である養護教諭・栄養教諭については除外している。
 3. 以下の県市については、受験者の男女別内訳を把握していないため、受験者数に含まない。
 東京都、神奈川県、滋賀県、大阪府(小学校等以外)、大分県、横浜市、相模原市、大阪府堺市、福岡市
 4. 以下の県市については、採用者の男女別内訳を把握していないため、採用者数に含まない。
 東京都、滋賀県、大分県、大阪市

第6表 受験者数、採用者数の学歴(出身大学等)別の内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	国立教員養成大学・学部	人数	9,426 (9,707)	5,946 (6,339)	2,880 (3,033)	1,612 (1,608)	1,068 (1,105)	3 (12)	20,935 (21,804)
		比率	21.7% (21.7%)	13.5% (13.9%)	11.0% (11.3%)	16.6% (16.2%)	11.6% (12.2%)	0.2% (0.7%)	15.6% (15.8%)
	一般大学・学部	人数	30,212 (31,076)	33,683 (34,464)	18,992 (19,440)	7,115 (7,340)	6,145 (5,921)	1,227 (1,280)	97,374 (99,521)
		比率	69.5% (69.5%)	76.4% (75.3%)	72.6% (72.3%)	73.4% (73.7%)	66.5% (65.5%)	75.9% (76.3%)	72.5% (72.1%)
	短期大学等	人数	1,882 (1,751)	823 (816)	94 (70)	349 (308)	1,821 (1,804)	363 (364)	5,332 (5,113)
		比率	4.3% (3.9%)	1.9% (1.8%)	0.4% (0.3%)	3.6% (3.1%)	19.7% (20.0%)	22.5% (21.7%)	4.0% (3.7%)
	大学院	人数	1,928 (2,176)	3,653 (4,144)	4,197 (4,352)	620 (700)	205 (210)	23 (22)	10,626 (11,604)
		比率	4.4% (4.9%)	8.3% (9.1%)	16.0% (16.2%)	6.4% (7.0%)	2.2% (2.3%)	1.4% (1.3%)	7.9% (8.4%)
	計	人数	43,448 (44,710)	44,105 (45,763)	26,163 (26,895)	9,696 (9,956)	9,239 (9,040)	1,616 (1,678)	134,267 (138,042)
	採用者	国立教員養成大学・学部	人数	5,128 (5,097)	2,326 (2,136)	621 (704)	740 (726)	261 (306)	1 (1)
比率			31.2% (30.7%)	23.1% (23.6%)	15.7% (16.0%)	23.9% (22.6%)	19.8% (22.2%)	0.5% (0.5%)	25.9% (25.7%)
一般大学・学部		人数	10,091 (10,247)	6,639 (5,893)	2,572 (2,828)	2,073 (2,170)	858 (887)	162 (175)	22,395 (22,200)
		比率	61.4% (61.7%)	66.1% (65.1%)	65.0% (64.1%)	66.8% (67.5%)	65.0% (64.3%)	80.6% (84.5%)	63.9% (63.7%)
短期大学等		人数	482 (399)	153 (115)	22 (28)	82 (85)	171 (153)	35 (28)	945 (808)
		比率	2.9% (2.4%)	1.5% (1.3%)	0.6% (0.6%)	2.6% (2.6%)	13.0% (11.1%)	17.4% (13.5%)	2.7% (2.3%)
大学院		人数	739 (862)	931 (913)	741 (849)	207 (236)	29 (34)	3 (3)	2,650 (2,897)
		比率	4.5% (5.2%)	9.3% (10.1%)	18.7% (19.3%)	6.7% (7.3%)	2.2% (2.5%)	1.5% (1.4%)	7.6% (8.3%)
計		人数	16,440 (16,605)	10,049 (9,057)	3,956 (4,409)	3,102 (3,217)	1,319 (1,380)	201 (207)	35,067 (34,875)
採用率(%)		国立教員養成大学・学部	54.4% (52.5%)	39.1% (33.7%)	21.6% (23.2%)	45.9% (45.1%)	24.4% (27.7%)	33.3% (8.3%)	43.4% (41.1%)
	一般大学	33.4% (33.0%)	19.7% (17.1%)	13.5% (14.5%)	29.1% (29.6%)	14.0% (15.0%)	13.2% (13.7%)	23.0% (22.3%)	
	短期大学等	25.6% (22.8%)	18.6% (14.1%)	23.4% (40.0%)	23.5% (27.6%)	9.4% (8.5%)	9.6% (7.7%)	17.7% (15.8%)	
	大学院	38.3% (39.6%)	25.5% (22.0%)	17.7% (19.5%)	33.4% (33.7%)	14.1% (16.2%)	13.0% (13.6%)	24.9% (25.0%)	
	計	37.8% (37.1%)	22.8% (19.8%)	15.1% (16.4%)	32.0% (32.3%)	14.3% (15.3%)	12.4% (12.3%)	26.1% (25.3%)	

- (注) 1. ()内は前年度の数値である。
 2. 採用率(%)は、採用者数÷受験者数である
 3. 「国立教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。
 4. 「短期大学等」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等専門学校、高等学校、専修学校等出身者等を含む。

第7表 受験者数、採用者数に占める新規学卒者・既卒者の内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	新規学卒者	人数	17,228 (17,148)	13,867 (13,925)	7,428 (7,334)	1,797 (1,772)	2,693 (2,641)	583 (671)	43,596 (43,491)
		比率	39.7% (38.4%)	31.4% (30.4%)	28.4% (27.3%)	18.5% (17.8%)	29.1% (29.2%)	36.1% (40.0%)	32.5% (31.5%)
	既卒者	人数	26,220 (27,562)	30,238 (31,838)	18,735 (19,561)	7,899 (8,184)	6,546 (6,399)	1,033 (1,007)	90,671 (94,551)
		比率	60.3% (61.6%)	68.6% (69.6%)	71.6% (72.7%)	81.5% (82.2%)	70.9% (70.8%)	63.9% (60.0%)	67.5% (68.5%)
	計	人数	43,448 (44,710)	44,105 (45,763)	26,163 (26,895)	9,696 (9,956)	9,239 (9,040)	1,616 (1,678)	134,267 (138,042)
	採用者	新規学卒者	人数	8,055 (7,858)	3,433 (2,979)	1,153 (1,304)	840 (836)	432 (422)	54 (73)
比率			49.0% (47.3%)	34.2% (32.9%)	29.1% (29.6%)	27.1% (26.0%)	32.8% (30.6%)	26.9% (35.3%)	39.8% (38.6%)
既卒者		人数	8,385 (8,747)	6,616 (6,078)	2,803 (3,105)	2,262 (2,381)	887 (958)	147 (134)	21,100 (21,403)
		比率	51.0% (52.7%)	65.8% (67.1%)	70.9% (70.4%)	72.9% (74.0%)	67.2% (69.4%)	73.1% (64.7%)	60.2% (61.4%)
計		人数	16,440 (16,605)	10,049 (9,057)	3,956 (4,409)	3,102 (3,217)	1,319 (1,380)	201 (207)	35,067 (34,875)
採用率(%)		新規学卒者	46.8% (45.8%)	24.8% (21.4%)	15.5% (17.8%)	46.7% (47.2%)	16.0% (16.0%)	9.3% (10.9%)	32.0% (31.0%)
	既卒者	32.0% (31.7%)	21.9% (19.1%)	15.0% (15.9%)	28.6% (29.1%)	13.6% (15.0%)	14.2% (13.3%)	23.3% (22.6%)	
	計	37.8% (37.1%)	22.8% (19.8%)	15.1% (16.4%)	32.0% (32.3%)	14.3% (15.3%)	12.4% (12.3%)	26.1% (25.3%)	

(注) 1. ()内は、前年度の数値である。
2. 採用率(%)は、採用者数÷受験者数である。

第8表 採用者数に占める教職経験者、民間企業等勤務経験者の数及び割合

区分	全体	採用者				
		教職経験者〔内数〕	臨時任用 教員等のみ 〔内数〕	教職経験者 の割合 (%)	民間企業等 勤務経験者 〔内数〕	民間企業等 勤務経験者 の割合 (%)
小学校	16,440 (16,605)	7,289 (7,539)	6,052 (6,460)	44.3% (45.4%)	406 (458)	2.5% (2.8%)
中学校	10,049 (9,057)	5,743 (5,243)	5,131 (4,728)	57.1% (57.9%)	326 (332)	3.2% (3.7%)
高等学校	3,956 (4,409)	2,215 (2,473)	1,884 (2,141)	56.0% (56.1%)	217 (251)	5.5% (5.7%)
特別支援 学校	3,102 (3,217)	1,897 (2,004)	1,633 (1,788)	61.2% (62.3%)	145 (165)	4.7% (5.1%)
養護教諭	1,319 (1,380)	730 (802)	642 (707)	55.3% (58.1%)	58 (74)	4.4% (5.4%)
栄養教諭	201 (207)	98 (84)	83 (75)	48.8% (40.6%)	23 (20)	11.4% (9.7%)
計	35,067 (34,875)	17,972 (18,145)	15,425 (15,899)	51.3% (52.0%)	1,175 (1,300)	3.4% (3.7%)

(注) 1. 「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。
2. 「臨時任用教員等のみ」とは、国公立学校の臨時任用教員、非常勤教員等として勤務していた経験のみを有する者をいう。
3. 「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。
4. ()内は、前年度の数値である。

第9表 受験者数、採用者数、競争率（採用倍率）の長期的推移

年度	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率
昭和54	73,090	22,975	3.2	104,833	7,353	14.3	66,802	6,419	10.4	3,453	2,080	1.7
55	74,822	22,710	3.3	93,765	11,679	8.0	56,152	7,130	7.9	3,385	1,795	1.9
56	70,821	21,584	3.3	86,915	12,922	6.7	47,257	6,510	7.3	3,204	1,404	2.3
57	71,940	19,276	3.7	88,887	16,134	5.5	39,563	5,082	7.8	3,156	1,622	1.9
58	68,241	15,216	4.5	80,621	12,412	6.5	44,657	7,460	6.0	2,838	1,424	2.0
59	65,260	12,824	5.1	74,148	12,757	5.8	46,827	8,716	5.4	3,180	1,272	2.5
60	59,394	11,386	5.2	69,223	13,485	5.1	47,771	10,363	4.6	3,346	1,548	2.2
61	54,885	11,543	4.8	65,728	12,998	5.1	45,324	7,783	5.8	3,417	1,462	2.3
62	50,218	10,784	4.7	60,300	10,943	5.5	44,606	7,573	5.9	3,195	1,445	2.2
63	49,536	10,510	4.7	57,097	7,673	7.4	46,285	7,769	6.0	3,034	1,372	2.2
平成元	48,432	13,938	3.5	49,754	9,130	5.4	43,543	7,789	5.6	2,967	1,561	1.9
2	44,160	14,039	3.1	45,597	9,509	4.8	38,151	6,774	5.6	2,777	1,916	1.4
3	39,978	14,131	2.8	41,496	9,869	4.2	32,746	5,613	5.8	2,711	2,070	1.3
4	34,739	10,987	3.2	39,005	7,839	5.0	28,007	4,383	6.4	2,960	1,724	1.7
5	34,735	9,413	3.7	39,279	6,499	6.0	29,817	4,321	6.9	2,873	1,557	1.8
6	37,392	7,784	4.8	42,376	5,294	8.0	32,887	4,548	7.2	3,258	1,328	2.5
7	41,542	6,742	6.2	47,486	5,414	8.8	37,004	4,232	8.7	3,783	1,213	3.1
8	44,546	5,772	7.7	50,920	5,759	8.8	39,268	3,641	10.8	4,114	1,337	3.1
9	45,241	5,392	8.4	53,052	5,676	9.3	37,663	3,539	10.6	4,270	1,350	3.2
10	45,872	4,542	10.1	52,583	4,275	12.3	37,437	3,419	10.9	4,728	1,358	3.5
11	46,158	3,844	12.0	49,542	3,110	15.9	37,731	3,181	11.9	4,870	1,175	4.1
12	46,156	3,683	12.5	47,846	2,673	17.9	40,475	3,060	13.2	5,733	1,101	5.2
13	46,770	5,017	9.3	44,772	2,790	16.0	43,246	3,223	13.4	5,911	1,076	5.5
14	49,437	7,787	6.3	46,574	3,871	12.0	42,349	3,044	13.9	5,617	1,278	4.4
15	50,139	9,431	5.3	50,057	4,226	11.8	42,413	3,051	13.9	5,703	1,399	4.1
16	50,446	10,483	4.8	53,871	4,572	11.8	42,206	2,985	14.1	6,094	1,525	4.0
17	51,973	11,522	4.5	59,845	5,100	11.7	38,581	2,754	14.0	5,908	1,486	4.0
18	51,763	12,430	4.2	59,879	5,118	11.7	35,593	2,674	13.3	6,012	1,480	4.1
19	53,398	11,588	4.6	60,527	6,170	9.8	36,445	2,563	14.2	6,215	1,413	4.4
20	53,061	12,372	4.3	58,647	6,470	9.1	33,895	3,139	10.8	6,827	1,939	3.5
21	51,804	12,437	4.2	56,568	6,717	8.4	33,371	3,567	9.4	7,322	2,104	3.5
22	54,418	12,284	4.4	59,060	6,807	8.7	34,748	4,287	8.1	8,092	2,365	3.4
23	57,817	12,883	4.5	63,125	8,068	7.8	37,629	4,904	7.7	8,939	2,533	3.5
24	59,230	13,598	4.4	62,793	8,156	7.7	37,935	5,189	7.3	9,198	2,672	3.4
25	58,703	13,626	4.3	62,998	8,383	7.5	37,812	4,912	7.7	10,172	2,863	3.6
26	57,178	13,783	4.1	62,006	8,358	7.4	37,108	5,127	7.2	10,388	2,654	3.9
27	55,834	14,355	3.9	60,320	8,411	7.2	36,384	5,039	7.2	11,004	2,926	3.8
28	53,606	14,699	3.6	59,076	8,277	7.1	35,680	5,108	7.0	10,601	2,846	3.7
29	52,161	15,017	3.5	57,564	7,750	7.4	34,177	4,827	7.1	10,513	2,797	3.8
30	51,197	15,935	3.2	54,266	7,988	6.8	32,785	4,231	7.7	10,837	3,127	3.5
令和元	47,661	17,029	2.8	49,190	8,650	5.7	30,121	4,345	6.9	10,417	3,226	3.2
2	44,710	16,605	2.7	45,763	9,057	5.1	26,895	4,409	6.1	9,956	3,217	3.1
3	43,448	16,440	2.6	44,105	10,049	4.4	26,163	3,956	6.6	9,696	3,102	3.1

(注) 各年度の数値は、各年度の「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」の公表値

第9表 受験者数、採用者数、競争率（採用倍率）の長期的推移（続き）

年度	養護教諭			栄養教諭			総計		
	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率
昭和54	9,664	2,477	3.9	-	-	-	257,842	41,304	6.2
55	10,287	2,337	4.4	-	-	-	238,411	45,651	5.2
56	9,667	1,966	4.9	-	-	-	217,864	44,386	4.9
57	9,330	1,610	5.8	-	-	-	212,876	43,724	4.9
58	9,243	1,594	5.8	-	-	-	205,600	38,106	5.4
59	8,852	1,612	5.5	-	-	-	198,267	37,181	5.3
60	8,285	1,457	5.7	-	-	-	188,019	38,239	4.9
61	7,941	1,196	6.6	-	-	-	177,295	34,982	5.1
62	7,512	1,181	6.4	-	-	-	165,831	31,926	5.2
63	7,702	1,089	7.1	-	-	-	163,654	28,413	5.8
平成元	7,401	1,197	6.2	-	-	-	152,097	33,615	4.5
2	6,940	1,126	6.2	-	-	-	137,625	33,364	4.1
3	6,644	1,448	4.6	-	-	-	123,575	33,131	3.7
4	6,238	1,332	4.7	-	-	-	110,949	26,265	4.2
5	6,067	1,031	5.9	-	-	-	112,771	22,821	4.9
6	6,443	880	7.3	-	-	-	122,356	19,834	6.2
7	6,736	806	8.4	-	-	-	136,551	18,407	7.4
8	6,833	768	8.9	-	-	-	145,681	17,277	8.4
9	6,706	656	10.2	-	-	-	146,932	16,613	8.8
10	6,922	584	11.9	-	-	-	147,542	14,178	10.4
11	6,766	477	14.2	-	-	-	145,067	11,787	12.3
12	6,888	504	13.7	-	-	-	147,098	11,021	13.3
13	6,726	500	13.5	-	-	-	147,425	12,606	11.7
14	7,000	708	9.9	-	-	-	150,977	16,688	9.0
15	7,312	694	10.5	-	-	-	155,624	18,801	8.3
16	7,740	749	10.3	-	-	-	160,357	20,314	7.9
17	8,086	744	10.9	-	-	-	164,393	21,606	7.6
18	8,196	835	9.8	-	-	-	161,443	22,537	7.2
19	8,362	840	10.0	304	73	4.2	165,251	22,647	7.3
20	8,611	886	9.7	259	44	5.9	161,300	24,850	6.5
21	8,989	973	9.2	820	99	8.3	158,874	25,897	6.1
22	9,228	982	9.4	1,201	161	7.5	166,747	26,886	6.2
23	9,552	1,095	8.7	1,318	150	8.8	178,380	29,633	6.0
24	9,715	1,184	8.2	1,367	131	10.4	180,238	30,930	5.8
25	9,827	1,171	8.4	1,390	152	9.1	180,902	31,107	5.8
26	9,578	1,174	8.2	1,562	163	9.6	177,820	31,259	5.7
27	9,783	1,337	7.3	1,651	179	9.2	174,976	32,247	5.4
28	9,890	1,334	7.4	1,602	208	7.7	170,455	32,472	5.2
29	9,840	1,328	7.4	1,813	238	7.6	166,068	31,957	5.2
30	9,696	1,451	6.7	1,886	254	7.4	160,667	32,986	4.9
令和元	9,212	1,468	6.3	1,864	234	8.0	148,465	34,952	4.2
2	9,040	1,380	6.6	1,678	207	8.1	138,042	34,875	4.0
3	9,239	1,319	7.0	1,616	201	8.0	134,267	35,067	3.8

（注）各年度の数値は、各年度の「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」の公表値

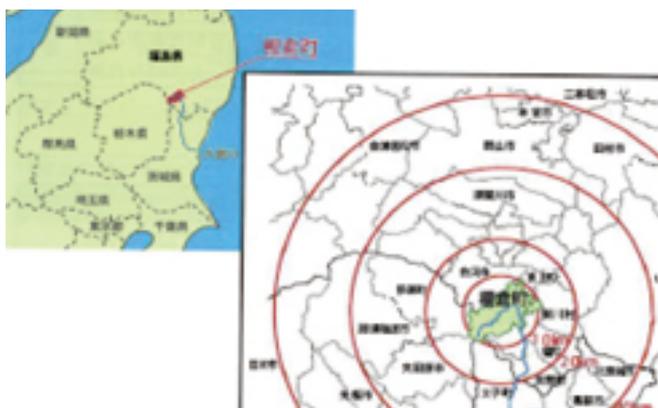
福島県棚倉町教育委員会

町ぐるみのキャリア教育の推進

～体験・評価・保幼小中高の連携を通して～

はじめに

棚倉町は、福島県、栃木県、茨城県の三県の境に位置する八溝山麓に広がる城下町である。人口は13,499人、面積は159.93km²。町内には、4つの小学校と1つの中学校がある。(令和4年1月現在)



本町の位置

本町では、小学生の職業体験活動「チャレキッズ」などを充実させると共に、早期から資質・能力の育成に目を向け、自己マネジメント力を育成するよう実践してきた。また、キャリアパスポートなどのポートフォリオ教材についても先行して実施してきた。

本稿では、棚倉町教育委員会が主導してきたキャリア教育の取組を、体験活動の実施、資質・能力の指導と評価、校種をつないだ資質・能力の育成、保幼小中高の連携の点から報告する。

1. 資質・能力の育成 - 「ほめポイント」 -

キャリア教育で身に付ける4つの基礎的・汎用的能力「自

己理解・自己管理能力」「人間関係形成・社会形成能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」は、自己を理解し、他者や社会に関わり、目の前の課題を解決し、自己の将来へ目を向けていく力である。

仕事に就くことに焦点を当て、実際の行動に現れる観点から4つの能力に整理した。

<p>「人間関係形成・社会形成能力」 多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。</p>	<p>「自己理解・自己管理能力」 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力である。</p>
<p>「課題対応能力」 仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力である。</p>	<p>「キャリアプランニング能力」 「働くこと」の意義を理解し、自らは果たすべき様々な立場や役割との関係を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力である。</p>

基礎的・汎用的能力（中教審答申より）

(1) 資質・能力の「具体化」「重点化」

本町の特徴的な取組としては、育てたい資質・能力を教師が重点化して、児童・生徒に意識させ、「ほめポイント」の形で具体化し、教師間や保護者等で共有して、全教育活動を通して育成することが挙げられる。

「資質・能力の重点化」

四半期ごとに育てたい資質・能力の設定

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
身に付けた資質・能力	課題対応能力	課題対応能力	課題対応能力	課題対応能力	課題対応能力	課題対応能力
育成するべき資質・能力	自己理解・自己管理能力	自己理解・自己管理能力	自己理解・自己管理能力	自己理解・自己管理能力	自己理解・自己管理能力	自己理解・自己管理能力

第3四半期 育てたい資質・能力の一覧表

「ほめポイント」として見取ったらみんなで認めほめる

棚倉小学校での四半期制

上図のように、棚倉町立棚倉小学校では、前期（本町小学校は二学期制である）をさらに半分にした四半期制を設定し、3ヶ月ごとに資質・能力の評価サイクルを回している。

(2) キャリアパスポートによる「共有化」

自ら学ぶ

○キャリアパスポートの活用⑥

教務主任がつなぐ

通知表とキャリアパスポート

○通知表の学校と家庭の通信欄をキャリアパスポートが担うことで、これまで2回だったやりとりが、4回可能となる。
すなわち・・・

RVPDCマネジメントサイクルを4回実践できることとなる
(児童は3回改善できる)

↓

成果と課題を積み重ねていく



社川小学校での「共有化」

上図のように、棚倉町立社川小学校では、「ほめポイント」による指導の成果をキャリアパスポートに担任のコメントとして掲載した。それを保護者と共有することで、通知表の所見欄の機能をキャリアパスポートが果たすようにして、年2回の通知を年4回知らせ、子どものよさを伝えることができた。結果的に働き方改革にもつながっている。

2. 体験活動 —職業体験とふるさと学習—

総合的な学習の時間だけでなく、生活科の町探検や社会科の見学学習など、働く人の姿に触れる機会を大切にしている。

(1) 小学生の職業体験「チャレキッズ」

本町では、中学生の職場体験活動に加えて、平成26年度より小学生の職場体験活動「チャレキッズ」を実施している。町内の事業所の協力を得て、小学校第5・6学年で取り組んできた。教育課程に位置付け授業日に実施している。



チャレキッズ6年参加事業所



チャレキッズ（書店でのポップづくり）

町内の企業や商店について体験したことを共有し、地域社会で働く人の姿について理解を深め、中学校での職場体験につなげている。

(2) 役場から民間企業へ

小学校第4学年の総合的な学習の時間は、2回の役場見学に取り組んだ事例がある。

第1回目の見学では、「役場で働く人の仕事を知る」「役場で働く人と仲良くなる」ことを目的として実施した。事後のまとめで「課と課のつながり」「お金の出所」「町のために働く意義」などの新たな疑問が生じた。



役場見学4年（2回目）

2回目の見学では、役場職員の仕事について理解を深め、町民のために働くことの意義を自分なりに理解でき、民間企業ではどうかという新たな追究につながったのである。

**授業の様子 ～A児の姿を通して～
「自分のため」から「他の人のために」へ**

T : アンケートしたよね。一番多かった言葉って何だと思う？
 全員：お金か・・・。
 A児：A児のワークシート「野菜のお金。子どものため」
 -中略-
 T : どの課で働いてみたい？
 A児：(各グループの手作りのパンフレットをじっくり見ながら)
 「子ども教育課。理由：いじめとけんかがなくなるようにしたいから町にしたいから」とワークシートに書く。
 -中略-
 T : (本児のワークシートの理由を指さして)
 これ、パンフレットに書いてあったの？自分で思ったの？こういう人になってほしいなあ、先生。
 T : それでは、書いたこと発表してください。
 A児：(手を挙げ、指名され、発表する。ワークシートに書いたことを発表する。声は小さいが、発表したい気持ちが伝わる)
 -中略-
 T : 働くことのよさについて、書いてみよう。
 A児：「自分が楽しくて、自分に向いていたり、人のため、地域の人の誰か(のため)は、自分のためになるから」とワークシートに書く。

事後の授業における対話

さらに、役場職員への事後のアンケートでは、「自己の職務を見直す機会となった」「自己の職務への意欲を高めた」と全体の45%が回答し、職員にもよい影響を与えたのである。

3. 資質・能力の評価 —指導に生かす—

資質・能力を評価し指導に生かしている。

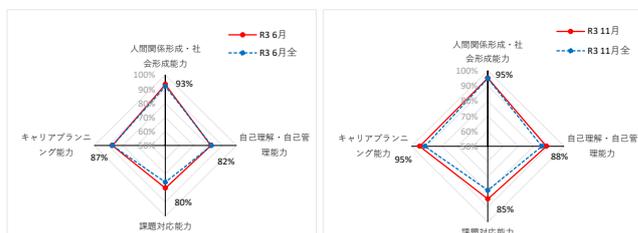
(1) キャリア教育意識調査

本町の特徴的な取組に「キャリア教育意識調査」がある。これは、児童・生徒を対象としたアンケート調査によって、「基礎的・汎用的能力」の傾向を把握する取組である。4つの能力について四項目ずつが設定されており、それを4件法で回答するものである。(詳しくは、日本キャリア教育学会編『新版キャリア教育概説』東洋館出版 2020年 165～167頁参照)

調査結果は、学力とも相関があることが確認されており、6月と11月に実施し、6月の結果を基に個に応じて指導している。同時期にQUテストも2回実施しており、その結果と併せて集団生活への適応という点からも、個に応じた指導がなされている。

社会関係形成能力	1	相手にわかりやすいように、自分の考えや気持ちを伝えようとしている。
	2	友だちと話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる。
	3	人が困っているときは、進んで助けている。
	4	学級の友だちとの間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている。
自己理解・自己管理能力	5	自分の短所はなおし、長所はさらに伸ばそうとしている。
	6	授業で新しい問題に出合ったとき、それを解いてみたい。
	7	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う。
	8	自分にはよいところがあると思う。
課題対応能力	9	わからないことやもっと知りたいことがあった時、調べたり、人に聞いたりしている。
	10	難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している。
	11	授業で問題を解くとき、もっと簡単に解く方法がないか考える。
	12	授業で学んだことを、ほかの学習や生活に生かしている。
キャリアプランニング能力	13	将来の夢や目標を持っている。
	14	勉強をするとき、自分で考えて計画を立てている。
	15	国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つ。
	16	人の役に立つ人間になりたいと思う。

R3 6月 → R3 11月 棚倉中 1年 全体との比較

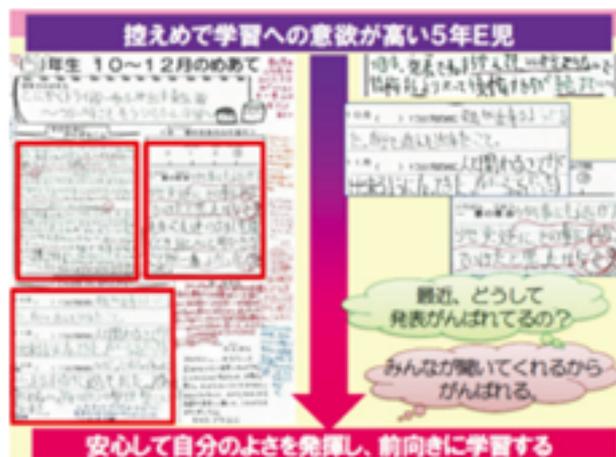


		R3 6月	R3 6月全	増減		R3 11月	R3 11月全	増減	
1	人間関係形成・社会形成能力	93%	92%	1%	1	人間関係形成・社会形成能力	95%	95%	0%
2	自己理解・自己管理能力	82%	82%	0%	2	自己理解・自己管理能力	88%	85%	3%
3	課題対応能力	80%	76%	4%	3	課題対応能力	85%	79%	6%
4	キャリアプランニング能力	87%	87%	0%	4	キャリアプランニング能力	95%	91%	3%

調査項目と調査結果

(2) キャリアパスポートの活用

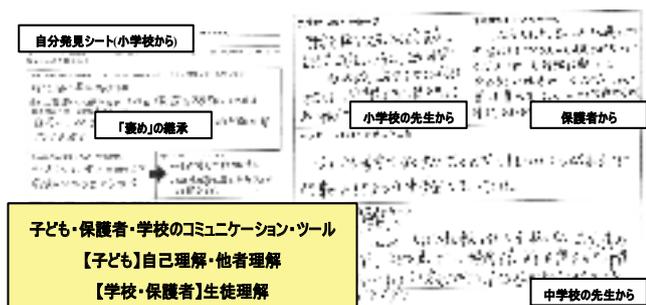
本町では、児童が活動を記録し蓄積する教材(キャリアパスポート)を最大限に活用している。活用のポイントは、「振り返る」「学年や校種をつなぐ」「自己理解や児童理解を深める」ことにある。資質・能力を育成するためには、振り返って成長を確認し、よさを継続して称賛することで、自己の成長を肯定的にとらえさせることが必要である。



キャリアパスポートの活用(棚倉小学校)

キャリアパスポートの中身は、「学期や行事等の目標と反省」「将来の夢や目標等を考える活動記録」等である。その他に、幼稚園から小学校への「就学支援シート」、小学校から中学校への「自分発見シート」、中学校から高等学校へは、入試準備のために作成した資料などを送付している。

(2) キャリア・パスポートの活用



キャリアパスポートの活用（棚倉中学校）

キャリアパスポートに記録する内容は、自己肯定感や自己有用感の根拠となるものが望ましい。未だに、「よくないものをよくする」ことが指導であるとする傾向は強い。適切でない見方や考え方、行動様式を否定することだけでは、資質・能力は向上しない。その見方や考え方、行動様式の中に、肯定できる部分を見つけ出しそれを伸ばすことも必要となるのである。否定的な内容は残すべきではないと考える。

本町では、キャリアパスポートによるガイダンスとカウンセリングの充実を目指している。

4. 資質・能力をつなぐ ー保幼小中高でー

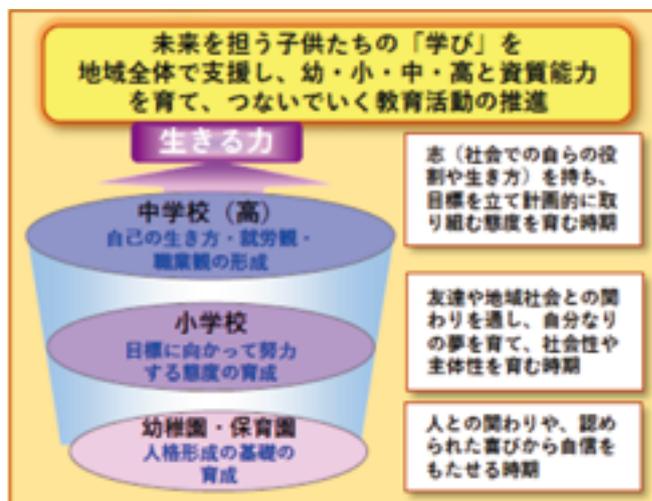
キャリア教育は、「つなぐ」教育である。教科等横断的に、学校から地域へと、そして保育園から高等学校まで校種間をつないで資質・能力を育成する教育である。

(1) 「ほめポイント」でつなぐ

資質・能力は、自己が意識することを前提として、他との関わりの中で育成される。しかも、具体的な行為と結びつけられ価値づけられ、類似の場面で同様の行動ができるようになり、身に付くものである。

キャリア教育は、就学前段階から多様な高等教育機関

まで、系統的、体系的に行われる教育である。そこで育成する資質・能力は、校種間をつないで育成することが必要となる。



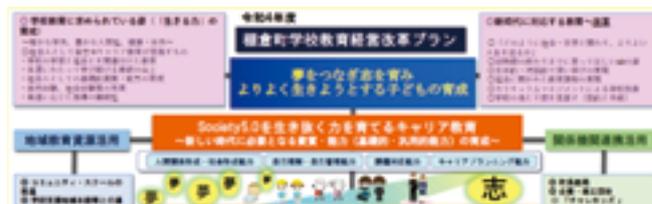
本町学校教育改革プランより

保育園から幼稚園へは、保育者同士が話し合いの場を持つ。幼稚園から小学校にかけては、保護者と教師が「就学支援シート」を作成し「ほめポイント」を共有する。小学校から中学校へは、「自分発見シート」を活用する。

「何を認められてきたか」を共有することで、評価と指導の仕方につながりが生まれる。

(2) 夢をつなぎ志を育む（立志教育）

本町では、「夢をつなぎ志を育みよりよく生きようとする子どもの育成」を目指している。「夢」や「志」が明確であれば、意欲は持続し、継続的な努力が可能となる。それらは、一人一人異なるし、その都度変化していくものである。しかしながら、指導するためには、ある程度共通的に考える枠組にしていく必要がある。



令和4年度学校教育改革プラン

「夢」や「志」をどう考えるか。

例えば、「甲子園大会に出場」「プロ野球選手になる」などは目標で、「野球で社会に貢献する」は目的であると

のように整理すると、目標が達成できなくても、目的が明確であれば次の目標を設定できることに気付く。

夢や志を持つ

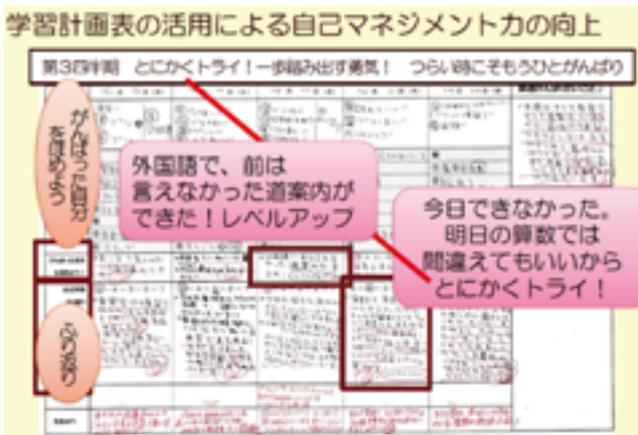


「夢」と「志」について

自己の将来を様々な視点から考え、それを集団の構成員（学級の仲間）や教師と共有する。肯定的に受け止めてもらえたなら、意欲は高まり、今の学びを将来につなげやすくなるであろうと思われる。中学校では、第2学年後期に行う「立志式」を中心に総合的な学習の時間と学級活動を関連させた「志」を育成するカリキュラム・マネジメントを実践している。

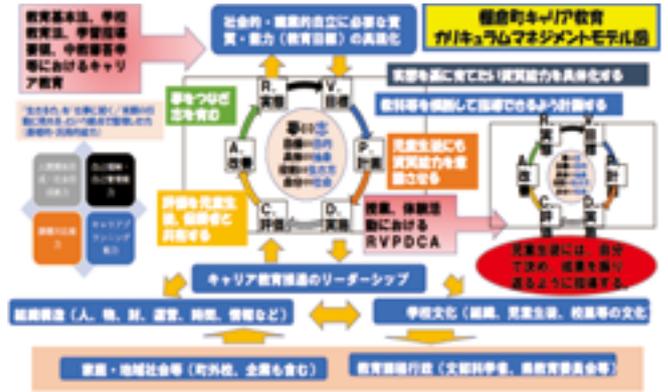
おわりに

学習計画表（スケジュール表）の作成による自己マネジメント力の育成や町内の県立修明高等学校の課題研究発表会への中学生の参加などの学びでつなぐ中高連携など述べ足りないことも多い。別な機会があれば報告したい。



学習計画表の活用（柵倉小学校）

今後の方向性は、次の通りである。



カリキュラム・マネジメントモデル図

- 文部科学省委託の「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究」に取り組み「持続可能な地域社会の創り手」を育成する。
- キャリアパスポートを最大限に活用し、教師や保護者、地域住民が対話的に関わり、保幼小中高を通した資質・能力の育成に努める。
- 授業では、カウンセリングの手法により、対話的な関わりで肯定感や有用感を高める。



対話的な関わりで資質・能力を育成する授業

対話的な関わりにより、子ども自身が自覚していない成長や変容に気付かせたり、一人一人が自らの成長を肯定的に認識できるように働きかけたりすることで、資質・能力は育成される。そのためにも、育成すべき資質・能力を重点化・具体化して指導する「ほめポイント」の考え方に基づいて、今後も教育活動を展開したい。

宮崎県宮崎市教育委員会

宮崎市版「未来の教室」 の実現に向けて

～自ら答えを生み出す力を育てる教育への転換～

はじめに

今、学校教育の在り方は大きな転換点を迎えている。
GIGAスクール構想によって児童生徒1人1台の端末が整備されたことにより、基礎・基本の学力の定着はもちろんのこと、今後テクノロジーを活用しながら、自分や地域、社会の課題に対して、探究的に解決する学びをとおして、「新しい答えを生み出す力」を育ていける『令和時代のみやざきの教育』に大きく舵を切ることが必要であるととらえている。

そこで本市では、Society5.0 時代や予測困難な時代を生き抜くことを見据え、子ども達が次代を切り拓いていく力を育むためには、教育の情報化等の方策を考えると同時に、今後どのような資質や能力を身に付けることが必要であるのか、また、どのような教育を展開していけばよいのか、その方向性を定めることにしている。

1. みやざきっ子よ、大樹のように育て!

宮崎市ではこれから育てたい子どもの姿を、「自分や地域の課題に向かって、他者と協働しながら、主体的・創造的に解決し、自ら未来を切り拓く子ども」とし、将来どのような苦難にも揺るがず、大樹のようにたくましく育ってほしいという願いを込め、右の図のようなイメージとした。



大樹の「根」の部分には、主に地域・家庭・学校が一体となって子ども達を支える教育環境の整備である。「幹」の部分には、豊かな感性や思いやりなど、いわゆる人間としての基盤となる資質であり、豊かな感性を育む教育の充実である。特に「葉」となる部分は、次代の子ども達に求められる資質・能力として、〈①学んだ知識・技能を活用する力、②仲間と協働する力、③自らの答えや価値を創造する力、④主体的に学びに向かう力、⑤情報を活用する力〉を5つの力として重視しながら育成に努めたい。

2. 教育の情報化に向けた総合的な取組

(1) 「未来の教室」教育戦略デザインの構想

AI時代を生き抜く子ども達にとって、1人1台タブレット端末の効果的な活用や新たな学びの構築は教育界の大きな変革であり、喫緊の課題でもある。

本市では、教育の情報化に伴う総合的な教育施策の実現に向け、教育委員会事務局内に『宮崎市版「未来の

教室」教育戦略デザイン』（以下、教育戦略デザイン）（※下の図）を構想する会議を設置し、これからの方策や取組についての道筋を議論しているところである。



(2) 宮崎市教育委員会教育CIOの創設

GIGAスクール構想が全国的に進められる中、学習指導要領の着実な実施や中央教育審議会答申を受け、どのような本市の教育戦略デザインを構想していくべきかが課題であった。

そこで、ICT活用の方策やデジタル・シティズンシップの育成に関する方策など、新しい学校教育の在り方に対し、専門的知見を有する立場から総合的に助言・提言を受けるため、2021年4月に「宮崎市教育委員会教育CIO（情報統括責任者）」（以下、教育CIO）を創設した。

教育CIOには、民間人の登用を考え、文部科学省のGIGAスクール構想や中央教育審議会答申の策定に関わった中央教育審議会臨時委員である神野元基氏に就任していただき、会議での助言をはじめ、本市が開催した教育講演会や教職員研修会の講話等、多方面でご尽力いただいている。

(3) 未来の教室キャラバンの開催

教育戦略デザインの構想を実現するための第一歩として、2020年2月に経済産業省が主催する『「未来の教室」キャラバン in 宮崎市』を開催した。このキャラバンには、多くの市内小・中学校の教職員をはじめ、行政関係者等の参加もあり、教育の情報化に対する方向性を議論されたことにより、施策推進の契機となった。

3. 「未来の教室」の実現に向けて

(1) タブレット端末の活用

1人1台のタブレット端末や通信網の整備については、本市教育情報研修センターを中心に、学校への説明や活用の手引きなどの資料提供を行いながら丁寧にかつ迅速に進めた。

また、同時に学校においても積極的なタブレット端末の活用が図られ、調べ学習等における検索はもちろんのこと、学習支援ソフトの活用により、子ども達一人ひとりの考えが可視化されたり、瞬時に共有されたりすることで、効率的で協働的な学び合いを行うことができるため、「わかる・できる」と実感できる授業づくりが進められていると報告されている。

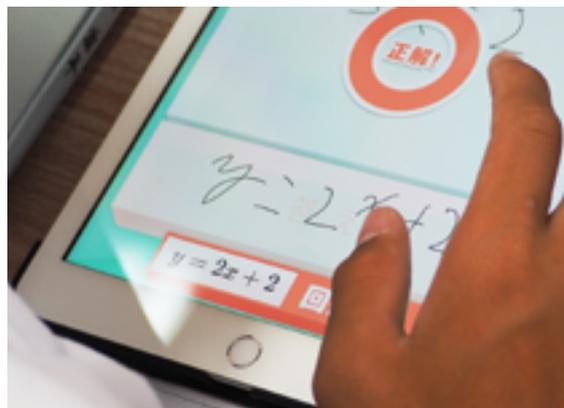
他にも、タブレット端末の学習支援ソフトや教師用の校務支援システム等の活用により、採点業務や成績管理、課題プリントの作成や印刷業務の負担が軽減され、教員の働き方改革につながっているとの声もある。今後も、子ども達の学習に関する効果に加え、教職員が子ども達と向き合う時間の確保などの業務の改善にもつながると期待される。

(2) AI型ドリル教材の導入と活用

本市では、AI型ドリル教材を活用して、個別最適な学びを実現するために、経済産業省による「Edtech 導入実証事業」に参加した。

具体的な実践を行うモデル校には、事前に役割や指導体制などの説明会を行い、AI型ドリル教材である「Qubena(キュービナ)」を使いながら授業や補充学習で活用していただいた。

実証事業における「Qubena(キュービナ)」の活用は、教育戦略デザインの構想のもと、「導入期・拡充期・充実期」という段階で計画し、朝自習の時間や1単位時間の授業、または単元末の習熟の時間などで進められた。



今年度、市の予算で本格的に導入し、現在、全小中学校72校の小学校5年生から中学校3年生までが様々な学習場面で活用している。

AI型ドリル教材である「Qubena(キュービナ)」の特徴として挙げられるのは、子ども達1人ひとりの解答や学習データから間違いの原因をAIが解析し、その原因を解決するために、その子どもが解くべき問題を出題することで、学習内容の知識・技能の習得に関する最適な学びを提供することである。

また、指導者側にとって子ども達の学習状況や理解度などの学習履歴(学習ログ)が客観的なデータとして、リアルタイムに管理者用端末で確認できるため、1人ひとりのきめ細かな指導に役立てることが可能である。

さらに指導者が、子ども達にとって理解度が低かった問題を選択し、意図的に配信できるため、補充学習や家庭学習でも活用できる。

今後は、「Qubena(キュービナ)」の活用だけにとどまらず、学習形態の工夫や指導体制の在り方についても研究し、これまでの指導法と組み合わせたベストミックスを目指して、学習意欲の向上や学力向上を進めたい。

(3) 自宅持ち帰りとオンライン学習の実施

新型コロナウイルス感染症や豪雨災害等の非常時による臨時休校や家庭学習の充実等を想定し、学校以外においてもオンライン学習が可能となるよう2021年の7月からタブレット端末の自宅持ち帰りの試行を始め、10月には市内の全小中学校で持ち帰りを行っている。

活用の場面として、学校と家庭をつなぎオンラインで授業を行うケースや「Qubena(キュービナ)」や授業支援ソフト(ロイロノート)等を使ってオンラインで配信された課題を計画的に学習するケースも見られた。

4. デジタル・シティズンシップの育成

(1) PTAと一体となった取組へ

端末の持ち帰りの際に課題となったのは、持ち帰りのルールや故障・紛失等のトラブル、保護者への周知・理解や不安の解消等であった。

運用に関するルールづくりについては、市で統一した管理及び活用のルールを作成し、学校が実態に応じてカスタ

マイズできるようにした。保護者には同意書を提出する流れで端末の持ち帰りや運用の理解を促すこととした。

また、これまでも保護者等から、健康面に関するものやルールメイキング、メディア・リテラシーの育成に関わる課題について質問や意見があったため、市のPTA連合会や関係団体と意見交換の場や課題を解決する体制づくりについて議論を進めている。

今後、デジタル社会に生きる子ども達にとって必要とされる人権意識や消費者意識、プライバシー保護やセキュリティの知識習得などに関わる、いわゆる「デジタル・シティズンシップ」の育成が急務であるため、地域・家庭・学校が一体となったデジタル・シティズンシップ教育に関する研究や啓発について、次年度より取り組んでいくこととしている。

(2) ICT活用による不登校支援体制の整備

学校以外におけるICTの活用は、オンラインによる家庭学習のほか、不登校状態にある子ども達に対しても、オンラインツールや授業支援ソフト、AI型ドリル教材等を使って、家庭と連絡を取り合うなど、コミュニケーションの機会の確保や学びの保障を行う取組を行っている。

2021年の10月に行った本市の調査では、不登校児童生徒が在学する学校において、55.2%の児童生徒がタブレット端末を活用しているとの結果が報告されている。

例えば、ある小学校の事例では、全く学校へ登校できずにいた児童は、元々歴史に興味があり、オンライン授業を通じて社会の歴史学習に参加できたことをきっかけとして、学校の教育相談室に登校できるようになったケースがあった。その後も、修学旅行に向けた話合いの際には、5回ほど教室に入ることができるようになったとの報告もあった。

現在も様々な活用事例や効果的な改善事例が増えており、児童生徒や保護者との信頼関係づくりや連絡手段において、電話連絡や訪問等以外のコミュニケーションツールの一つとして活用を促進していきたい。

(3) 教職員研修の充実

本市が推進する『宮崎市版「未来の教室」の実現』に向け、教職員のICT活用スキルや指導力の向上、情報モラル等は必要不可欠である。

さらにICT活用の先にある「新たな学びの在り方」とし

て、探究的・教科横断的に学ぶ「STEAM教育」への理解も重要であることから、今年度、市内の小・中学校から教職員に参加していただき、教育委員会主催の「未来の教室教育講演会」を開催した。

講師には、経済産業省商務・サービスグループ・サービス政策課教育産業室長の浅野大介氏、同室専門官の高井潤氏を招聘し、本市の神野教育CIOや実践モデル校の管理職、教職員とともに講演会やパネルディスカッションを行った。講演会中には、教職員にタブレット端末を配付し、授業支援ソフト（ロイロノート）を使って質問や意見を送受信しながら、双方向で対話的な意見交換を行うことができた。



モデル校の一つである宮崎市立住吉南小学校では、プレミアムマンゴーとして全国的に認知度が高い「太陽のタマゴ」を例にとり、5年生がブランディングの手法を学び、地元のお米に関する学習に生かしながら、持続可能な食糧生産や流通・販売のしくみを考えるという探究的な学習を展開している。次年度は、文部科学省「授業時数特例校」等の制度利用を見据え、学校裁量による弾力的な教育課程の編制・実施の推進に努めたい。



5. 探究的・教科横断的な学びの充実

(1) 地域の特性を生かしたSTEAM教育の推進

本市では、新たな教育の方向性について「教科を横断し、自分の立てた課題に対して、主体的に試行錯誤しながら自分の解決策を求める教育」が重要であると考えており、カリキュラム・マネジメントによる探究的・教科横断的な学習が日常的に実践されることが「自ら答えを生み出す力」の育成につながるととらえている。

そこで、STEAM教育の実現に向けた基本的な考え方を整理し、キャリア教育やコミュニティ・スクールなど、既存の教育施策と関連づけながら、新規事業の構築を検討している。

現在は市内小中学校3校をモデル校として、経済産業省実証事業による教材づくりへの協力や探究的な学習を位置付ける教育課程の編成と実践に取り組んでいただいている。

おわりに ～GIGAスクール構想の、その先へ～

Society5.0時代を生き抜く子ども達が、「主体性・協働性・創造性」を発揮できる個別最適な学びの実現は、我々教育委員会の使命である。

だからこそ、いつの時代にも必要な人間教育の根幹は大切にしつつ、これまで培ってきた教育を継承しながら、『宮崎市版「未来の教室」の実現』に努め、大樹のように成長できる「みやざきっ子」を育てていきたい。



長野県教育委員会

地域と共にある学校づくりを目指して

長野県教育委員会 教育長 原山 隆一

1. 信州型コミュニティスクールとは

長野県では、昔から地域と学校のつながりが強く、登下校の見守り活動や特別活動、総合的な学習の時間等で地域との連携を深めてきた経緯がある。

長野県では平成 25 年度から、それまで各学校と地域の間で築き上げてきた土台の上に、地域住民の学校運営参画と学校支援（後に地域学校協働活動）を連携させて進めていく仕組である「信州型コミュニティスクール」（以下「信州型 CS」と記述）がスタートし、平成 29 年度末に県内全ての小中学校に導入され、学校と地域の関係が深まってきている。



2. 信州型 CS の特徴

信州型 CS では、学校と地域の会議体である学校運営委員会を学校長が設置している。委員の任命は学校長が行い、育てたい子ども像の共有、協働活動に係る意見交換、学校評価を学校運営委員会で行っているが、教職員の任用については扱わない。地域コーディネーターかボランティア組織の代表を委員に任命することで、地域住民による学校運営参画と協働活動を学校運営委員会での一体的

に推進しており、この点は国 CS が地域学校協働本部を別組織としていることと異なる。このため、信州型 CS では、学校の実情を尊重した学校と地域の連携を推進することが期待できる。なお、学校運営委員会の委員は、学校運営協議会の委員のような法的権限はもっていない。

	信州型CS	国 CS
根拠法令	なし	あり
設置者	学校長	教育委員会
委員	学校長が任命	教育委員会が委嘱
会議体	学校運営委員会	学校運営協議会
地域学校協働本部機能	含まれる	会議体とは別組織

3. さらなる連携・協働をめざして

平成 29 年度に社会教育法が改正され、地域学校協働活動が法的に位置づけられた。以後、学校運営協議会と地域学校協働活動（地域学校協働本部）の一体的な推進が推奨されるようになった。

長野県では、信州型 CS も学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）もともに「地域と共にある学校づくり」を目指す制度であると考えている。平成 29 年度に学校運営協議会の設置が努力義務化されたこと等を受け、県教育委員会では信州型 CS と学校運営協議会のそれぞれの特長について学校や地域、市町村教育委員会の理解を図りながら、地域の実情等に応じて学校運営協議会を導入する市町村への支援を行っている。

4. 県内の学校運営協議会の導入例

① 「魅力ある学校づくりをめざして」（大町市の取組）

大町市教育委員会では、「魅力ある学校づくり」を目指

して、令和2年度から市内の全小中学校に学校運営協議会が導入された。先行的に学校運営協議会を導入していた美麻小中学校（義務教育学校）と八坂小学校・中学校の事例や、信州型CSで積み上げてきた地域住民の学校運営参画に対する意識の向上をもとに、市教育委員会が学校運営協議会に参加・支援を行うことで、魅力ある学校づくりに取り組んでいる。

市教育委員会では、導入にあたって、学校長・教頭、各学校の地域コーディネーター、各学校の学校運営委員会の委員に、対象に応じた説明を行い、関係者の理解を図った。導入後は、各学校の学校運営協議会に市教育委員会職員が参加している。

また、魅力ある学校づくりを推進していくため、市教育委員会主催で学校長にカリキュラムマネジメントに係る研修を行ったり、学校関係者評価を含めた評価シートを市教育委員会が作成したりしている。

大町市では、教育委員会の支援のもと、学校と地域が連携・協力した魅力ある学校づくりが進められている。



小学校の学校運営協議会の様子

② 「学校運営協議会での協議を深めるために」

（塩尻市の取組）

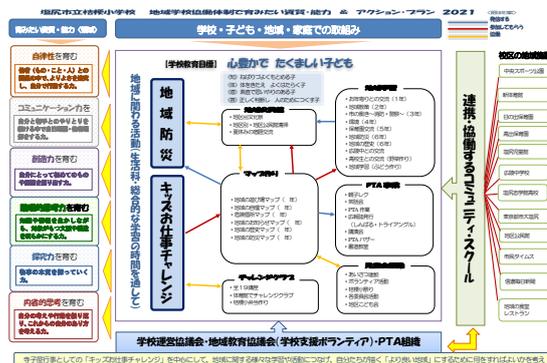
塩尻市教育委員会では、平成27年度に信州型CSが立ち上がり、平成28年度から学校運営協議会制度が導入された。教育委員会内に統括コーディネーター（地域連携コーディネーター）が1人配置され、中学校区に1名ずつ（計6名）配置されている学校支援コーディネーターの活動の統括や支援を月1回開催される会議を中心に行っている。

また、統括コーディネーター、校長、教頭、学校運営協議会会長、学校支援コーディネーターとで、学校ごとに毎月情報交換を行ったり、学校運営協議会の熟議題について検討したりして学校と地域の連携・協働が深まるよう工夫が図られている。

さらに、地域学校協働活動によって子どもたちにどのような資質や能力を育てていくのかを各校の学校運営協議会で協議し、それらをまとめた各校のアクションプランを作成している。それをもとに学校評価を行い、次年度のプランの改善に活かしている。

学校支援コーディネーターに対しては、統括コーディネーターが情報交換会や先進地域の視察、講演等の研修を企画し、資質向上を図っている。

塩尻市では、各学校で子どもたちに育みたい資質・能力を明らかにしながら学校と地域の協議が深められている。



小学校のアクションプラン例

5. 県教育委員会のアドバイザー派遣制度

県教育委員会では、平成27年度より信州型CSの推進のためアドバイザー派遣制度を実施している。地域と学校の連携に先進的に取り組んできた元学校長や元行政職員、地域コーディネーター等をアドバイザーに任命し、学校や市町村等への訪問支援、研修会等の講師として派遣している。

また、各市町村からの学校運営協議会導入への支援のニーズの高まりを受け、制度に詳しい学識者や文部科学省コミュニティ・スクールマイスターもアドバイザーに加え、学校運営協議会に係る情報提供や講演、訪問支援も行っている。

現在、7名のアドバイザーが県内各地に派遣され、令和3年度は1月末現在、28回の派遣が実施された。

県教委員会では、年2回アドバイザー連絡会を開催し、県内各地の取組の把握と課題の洗い出しを行い、次年度の重点を検討している。

今後も県教育委員会として、市町村教育委員会の考えや学校の実態に寄り添いながら「地域と共にある学校づくり」を推進していきたい。

教育長紹介



浜松市

みやざき ただし
宮崎 正

「子供を第一に考え、学校現場を大切にしながら、本市が目指す子供の姿『自分らしさを大切にする子供』、『夢と希望を持ち続ける子供』、『これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供』の育成を着実に推進していきたい。」と抱負を語る。

また、「これまでの経験で築いた人的ネットワークを生かして、自らの資質・能力の向上に努めるとともに、強い使命感を持って、課題を一つ一つ着実に解決したい。」と意欲を示す。

昭和60年、静岡県公立中学校教員として採用。県教育委員会学校人事課人事管理主事、市教育委員会学校教育部次長、市立曳馬中学校校長などを歴任し、本年1月に教育長に就任。59歳。

(浜松市教育委員会事務局教育総務課長 吉積 慶太)

令和3年度教育委員会月報（第73巻）年間目録

令和3年4・5月号(第859号)から

令和4年3月号(第869号)から

も く じ

A 大臣講演・あいさつ等	(2)
B 特集	(2)
4・5月号 今年度の重要施策と課題	(2)
6月号 義務標準法の一部改正等について	(2)
1人1台端末環境下における先端技術・教育データの利活用について	(2)
人権教育を取り巻く諸情勢について	(2)
7月号 GIGAスクール構想を推進する取組	(2)
8月号 校長の養成および研修の今日的課題	(2)
9月号 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について	(2)
10月号 令和2年度文部科学白書	(2)
教育再生実行会議第十二次提言	(2)
12月号 デジタル庁と教育について	(2)
1月号 GIGAスクール構想に関する教育関係者アンケートについて	(2)
2月号 教育データ利活用ロードマップについて	(2)
令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査について	(2)
3月号 こどもに関する各種データの連携について	(2)
教職員団体の組織の実態について	(2)
C 調査・統計	(2)
D 資料	(2)
E シリーズ	(3)
F お知らせ	(4)
G 教育長紹介	(5)
H 人事異動あいさつ	(5)
I ひとりごと	(5)

(1)

A 大臣講演・あいさつ等

- ・令和4年 年頭の所感
文部科学大臣 末松 伸介 4.1 867号

B 特集

4・5月 3.5 859号

今年度の重要施策と課題

■解説

- ・初等中等教育局
- ・総合教育政策局
- ・大臣官房文教施設企画・防災部
- ・大臣官房国際課・国際統括官
- ・スポーツ庁
- ・文化庁

6月 3.6 860号

- 1) 義務標準法の一部改正等について
—小学校35人学級の計画的な整備— 財務課
- 2) 1人1台端末環境下における先端技術・
教育データの利活用について
総合教育政策局調査企画教育DX推進室
初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室
- 3) 人権教育を取り巻く諸情勢について
～人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】
策定以降の補足資料～ 児童生徒課

7月 3.7 861号

GIGAスクール構想を推進する取組 初等中等教育局 GIGAstuDX 推進チーム

8月 3.8 862号

寄稿 校長の養成および研修の今日的課題 ～国際比較調査を踏まえて～ 愛知県立大学准教授／兵庫教育大学大学院客員准教授 葛西 耕介

9月 3.9 863号

教育職員等による児童生徒性暴力等の 防止等に関する法律について 総合教育政策局教育人材政策課

10月 3.10 864号

- 1) 令和2年度文部科学白書
総合教育政策局政策課
- 2) 教育再生実行会議第十二次提言
～ポストコロナ期における新たな学びの在り方について～
内閣官房教育再生実行会議担当室

12月 3.12 866号

デジタル庁と教育について デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当

1月 4.1 867号

GIGAスクール構想に関する 教育関係者アンケートについて デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当

2月 4.2 868号

教育データ利活用ロードマップについて デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当

■解説

- ・令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査について
初等中等教育企画課

3月 4.3 869号

こどもに関する各種データの連携について デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当

■解説

- ・教職員団体の組織の実態について
初等中等教育企画課

C 調査・統計

6月 3.6 860号

- 1) 国立の教員養成大学・学部及び国私立の
教職大学院の就職状況等について
総合教育政策局教育人材政策課
- 2) 「令和元年度学校教員統計調査」の報告
について
総合教育政策局調査企画課

11月 3.11 865号

令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生 徒指導上の諸課題に関する調査」結果について 児童生徒課

3月 4.3 869号

『教師不足』に関する実態調査』及び公立学校 教員採用選考試験の実施状況』について 総合教育政策局教育人材政策課

D 資料

12月 3.12 866号

教員免許状の授与状況 総合教育政策局教育人材政策課

(2)

E シリーズ

4・5月

3.5 859号

■地方発!我が教育委員会の取組
小学校高学年における一部教科分担制の導入による学年経営力強化事業

～学級担任から学年担任へ意識の転換を図るチーム学年経営の取組～
横浜市教育委員会

■学校事務を核に広がる!! 学校マネジメント
しずおか型 学校の働き方改革推進プロジェクト
—分析・自律・創造—
静岡県教育委員会

6月

3.6 860号

■地方発!我が教育委員会の取組
11年間の切れ目のない教育の実現
～幼小連携・小中一貫教育の推進～
茨城県行方市教育委員会

新しい時代に対応できる人材の育成
～プログラミング教育の先行実施の取組を通して～
奈良県宇陀市教育委員会

草津市小中学校体力向上プロジェクトのキセキ
～運動が好きな子どもの育成を目指して～
滋賀県草津市教育委員会

あれから10年
～施設一体型小中一貫教育学校開校までの歩み～
宮城県女川町教育委員会

「特色」と「魅力」ある小中一貫教育校への歩み
～変革を支える5年間の方策～
徳島県佐那河内村教育委員会

校則・生徒指導のあり方の見直し
熊本市教育委員会

「企業による学びの応援プログラム」
～企業等の社会貢献活動と連携した地域活動の活性化・
学校教育活動の支援をめざして～
堺市教育委員会

読み書き対応 Tsukuba モデルの取組について
～発達性ディスレクシアの早期発見早期対応システムと
専門的教員の育成～
茨城県つくば市教育委員会

■学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり
協働・協学・協育の町づくり
～一人一人が輝く持続可能な共生社会を目指して～
岡山県早島町教育委員会教育長 徳山順子

■学校における働き方改革
鳥取県における「学校業務カイゼン」の推進について
～時間のゆとりは心のゆとり「自ら変革」～
鳥取県教育委員会

7月

3.7 861号

■地方発!我が教育委員会の取組
地元のアスリートを育てる支援プログラム
～地元オリンピックが未来に繋ぐ～
北海道美幌町教育委員会

静岡茶でつながる学校・家庭・地域の食育
～静岡茶を知ろう!飲もう!楽しもう!～
静岡県教育委員会

8月

3.8 862号

■地方発!我が教育委員会の取組
住民に開かれた教育行政を目指す取組
～総合教育会議、教育委員会会議等での実践～
北海道紋別市教育委員会

特別支援教育への理解と実践力の向上を目指して
～通常学級担任と通級担当者の連携を通して～
新潟県上越市教育委員会

9月

3.9 863号

■地方発!我が教育委員会の取組
教育委員会はユーチューバー
大阪府泉南市教育委員会

■学校における働き方改革
全国の学校における働き方改革事例集について
文部科学省 初等中等教育局 財務課

■学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり
糸満の良さを引き継ぎ、誇れる子の育成
～通地域を学びのフィールドとして～
沖縄県糸満市教育委員会教育長 幸地 政行

10月

3.10 864号

■地方発!我が教育委員会の取組
近い将来八街市を支える人材を育てる教育の推進
～千葉工業大学との包括的な連携協定による実践～
千葉県八街市教育委員会

離島へき地から最先端の学びの町への挑戦
～遠隔教育「徳之島型モデル」の概要と成果～
鹿児島県徳之島町教育委員会

■学校における働き方改革
県立高等学校における部活動改革
～部活動数の適正化や地域移行の試行～
岐阜県教育委員会

11月

3.11 865号

■地方発!我が教育委員会の取組
ICTによる豊かな学びの保障
～ロードマップによる全員参加のタブレット活用～
香川県三豊市教育委員会

(3)

いじめ対策の再構築

～いじめ防止と自殺予防の強化のために～

新潟県教育委員会

■学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり 人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育

～コミュニティ・スクールの取組～

千葉県市川市教育委員会教育長 田中庸恵

12月

3.12 866号

■地方発!我が教育委員会の取組

「遊び 学び 育つひろしまっ子!」の実現に向けて

～広島県教育委員会乳幼児教育支援センターの取組～

広島県教育委員会

夏季休業明け18校の手作りオンライン授業

～市教委・学校間の危機意識の共有と方針の明確化～

福岡県春日市教育委員会

■学校における働き方改革

戸田市の小・中学校の働き方改革

～何より子供と教師が「明るく元気」であるために～

埼玉県戸田市教育委員会

1月

4.1 867号

■地方発!我が教育委員会の取組

ありのままの君を受け入れる新たな形

～不登校特例校 岐阜市立草潤中学校の挑戦～

岐阜県岐阜市教育委員会

「言語活動の充実」による授業改善

～言葉の力が一人一人の学びの質を変える～

秋田県横手市教育委員会

2月

4.2 868号

■地方発!我が教育委員会の取組

オンライン生涯学習の推進

～ICTを活用した学びの仕組み作り～

東京都葛飾区教育委員会

0歳から15歳 保幼小中一貫教育の推進

～子どもが地域に誇りと強い思いを持ち、自己の可能性を伸ばす特色ある教育の推進～

千葉県南房総市教育委員会

■学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり ふるさとへの誇りや未来を創造する心の育成 を目指して

～コミュニティ・スクールの取組～

鳥取県教育委員会

■学校における働き方改革

プランを中心に業務改善を支援

千葉県教育委員会

3月

4.3 869号

■地方発!我が教育委員会の取組

町ぐるみのキャリア教育の推進

～体験・評価・保幼小中高の連携を通して～

福島県棚倉町教育委員会

宮崎市版「未来の教室」の実現に向けて

～自ら答えを生み出す力を育てる教育への転換～

宮城県宮崎市教育委員会

■学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり 地域と共にある学校づくりを目指して

長野県教育委員会

F お知らせ

4・5月

3.5 859号

1 教育委員会関係事業の開催予定について

初等中等教育企画課

2 未来の学校へつなぐ「#教師のバトン」プロジェクトにご参加ください

「#教師のバトン」プロジェクト担当

6月

3.6 860号

1 21世紀末の日本の気候はどうなる? 「日本の気候変動 2020」

研究開発局環境エネルギー課

2 在外教育施設派遣教師の募集について

総合教育政策局国際教育課

3 自然災害時の文教施設における被害情報の 収集及び災害復旧に係る業務の大臣官房 文教施設企画・防災部への移管について

文教施設企画・防災部参事官付

4 コロナ禍における各県の教育委員会が実施 した海外留学創出に繋がる先進的な取組み 事例について

官民協働海外留学創出プロジェクトチーム

5 新たな広報プロジェクト「専修学校 #知る専」 スタート!

～専修学校の「いま」を知る あなたの「未来」がここにある

総合教育政策局専修学校教育振興室

7月

3.7 861号

令和3年度「学校における男女共同参画研修」

オンライン参加者募集について

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全室

(4)

8月 3.8 862号

#せかい部 加盟校を募集中

官民協働海外留学創出プロジェクトチーム

10月 3.10 864号

**専門高校等の生徒による学習成果発表の祭典
さんフェア埼玉 2021**

～夢と技術 彩の国から未来へ～

初等中等教育局参事官付産業教育振興室

11月 3.11 865号

**コロナ禍でも留学機運醸成に繋がる
独自の強みを活かした取り組みを行っている
県教委の事例**

官民協働海外留学創出プロジェクトチーム

**令和3年度 教育課程研究指定校事業
研究協議会のオンライン形式での開催**

国立教育政策研究所教育課程研究センター

**令和3年度「学校における男女共同参画研修」
オンラインの実施について**

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

12月 3.12 866号

**歌舞伎俳優・歌舞伎音楽(竹本・鳴物・長唄)・
文楽・大衆芸能(太神楽)研修生募集**

文化庁企画調整課

1月 4.1 867号

**専門高校等の生徒による学習成果発表の祭典
さんフェア埼玉2021**

～夢と技術 彩の国から未来へ～報告

初等中等教育局参事官付産業教育振興室

G 教育長紹介

3.6 860号／3.7 861号／3.12 866号／4.3 869号

H 人事異動あいさつ

3.6 860号／3.8 862号／3.10 864号

I ひとりごと

3.5 859号／3.8 860号／.7 861号／3.8 862号／
3.9 863号／3.11 865号／3.12 866号／4.1 867
号／4.2 868号／34.3 869号

(5)

母に感謝

中2の頃の私は、何だかわからないが、イライラした。特に親から話しかけられた時は、一層だった。何も考えず落ち着く時は、部活をしているか、夕飯までの間のゲームをする時間だった。

ある日、早く帰宅すると、リビングで弟がゲームをしていた。当然のようにゲームを取り上げると、すぐにケンカになった。すぐさまキッチンから母が出てきて、私を叱った。

私は、これまた当然のように母に反抗した。そして、今まで言ったことのない暴言を吐いた。(あまりにも酷い暴言のため、内容は文脈から想像してください)

すると母は自室へ戻り、仕事を始めた。5分後くらいだったであろうか、ゲームをしている私のところに戻った母は、紙で作った輪の前面に、三角形に切り取った紙を貼り付け、それを頭にかぶっていた。幽霊…私は、すぐさま「ふざけるなよ!」と言ったが、母からの返事は、「私は死んだと思ってください。あなたが望むようにするから。」というものだった。

それからは、母親に何を話しかけても相手にされなかった。当時の私にとっては、家族団らんとも言えない食事の時間、私の分はテーブルには用意されていなかった。ただありがたいことに、冷蔵庫には皆と同じものが入っていて、自分で温めて食べた。とはいえ、結構辛かった。だから、何度も母に謝罪した。けれど、あまりの暴言だったため、受け入れてはもらえなかった。

2カ月程経った5時間目の数学の授業中、職員室から学年の先生が私を呼びに来た。家族が迎えに来るから早退するよというものだった。すぐに支度を終え、迎えに来た車に乗り込むと、癌で入院している祖母の容態が悪く、危篤ということを知った。助手席の母は「会えるかな」と繰り返し言いながら泣いていた。

病院についた時、祖母は息をしていなかった。母は祖母の横で人目をはばからず泣いていた。私は祖母が大好きだった。ただ、母との関係もあり、どんな態度でいればいいのか、また、母に何と声を掛ければいいのか分からず黙っていた。今はこれまでの謝罪をするタイミングではないとはわかっていた。

翌日、葬儀の準備のため、親族が打ち合わせをしていた。そんな中、父に誘われドーナツのチェーン店に行った。そこで父からは、今本気で謝罪しないといけないのではないかと、言われた。いい加減懲りていた私は、打ち合わせの会場に戻ると、母が一人になるタイミングをみて、心から(と思われる)謝罪をした。

母は許してくれた。「私がたった一人の母を失った悲しみがわかるか」「あなたが言ったことは、こんな状況を望むことだったのか」「二度と言うな」と言われたのを覚えている。母の真剣に話す姿は今も覚えている。もちろん、それ以降あんな暴言は吐いていない。芯を通し接した母、2か月間も幽霊を演じた母に感謝している。今は、孫の顔を見せることで、勝手に孝行していると思い込んでいる。

このような話を前置きに、「反抗期に負けるな!お母さん頑張っ!」と保護者会で何度か話してきた。また、日々流転し成長する子供たちに、家族よりも長い時間接し、支援したり時には伴走したりできる教職は、とても魅力的な職だということも伝えている。そして、このようなことを書くと、数年前を思い出す。

ああ…また担任やりたいなあ。ここが唯一のひとりごと。

(M・S)

あとかき

■ 今回は文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課より「教職員団体の組織の実態について - 令和3年10月1日現在 -」特集解説記事がございます。

■ デジタル庁より、2月号まで特集連載した教育×デジタルからより視点を広げた「こども×デジタル」をテーマにした特集記事がございます。

■ 調査・統計として、総合教育政策局教育人材政策課より「『教師不足』に関する実態調査」及び「令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況」についての記事がございます。

■ シリーズ「地方発!我が教育委員会の取組」では、福島県棚倉町教育委員会と宮崎県宮崎市教育委員会の取組を紹介しています。特色ある取組をご覧ください。

■ シリーズ「学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり」では、長野県教育委員会の取組を紹介します。

■ 私はどうも花より団子なもので、風流よりも食べものへ関心が流れてしまいます。ただ、この長いコロナ禍を過ごしてみると、テイクアウトで食べられるものも多種多彩となり、少しずつ満たされてくると、実利的なものよりも自然や情趣あるものに心惹かれています。

年度末、年度初めは出会いと別れの季節。今年の桜はどのように映るのでしょうか。

私の担当は、この3月号が最後になります。半年間という短い時間でしたが、皆様のお力添えに感謝申し上げます。ありがとうございました。



「教育委員会月報 令和4年3月号 No.869」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL : 03-5253-4111(代表)
- ・URL : <https://www.mext.go.jp>



文部科学省